

# 「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」

(令和元年度事業実績・評価、平成28年度～令和元年度総合評価、令和2年度以降事業計画)

- 第1章 基本的な考え方
  - 第1節 計画策定にあたって
    - 1 計画の策定趣旨
    - 2 計画の位置づけ
    - 3 計画の期間
- 第2章 基本的施策の推進方針
  - 第1節 人権擁護の確立
    - 1 個人情報の保護
    - 2 人権相談の充実
    - 3 差別事象への対応
    - 4 インターネットにおける人権問題への対応
  - 第2節 人権教育・啓発の推進
    - 1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実
      - (1) 学習機会の提供、情報提供
      - (2) 人材養成
    - 2 就学前における人権教育・保育の推進
    - 3 学校における人権教育の推進
    - 4 社会教育における人権教育・啓発の推進
    - 5 企業等における人権啓発の推進
  - 第3節 社会参画の推進
  - 第4節 就労・雇用の促進
  - 第5節 社会福祉の増進
    - (1) 地域福祉の充実
    - (2) 公的医療保険、介護保険制度の啓発
  - 第6節 保健衛生の推進
  - 第7節 生活環境の改善
    - (1) 住環境の整備
    - (2) 住宅の整備
- 第3章 人権課題8分野における施策
  - 第1節 部落の完全解放の実現
  - 第2節 障がいのある人の人権保障の実現
  - 第3節 男女の人権が尊重される社会の実現
  - 第4節 先住民族の権利回復の実現
  - 第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現
  - 第6節 子どもの人権保障の実現
  - 第7節 高齢者の人権保障の実現
  - 第8節 その他マイノリティの人権保障の実現
    - 1 病気にかかわる人の人権
    - 2 刑を終えて出所した人の人権
    - 3 犯罪被害者等の人権
    - 4 性的マイノリティの人権
    - 5 拉致被害者等の人権

## 【評価方法について】

◎事業計画どおり実施し、期待できる。

○事業計画どおり実施したが、まあまあ期待できる。

△概ね事業計画どおり実施したが、効果を把握することが困難。または、効果が現れなかった。あまり期待できない。

- 評価できない。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

第2章 基本的施策の推進方針

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

□ 現状と課題

近年、全国的に八土業の個人情報不正取得が社会問題となっており、登録型「本人通知制度」の啓発を図るとともに、インターネット上と同和地区の地図が公開されるとともに、電話帳情報や写真画像情報がリンクされることで、極めて配慮を要する情報や個人情報がネットに公開されていることから、さらに充実した個人情報保護と人権擁護・救済施策の推進が必要となっている。

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	個人情報の保護	情報化社会の情勢を踏まえながら、個人情報に関する法令を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。	総務課	個人情報保護条例の運用	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行った。また、番号法その他法令の規定との整合性を図るため、条例等に所要の改正を加えるなど、制度推進に努めた。	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行った。また、番号法その他法令の規定との整合性を図るため、条例等に所要の改正を加えるなど、制度推進に努めた。	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行った。また、番号法その他法令の規定との整合性を図るため、条例等に所要の改正を加えるなど、制度推進に努めた。	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行う。番号法その他法令の規定との調和を図りつつ、個人情報の保護を行う。	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行った。	○	個人情報の保護に努めた。	○	倉吉市個人情報保護条例その他の個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の保護を行った。	条例の規定に基づき保有個人情報の本人等からの開示請求等の制度を実施し、及び保有状況等の公表を行う。番号法その他法令の規定との調和を図りつつ、個人情報の保護を行う。特に、行政事務のICT化の進展を踏まえながら、適宜に制度の検討、見直し等を行う。
2	職員の資質向上	地方公務員法等に定められている守秘義務の履行はもとより、プライバシーの保護についての認識を深めるとともに、人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう資質の向上に努めます。	職員課	職員研修	新規採用職員基礎研修、新任係長級研修及び臨時職員・非常勤職員研修において、「行政と人権」というテーマで人権に関する研修を実施した。また、市単独実施の新規採用職員研修において、「人権同和教育町内学習会」への参加についての研修を実施した。地区職員人権啓発推進連絡会を通じて町内学習会への参加を呼びかけた。また、町内学習会に参加できなかった職員を対象に補講を行った。(市職員の町内学習会参加率58.6%、補講後86.3%) 各職場において、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえた今後の取組と課題等をテーマとして人権問題研修会を実施した。(職場内人権問題研修参加率85.8%)	新規採用職員基礎研修において、「行政と人権」というテーマで人権に関する研修を実施した。また、市単独実施の新規採用職員研修において、「人権同和教育町内学習会」への参加についての研修を実施した。地区職員人権啓発推進連絡会を通じて町内学習会への参加を呼びかけた。また、町内学習会に参加できなかった職員を対象に補講を行った。(市職員の町内学習会参加率58.6%、補講後86.3%) 各職場において、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえた今後の取組と課題等をテーマとして人権問題研修会を実施した。(職場内人権問題研修参加率85.8%)	新規採用職員基礎研修において、「行政と人権」というテーマで人権に関する研修を実施した。また、市単独実施の新規採用職員研修において、「人権同和教育町内学習会」への参加についての研修を実施した。地区職員人権啓発推進連絡会を通じて町内学習会への参加を呼びかけた。また、町内学習会に参加できなかった職員を対象に補講を行った。(市職員の町内学習会参加率53.7%、補講後89.9%) 各職場において、人権問題に関するテーマを設定し、人権問題研修会を実施した。教育委員会については、職場におけるハラスメント防止に関する研修をテーマに指定した。(職場内人権問題研修受講者481人) 全職員を対象にLGBT研修を実施した。(受講者 579人)	人権問題に関する啓発を行うため、次に掲げる取り組みを行う。 (1) 職場研修の充実 人権問題に関する啓発を行うため、「今具体的に、私たちの身近で発生する差別事象に学ぶ」等をテーマに、職場内研修会を実施する。 (2) 町内学習会への参加 市職員地区別人権啓発連絡会を通じて職員に町内学習会の開催を周知するとともに、参加の呼びかけを行う。 不参加者を対象とした研修会を実施し、参加率の向上を図る。 (3) 市集会、部落解放文化祭、各種人権講座等への参加 参加の働きかけを行う。 (4) 全職員を対象にLGBT研修を行う。	新規採用職員基礎研修において、「行政と人権」というテーマで人権に関する研修を実施した。また、市単独実施の新規採用職員研修において、「人権同和教育町内学習会」への参加についての研修を実施した。地区職員人権啓発推進連絡会を通じて町内学習会への参加を呼びかけた。また、町内学習会に参加できなかった職員を対象に補講を行った。(市職員の町内学習会参加率53.7%、補講後89.9%) 各職場において、人権問題に関するテーマを設定し、人権問題研修会を実施した。教育委員会については、職場におけるハラスメント防止に関する研修をテーマに指定した。(職場内人権問題研修受講者481人) 全職員を対象にLGBT研修を実施した。(受講者 579人)	○	職員研修の受講、町内学習会への参加、補講の受講、職場内人権問題研修会、LGBT研修の実施により、人権意識が向上した。	○	毎年度、職員研修を受講すること、また、町内人権学習会、市集会等へ参加することにより、倉吉市人材育成基本方針に掲げる「適正な人権意識を持ち、人権尊重のまち倉吉の実現及び男女共同参画社会の形成の推進に向けて行動できる職員」を目指して、職員の人権意識の向上を図っている。	人権問題に関する啓発を行うため、次に掲げる取り組みを行う。 (1) 職場研修の充実 人権問題に関する啓発を行うため、「今具体的に、私たちの身近で発生する差別事象に学ぶ」等をテーマに、職場内研修会を実施する。 (2) 町内学習会への参加 市職員地区別人権啓発連絡会を通じて職員に町内学習会の開催を周知するとともに、参加の呼びかけを行う。 不参加者を対象とした研修会を実施し、参加率の向上を図る。 (3) 市集会、部落解放文化祭、各種人権講座等への参加 参加の働きかけを行う。 (4) ハラスメント防止に関する研修を行う。
			人権政策課	市職員研修	町内学習会に参加できなかった職員を対象に補習講習を行った。(市職員の町内学習会参加率59.0%、補習講習後88.2%、職場内研修参加率76.9%) 部落解放研究倉吉市集会、人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の参加を推進し、それぞれ100名程度が参加した。	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(倉吉開催)に参加者、要員を含め市から350人が出席。また、部落解放研究倉吉市集会に100人が参加。 市の職場内研修、補習講習では「部落差別解消推進法」と「同和地区を問い合わせる差別事象への対応」をテーマに研修を行う。	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(鳥取市開催)に参加者、要員(実行委員)を含め市から250人(内、職員90人)が出席。また、部落解放研究倉吉市集会に市職員100人が参加。 市の職場内研修、補習講習では「部落差別解消推進法」と「同和地区を問い合わせる差別事象及び市内で発生した差別発言事象等への対応」、ネット上での確信犯的差別行為を踏まえた差別禁止法、人権侵害救済法制定に向けた取り組みについて研修を行った。	今後とも登録者の拡大、制度の周知に努める。	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(倉吉開催)に参加者、要員(実行委員)を含め市から282人(内、市職員64人)が参加。また、部落解放研究倉吉市集会に市職員77人が参加した。 市の職場内研修では、各職場においてテーマを設定し人権問題研修会を実施した。また、人権町内学習会に参加できなかった職員に補講を行った。	○	全職員が年に複数回は必ず人権問題に関する研修を受講し、現状と課題を正しく理解し市職員としての資質向上を図ることにつながっている。	○	今日の部落問題をはじめとするあらゆる人権課題についての認識を深める研修等を通じて、職員の資質向上と、地域での指導的役割の向上を図った。	社会に存在している差別や人権侵害の実態に深く学ぶ研修を通して、職員の資質の向上と地域における指導力の向上を図る。
3	戸籍等の登録型本人通知制度	本市では、平成24(2012)年4月1日から住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人又は第三者に交付したとき、交付の事実を本人に知らせる「登録型本人通知制度」を導入しました。全国で導入が進められている本人通知制度は、現在600を超える市町村(鳥取県ほか7府県では全市町村<平成27年12月現在>)で導入され、身元調査・犯罪の防止に効果を上げています。今後、登録者の拡大に努めるとともに登録期限の廃止など市民の側に立った制度の改正を進めます。	市民課	登録型本人通知制度事業	平成28年度登録者数52名(本庁30名、関金支所5名、エキパル倉吉17名) 通知件数35件(代理人請求3件、八土業他請求件数32件) 登録期間の無期限への要綱の改正を平成28年8月1日行った。	平成29年度登録者数30名(本庁28名、関金支所2名) 通知件数36件(代理人請求6件、八土業他請求30件)	平成30年度登録者数24名(本庁15名、関金支所5名、エキパル倉吉4名) 通知件数28件(代理人請求6件、八土業他請求22件)	今後とも登録者の拡大、制度の周知に努める。	△	登録者数が前年度の半数以下に落ち込んでいる。制度を身近に感じてもらえる機会が少なかったことや、周知が出来ていなかったことが考えられる。	○	登録期間の無期限への要綱改正を行ったことにより、登録者が更新し忘れることなく、引き続き制度が受けられるようになった。	今後とも登録者の拡大、制度の周知に努める。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

2 人権相談の充実

現状と課題

相談業務は、職員の意識向上を図り、関係機関と連携しながら速やかな解決を図ることが求められています。また、人権相談窓口の周知を図ることが重要です。

主な施策と方向・方針

事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	人権相談体制の充実	人権課題8分野に関わる様々な相談に対応できるように担当職員の資質向上を図り、市民が差別事象や人権侵害に関わった場合には、速やかにその問題点を明らかにし、課題解決に努めます。	人権政策課・人権文化センター	相談窓口の充実	市民から相談(職場関係1件、学校での保護者同士の人間関係1件)があり、関係機関と連携して対応した。(倉人)困窮者自立支援法が施工されその内容等を職員が学び、相談者ひとり親世帯・独居等社会的弱者へ手厚い指導ができるよう各関係機関と連携を図った。(やまびこ)人権課題の理解を深めるとともに、スキルアップを目指して積極的に研修に参加した。また地域に出かける機会を持ち、相談窓口を広げたことで相談も増え、関係機関につなげて解決を図った。(はばたき)福吉児童センターと協働して、来館児童生徒へはスマホ・Ipad、インターネットの利用にかかわることについては指導してきた。幼保小・中・高校や関係機関へは、子どもたちの利用実態を伝えて、子どもや保護者への指導をお願いしてきた。言葉遣いについても継続指導を行ってきた。高齢者や地域住民が相談しやすいセンターとして、こちらからあいさつや話しかけていくことに努め、些細な相談に応じてきたことで、大切な相談も受けて専門機関へつなぐことが増えた。	・H29年6月に179号線跨線橋の壁に個人を名指した落書事象。同年7月に未来中心で七夕の短冊に「〇〇を殺せ」と書かれたものが発見される。H30年3月、河北中央公園トイレ外壁に「がいじ」の落書。 ・(はばたき)高齢者の生活相談においては、にこにこサロンを中心に相談の有無について問い合わせと相談窓口として活用した。子どもの虐待、貧困、いじめ、非行、不登校については、福吉児童センターと協働で相談受付や実際に解決に向けた手立ての一端を担った。 ・(さわやか)さまざまな人権課題への理解を深めるとともに、相談体制の充実を図るため、職員のスキルアップを目指して、積極的に各種研修会に参加した。まだまだ十分とは言えないが、少しずつ地域に出かけることにより、些細な相談に対しても対応してきた。	・市民からの相談には、丁寧に対応するとともに市では対応が難しい問題については、県の機関を紹介した。 ・(はばたき)職員研修に積極的に出席し、スキルアップに努めてきた。地区住民をはじめ、地区外住民からも相談が増えた。 ・(さわやか)さまざまな人権課題への理解を深めるとともに、相談体制の充実を図るため、職員のスキルアップを目指して、積極的に各種研修会に参加した。まだまだ十分とは言えないが、少しずつ地域に出かけることにより、些細な相談に対しても対応してきた。	・関係各課、機関と連携して対応するとともに、人権政策課、人権文化センター職員の資質向上を図りながら、当事者の立場に立った人権擁護活動を促進します。 (はばたき)今後も引き続き、住民の一番身近な拠り所となるよう、敷居の低い相談機関をめざし、関係機関と連携し伴走支援に努力をしていく。	・市民からの相談には丁寧に対応するとともに、市での対応が難しい案件については、国県等の機関を紹介した。 ・(市人文)様々な人権問題に対応できるよう職員の資質向上に努めた。 ・(さわやか)さまざまな人権課題への理解を深めるとともに、職員のスキルアップを目指して、積極的に各種研修会に参加した。 地域に出かけ、住民とつながりを深めることにより、日々の困りごとに対しても対応してきた。また、センターだよりに「困りごとがある時は相談ください」という文章を載せた。 ・(はばたき)住民から些細な相談から経済、雇用、介護、子育て、人権教育について等の相談が寄せられるようになった。昨年より件数は減少したものの、求められることは多様化してきた。 ・(やまびこ)職員の資質向上を図れた。相談を受けた際には関係機関と連携しながら進めた。地区住民との関係を深めるよう出かけて事業を行った。 ・(あたご)地域住民の困りごとや小さな相談ごとにおいても解決の糸口を見出せる努力を続けた。長年にわたる悩みごとを、ようやく相談出来たという反応をみて、「相談ありますか」と正面から挑んだところで「ありません」と返ってくると学んだ。センター職員の日頃の誠心誠意、職務をこなす姿を確認し信頼関係が築かれていく。道のりは長い年月日を重ねてようやく相談へ繋がる仕事だと職員が自ら自覚が必要だ。関金地区では、小中学校の保護者の悩みごとを聞いたが解決したかどうかの結果を確認していない。また、センター内で地区社協が学童クラブを運営しているので、利用児童と接することが多く、小さな悩みごとを聞く機会が多い。お互いを信頼して話すこと、解決する力を付けること等に注意を払って、児童と向き合う努力をしている。また相談業務の充実のために積極的に参加したいが、新型コロナウイルス感染防止のため自粛の中、通信教育やインターネットを利用するなど、資質向上に向け新しい学びのスタイルを定着させたい。	○	・相談者に寄り添い問題の解決に向けて対応した。(評価:○) ・(市人文)職員の資質向上に努めた。(評価:○)(さわやか)センターだよりで相談事業の周知を行い、生活上の困りごと相談に対応していった。(評価:○) (はばたき)相談を受け身で待つのではなく、行事や学習の機会を通じて、こちらから困難さを抱えていることについて発見する努力をしていくことが必要だと感じた。(評価:○) ・(やまびこ)職員は研修に参加し、資質向上を図るようにした。市民の相談にも関係機関と連携しながら進めた。地区住民との関係は悪くないが、固定化している。(評価:○) ・(あたご)解決までに至らない案件が多いため、資質向上のための学びの実現に至らないため。(評価:△)	○	職員の資質向上を図りながら相談業務を行った。(評価:○) ・(市人文)職員の資質向上に努めた。(評価:○) ・(さわやか)日々の生活相談に対応していくことにより、他に抱えている困りごとにつながるようになった。(評価:○) ・(はばたき)地域住民の抱えている課題や、悩み、困難さについて気づくことができる職員のスキルアップが必要であり、他の関係機関との連携を深めていく必要がある。(評価:○) ・(やまびこ)職員は研修に参加し資質向上を目指しているが、十分とは言えない。また、相談体制についても十分と言えない。(評価:○) ・(あたご)職員の体制が変わり、地域との信頼関係が築かれていないため、満足いく結果が得られなかった。(評価:△)	・関係各課、機関と連携して対応するとともに、人権政策課、人権文化センター職員の資質向上に努め、当事者の問題解決に繋がるよう相談窓口の充実を図る。(市人文)今後も職員の資質向上に努める。 ・(はばたき)職員のスキルの向上を図り、住民から信頼される活動をしていくこと。相談しやすいセンター、立ち寄りやすいセンター運営をしていく。 ・(やまびこ)職員はさらに積極的に研修に参加し資質の向上をめざす。相談体制を整え地域の信頼を得ると共に、地区住民に寄り添った活動を行う。 ・(あたご)日々の業務を着実にこなして、地域住民との信頼できる関係づくりに力を入れる。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	人権侵害被害者の擁護	差別事象や人権侵害の対応等については、倉吉市人権啓発検討委員会(*)で協議を行い適切な対応方針を確立します。また、早期解決へ向けて専門機関との連携を図り、人権を侵害された市民が様々な問題をより気軽に相談できるよう相談窓口を充実させ、相談者への支援に取り組めます。 また、人権擁護・救済の重要性を市民等へ啓発すると同時に、国に対して部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会や全国市長会等を通じて、悪質な差別行為に歯止めをかけ、差別に苦しむ人を救済する「差別禁止法」や「人権侵害救済法」の制定を求めていきます。	人権政策課	市職員研修	H28年5月、市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生、倉吉市人権啓発検討委員会及び企画審議会に報告するとともに全職員に周知した。また、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会として、国に対して差別禁止法及び人権侵害救済法、部落差別の解消の推進に関する法律の早期制定を求める署名活動を取り組み、団体署名254団体、個人署名28,967人を集約。2016年10月26日に金田勝年法務大臣への要請行動を行う。長年にわたる取り組みが部落差別解消法の制定につながった。	・H29年9月、市内の事業所内において、倉吉市民Bさんが北栄町の被差別部落出身者Aさんに対して差別発言を行い、被害者の通報により、当事者に寄り添って聞き取りに努め、対応について相談しながら加害者へ差別発言としての啓発を行い、同じ繰り返しにならないよう加害者及び事業所に再発防止の指導を行った。(事実確認の後、Bさんに対する訪問面談を5回行い発言の差別性、深刻性、問題点について啓発) ・また、事象の発生した事業所には、職員研修の実施と同様の事象が発生した場合、速やかに市に報告することを要請する。 ・部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会として5月、10月に部落差別解消推進法の具体化を求める国への要請行動を行うとともに、5月と2月に学習会を未来中心で開催した。	・部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会として5月、10月に部落差別解消推進法の具体化を求める国への要請行動を行うとともに、5月と2月に学習会を未来中心で開催した。 ・また、市民などへ差別・人権侵害の実態や人権擁護・救済の重要性を啓発するとともに、国に対しては「人権侵害救済法」や「差別禁止法」の制定を県市長会、部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会等を通じて求めた。(とりわけ、2019年5月には、山下貴司法務大臣に「部落探訪」の削除を求める要請行動を行うとともに要請書には加盟する全市町村、団体の代表者の公印をそろえ提出することとなった。)	・部落問題をはじめ人権課題8分野に関わる各関係課と連携し、担当職員を中心に研修会やケース検討会を開催するなど職員の知識、スキルを高め、速やかな課題解決をめざす。 ・また、市民などへ差別・人権侵害の実態や人権擁護・救済の重要性を啓発するとともに、国に対しては「人権侵害救済法」や「差別禁止法」の制定を県市長会、部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会等を通じて求めた。(とりわけ、2019年5月には、山下貴司法務大臣に「部落探訪」の削除を求める要請行動を行うとともに要請書には加盟する全市町村、団体の代表者の公印をそろえ提出することとなった。)	○	法務大臣に対し、ネット上で公開されている「部落探訪」の削除を要請等を行った。	○	・差別事象発生時に倉吉市人権啓発検討委員会及び企画審議会に報告し全職員に周知した。 ・国に対して部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会や市長会等を通じて、「差別禁止法」「人権侵害救済法」の制定を求めた。	・人権課題8分野に関わる各関係課と連携し、研修会やケース検討会を通じて職員の資質向上と速やかな課題解決を目指す。 ・市民に差別・人権侵害の実態や人権擁護・救済の重要性を啓発するとともに、国に対しては「人権侵害救済法」や「差別禁止法」の制定を県市長会、部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会等を通じて求めていく。	

3 差別事象への対応

□現状と課題

平成25(2013)年には、県内でも他に類を見ない悪質な差別落書き事件や在日コリアンを誹謗中傷する差別記載封筒投棄事象が起きました。また、平成28(2016)年には、市役所に電話で同和地区を問い合わせる事象が発生しました。当事者団体や市民啓発団体と連携して差別事象を許さない啓発活動が重要であります。倉吉市人権侵害・差別落書き対応要領に沿って倉吉市人権啓発検討委員会等で対応を協議し、市民へ啓発するとともに当事者団体をはじめ市民団体と連携し迅速な対応が重要になっています。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	差別事象への対応	差別事象は重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、差別事象が発生した場合には人権侵害を受けた人の擁護に努め、倉吉市人権啓発検討委員会を開催し行政課題を明らかにするとともに、「倉吉市人権侵害・差別落書き対応要領」に基づき、事実の把握とその要因、背景を探り、また、再発防止に向けて市民等へ情報提供を行い、関係機関・団体と連携し啓発活動の充実に努めます。	人権政策課・人権文化センター	マニュアルに基づいた迅速で適切な対応、及び市民への啓発	H28年5月に市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生。人権啓発検討委員会及び倉吉市企画審議会にて報告・検討し、全職員にこの事象について周知した。また、各種啓発資料や町内学習会等で市民にも周知した。(あたご)学習会で差別の現実について学び、差別を許さない地域づくりを行った。(倉人)どのような文章や行動(発言)が差別事象に当たるのか分からない人がいるので学習を深めた。(さわやか)地域住民を対象にした視察研修会の実施、館報などで啓発活動の充実に努めました。(やまびこ)小鴨地区住民を対象とした研修会や町内学習会、館報、現地研修会などで啓発活動の充実に努めました。(はばたき)自らの差別性に気づく学習と支え合える町づくりとして学習をしてきたが、まだまだ自分の差別性に気づく、問題に対して向き合える学習とは異なっていない。差別落書きや差別発言への対応については、継続して広報周知をしてきた。	・H29年9月、市内の事業所内において、倉吉市民Bさんが北栄町の被差別部落出身者Aさんに対して、公衆の面前で大きな声で「やっぱり、部落のものだわい」という差別発言事象が発生する。人権啓発検討委員会及び倉吉市企画審議会にて報告・検討し、北栄町、三朝町、解放同盟と連携しBさんに対し5回にわたり訪問面談を行う。 ・また、事象について全職員に周知した。 ・(はばたき)児童生徒やエリアの地域の住民の学習会等で現在起こっている差別事象について話して啓発を行ってきた。そして、差別落書きや差別発言が発生した場合には、通報、連絡、相談先についてお知らせをしてきた。 ・(さわやか)地域住民を対象にした視察研修会の実施、館報などで啓発活動の充実に努めました。 ・(あたご)館報での人権課題についての周知や講演会などで啓発を行った。	・H30年度は差別事象は発生しなかったが、これまで倉吉市内で発生した差別事象等をパンフレットや学習資料にまとめて啓発活動に利用した。 ・また、同和教育町内学習会では高城地区や社地区で全町内が部落問題をテーマに学習するなど多くの町内で差別事象に学ぶ学習会が開催された。 ・(はばたき)社地区町内学習会をはじめ、現地研修会等で部落差別解消法の周知と差別の現状と実態を紹介しながら啓発をした。 ・(さわやか)地域住民を対象にした視察研修会の実施、現地研修会の受け入れ対応、館報などにより啓発活動の充実に努めた。また、高城地区同和教育町内学習会では、センターが中心となり「部落差別解消推進法」の学習をおして、現在も残っている差別の状況や、見えにくくなっている差別事象などを学ぶ学習会となった。 ・(あたご)関金地区では、前町内が「共通テーマ」を学び、「学習テーマ」として4つのうち一つを選択し学ぶ仕組み作りをしている。4つのテーマの振り返りを行い、成果と課題を集約して、次年度の取り組みに役立てている。上小鴨地区は、前町内が共通テーマに沿って学んだ。出席率は、100%を超える町内もあり全体では70%弱だった。	・関係機関・団体と連携して差別事象の背景、原因、問題点等の分析を行いながら、市民に対して差別を許さない地域づくりに向けた啓発活動を推進する。 ・(倉人)地域住民を対象にセンターだより等で、現在の差別の実態を知らせる。「部落差別解消推進法」について学習を深める。 ・(はばたき)地区児童生徒や地区住民の(人権)学習会、その他行事等、折に触れ、人権侵害防止のため注意啓発をしていく。また、地域で差別落書きや差別発言が発生した場合の通報・連絡・相談先についても周知していく。自らの振り返りと支え合える人間関係づくりを目指した学習を継続する。 ・(さわやか)センターだよりで、「差別事象を発見した、起こったという場合は、速やかに通報・連絡・相談をする」よう掲載した。 ・(やまびこ)地域住民を対象とした研修会や町内学習会、館報や視察研修時など機会がある度に啓発に努めた。また、新たな差別事象についても機関内で周知することができた。 ・(あたご)地域住民を対象にした学習会や館報などで啓発活動の充実に努める。	・10月に市役所に同和地区を問い合わせる事象が発生。1月に市内ATM前で部落差別発言事象が発生。倉吉市企画審議会にて報告・検討し、全職員にこの事象について周知した。また、各種啓発資料や町内学習会等で市民に周知した。 ・(市人文)近年発生している差別事象について、成徳地区や上灘地区の町内学習会でテーマに取り上げ参加者に啓発した。 ・(さわやか)現地研修会等で、最近の部落差別の現状や問題点・背景について説明し啓発を図った。また、センターだよりで毎月、「差別事象を発見した、起こったという場合は、速やかに通報・連絡・相談をする」よう掲載した。 ・(はばたき)児童・生徒の地区学習会、住民の人権学習や行事の際に人権侵害の防止や差別の現状にも触れ、差別落書きを発見したときの対処、相談先等を周知してきた。 ・(やまびこ)地域住民を対象とした研修会や町内学習会、館報や視察研修時など機会がある度に啓発に努めた。また、新たな差別事象についても機関内で周知することができた。 ・(あたご)差別事象(二次被害)、直接所属課長と連絡したことがあったが、その後どのような対応がなされたかを確認しなかった。(評価:△)	○	・同和地区の間合せと差別発言事象が発生したが、人権啓発検討委員会では開催せず。その他マニュアルに基づき対応した。(評価:○) ・(市人文)成徳地区と上灘地区のすべての町内学習会に職員が出席した。(評価:○) ・(さわやか)毎月のセンターだよりに「差別事象を発見した、起こったという場合は、速やかに通報・連絡・相談をする」を載せ、住民に周知できた。(評価:○) ・(はばたき)学校の人権学習の内容や住民の町内学習についての相談が増加してきた。(評価:○) ・(やまびこ)啓発活動や職員間での周知ができた。(やまびこ)啓発活動や職員間での周知ができた。(評価:○) ・(あたご)センター職員間の差別事象対応の共有を、頻繁に行わなかった。(評価:△)	○	・差別事象が発生した場合、倉吉市人権侵害・差別落書き対応要領に基づき対応した。また、地元関係機関や当事者団体と連携して啓発活動に取り組んだ。(評価:○) ・(市人文)近年は成徳地区と上灘地区のすべての町内学習会に職員が出席した。(評価:○) ・(さわやか)機会あるごとに、差別の現状について啓発している。(評価:○) ・(はばたき)学校の人権学習の内容や住民の町内学習についての相談が増加してきた。(評価:○) ・(やまびこ)啓発活動や職員間での周知ができた。(やまびこ)啓発活動や職員間での周知ができた。(評価:○) ・(あたご)地域住民を対象にした学習会や館報などで啓発活動の充実に努める。また、差別事象を確認した場合、早急な対応と再発防止に努める。	・関係機関・団体と連携して差別事象の背景、原因、問題点等の分析を行いながら、市民に対して差別を許さない地域づくりに向けた啓発活動を推進する。 ・(市人文)令和元年度に発生した若い女性による同和地区を問い合わせる差別事象、市内ATMでの差別発言事象、インターネットを使った確信的差別行為などを中心に、センターだよりでの広報活動や各地区での町内学習会で積極的に取り上げ啓発していく。 ・(さわやか)町内学習会等地域住民対象の研修、小学校・中学校地区学習会、現地研修等で積極的に啓発を図る。また、センターだよりで差別の実態や問題点等を地域住民に知らせる。 ・(はばたき)職員が人権教育の推進者としての自覚を持って、知識の習得に努め啓発発信する力を着け、啓発活動の充実に努める。自らを振り返りつつ、支え合える人間関係づくりを目指した学習を推進する。 ・(やまびこ)啓発活動を一層充実させると共に、関係機関や団体と連携し再発防止に向けた取り組みを行う。 ・(あたご)地域住民を対象にした学習会や館報などで啓発活動を確認した場合、早急な対応と再発防止に努める。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			人権政策課	人権啓発	H28年5月に市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生。人権啓発検討委員会及び倉吉市企画審議会で報告・検討し、全職員にこの事象について周知した。また、各種啓発資料や町内学習会等で市民にも周知した。	・H29年9月、市内の事業所内において、差別発言事象が発生。人権啓発検討委員会及び倉吉市企画審議会で報告・検討し、全職員にこの事象について周知した。 ・また、全職員にこの事象について周知した。	・H30年度は差別事象は発生しなかったため、人権啓発検討委員会は開催せず。	・差別事象が発生した場合、倉吉市人権啓発検討委員会を開催し行政課題を明らかにするとともに、再発防止に向けて市民等へ情報提供を行い、関係機関・団体と連携し啓発活動を行います。	市役所に同和地区を問い合わせる事象と市内ATM前で部落差別発言事象が発生し、全職員にこの事象について周知した。また、各種啓発資料や町内学習会等で市民に周知した。	○		○	差別事象が発生した場合、再発防止に向けて市民等へ情報提供を行い、関係機関・団体と連携し啓発活動を行う。	
2	当該地域における住民学習	当該地域の人権(同和)教育推進団体と連携を図り、当該地域の住民が住民運動として差別を許さない地域づくりを進められるよう学習を支援します。	人権政策課	住民学習	H28年5月に市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生。各種啓発資料や町内学習会等で市民にも周知した。	・H29年9月の差別発言事象を各種研修会や町内学習会で市民に周知した。	・H27年、H29年に発生した差別事象等を市民に周知した。	・差別事象が発生した場合、当該地域の人権(同和)教育推進団体をはじめ関係機関と連携し、あらゆる差別を許さない地域づくりをめざして地域住民の学習活動や同和教育町内学習会で差別事象を取り上げるなど、住民学習の充実を図ります。	今年度発生した差別事象等を各種研修会や町内学習会で市民に周知した。	○	差別事象の問題点を明らかにするとともに、市民に積極的に周知した。	○	発生した差別事象について、各種研修会や町内学習会等で市民に周知した。 ・差別事象が発生した場合、当該地域の人権(同和)教育推進団体をはじめ関係機関と連携し、あらゆる差別を許さない地域づくりをめざして地域住民の学習活動や同和教育町内学習会で差別事象を取り上げるなど、住民学習の充実を図る。	

4 インターネットにおける人権問題への対応

□現状と課題

情報化社会の進展により、今日では様々な情報を携帯電話やパソコンなどによるインターネットから入手が可能となっています。しかし、匿名性が一つの要因になって、倫理観の欠如した無責任な情報発信や差別及び差別助長行為、プライバシーの侵害などがあることから深刻な人権問題になっています。

また、子どもたちも家庭でのインターネットの普及や携帯電話所持の低年齢化に伴い、大人の目の届かないところで情報を受発信することが増える傾向にあります。学校や家庭、地域を含めた社会全体で子どもたちがインターネット等の使用によって、人権問題の被害者にも加害者にもならないようにするため情報モラル教育の推進が必要です。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	インターネット上での人権侵害行為への対応	インターネットに接続する端末の特性とその影響、他人のプライバシーや名誉毀損、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについて、判断する力を育成する学習機会の提供及び啓発の充実、モニタリング事業の実施に努めます。 また、明らかに差別や人権侵害であると判明した場合は、法務省人権擁護機関、県や他の市町村と連携し、プロバイダー・管理者等関係者に削除を要請するとともに法規制を求めるなど被害の拡大防止に努めます。	人権政策課	人権啓発	極めて配慮を要する同和地区の地図がネットに公開されている問題や電話帳情報、写真画像情報がリンクされることで多くの個人情報がネット上に危険な状態で放置されていることを町内学習会等を通じて広く市民に積極的に啓発した。	・極めて配慮を要する同和地区の地図がネットに公開されている問題や電話帳情報、写真画像情報がリンクされることで多くの個人情報がネット上に危険な状態で放置されていることを町内学習会や啓発パンフレット等を通じて広く市民に積極的に啓発した。	・鳥取県同和対策推進協議会主催のネットモニタリング研修会に職員が参加した。 ・また、市民に極めて配慮を要する同和地区の地図がネット上に公開されている問題や電話帳情報、写真画像情報がリンクされることで多くの個人情報がネット上に危険な状態で放置されていることを町内学習会や啓発パンフレット等を通じて広く市民に積極的に啓発した。	・関係各課、関係機関と連携し、ネット上に公開されている人権侵害行為等の削除要請、啓発活動の推進及び法制定についての取り組みを推進する。 ・また、鳥取県同和対策推進協議会主催のモニタリング研修に職員を積極的に派遣する。	・極めて配慮を要する同和地区の地図がネット上に公開されている問題や電話帳情報、写真画像情報がリンクされることで多くの個人情報がネット上に危険な状態で放置されていることを、町内学習会や啓発パンフレット等を通じて広く市民に啓発した。 ・鳥取県同和対策推進協議会主催のネットモニタリング研修会に職員が参加した。 ・部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会(会長 石田市長)として、法務大臣に部落差別を助長するウェブサイト「部落探訪」の削除要請を行った。	○		○	・町内学習会等を通じて広く市民に啓発した。 ・ネットモニタリング研修会に職員が参加した。 ・ネット上の人権侵害に対応する法制度の確立に向けて国への要望活動を行った。 ・関係各課、関係機関と連携し、ネット上に公開されている人権侵害行為等の削除要請、啓発活動の推進及び法制定についての取り組みを推進する。 ・鳥取県同和対策推進協議会主催のネットモニタリング研修会に職員を派遣する。	
2	情報モラル教育の推進	インターネットに接続する端末の利用による青少年のトラブルや被害の増加が問題となっています。情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てるためには、保護者がインターネットの特徴を理解し、適切に利用を管理し、活用する能力の習得の促進に努めることが大切です。学校教育では情報モラル教育を推進していくとともに、家庭・地域・学校・関係機関等との連携を図りながら、情報モラルを身に付けるための啓発活動を行い防止に努めます。	学校教育課	年間指導計画に基づく情報モラル教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、身の回りにおける多種多様な情報の中から、必要とする価値ある情報を収集し、情報の働きや意味を考慮して適切に行動できるよう学習を積み上げた。また、情報モラルに関する内容を保護者講演会や教育を考える会等で行い、保護者、地域の方と連携を図った。	・情報モラル教育を行うに当たり、教員が、インターネットの世界で起きていることを把握し、児童生徒が将来、インターネット上の問題に直面しないように、また、直面しても児童生徒が心身に大きな傷を受けることなく対応できることを念頭に指導を行った。 ・保護者に対しては、児童生徒に守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に理解してもらうために講習会等を開催した。	・各学校において道徳や学級活動、各教科等での情報モラルの学習や専門家からの講演会を実施し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度の育成を図った。 ・保護者に対しては、児童生徒に守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に理解してもらうために研修会等を開催した。	・発達段階に合わせた系統的な情報モラルの指導計画の策定し、より具体的な指導を行っている。 ・学校・家庭・地域が連携して、PTA主催の講演会、地域の家庭教育講座や教育委員会主催の研修会などの場を設定して、定期的に、情報モラルの専門家から最新情報を得るための講演会や携帯電話端末等に関する研修会を実施する。	・発達段階に合わせた系統的な情報モラルの指導計画を策定した。 ・倉吉市初等教育研究会が中心となり、倉吉市内全小学校で「インターネットサービスとゲーム利用のアンケート」を実施。各小学校の個別の課題を掘り起こし、職員研修・PTA研修・情報モラル学習を実施。情報モラルの専門家から指導を受けた学校もある。 ・入学説明会において、ゲームアプリのレーティングとキッズYouTubeの使用について啓発を行った。	○	・情報モラル指導計画の策定を行うことができた。 ・各小学校ごとの課題に対応した研修会を行うことができた。	○	・児童生徒の実態に合わせた学習や保護者対象の研修会を計画し、専門家の指導も受けながら実施することができた。 ・携帯電話端末等に関する最新情報や利用に関する注意事項等についての研修会を専門家を活用しながら、学校・家庭・地域が連携して行っていく。	
			生涯学習課	インターネット等を利用した情報を正しく理解し、使用するための学習活動	「青少年育成協議会では、家庭・地域でのペアレンタルコントロール」啓発活動を子どもや保護者が多く集まる打吹まつり会場に出かけ行った。 「インターネットとの正しい付き合い方」について、一般市民を対象として研修会を実施した。	「青少年育成協議会では、「家庭・地域でのペアレンタルコントロール」啓発活動を子どもや保護者も多く集まる打吹まつり会場において行った。 ・また、各地区協議会において、行事等の機会を通じて啓発を行った。	「青少年育成協議会では、子どもや保護者も多く集まる打吹まつり会場において「家庭・地域でのペアレンタルコントロール」啓発街頭活動を行った。	社会教育団体等を通じて各種研修会を実施する。	「青少年育成協議会では、「家庭・地域でのペアレンタルコントロール」啓発活動を子どもや保護者も多く集まる打吹まつり会場において行ったほか、「ネット社会を生きる子どもたち」について共催で研修会を実施した。	○	多くの人が集まる機会に広く啓発を行うことができた。研修会では、子どもたちを取り巻くネット社会の状況や大人としてのあり方について学ぶことができた。	○	「家庭・地域でのペアレンタルコントロール」啓発活動を毎年継続していることで広く周知ができていた。また定期的に研修会を行うことで、保護者や地域の方が情報モラルについて学ぶ機会になっている。	社会教育団体等を通じて各種研修会を実施する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

第2節 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実

□ 現状と課題

1970年(昭和45)に倉吉市同和教育研究会が発足して以来、同和問題の解消をめざして行政の責務として認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地区公民館、運動体、企業等で同和教育が推進されてきました。今日では、同和問題を自らの人権課題として捉え、すべての人々に保障された「基本的人権」について理解が深められ、人権課題8分野の解消も視野にしてすべての人々の人権保障に向けて人権啓発が推進されています。今後は、市民一人一人が自らの課題としてあらゆる人権課題の解消に向けて具体的な行動化が求められています。また、指導者の育成を念頭にして、市民の学習機会と情報提供に努めるとともに、市職員及び教職員等の職員研修会を充実し、人権啓発の担い手としてその役割を果たすことが重要です。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	学習機 会の提 供、情報 提供	同和問題の解決を図る取組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという発展的な視点に立ち、部落解放研究倉吉市集会・倉吉市部落解放文化祭をはじめ、人権のために学ぶ同和教育講座、同和教育町内学習会、認定こども園・保育所、学校での人権教育研修会、企業内研修会等が実施されています。今後は、様々な当事者と市民との交流活動や体験型学習などの新しい学習手法を取り入れ、市民一人ひとりの意識が変わり、地域や職場が変わっていくことができるよう、市民のニーズに対応した学習プログラムを作成するなど学習方法、内容の工夫、改善に努めるとともに、学習機会の充実を図ります。また、市の広報紙やホームページ等を活用した広報・啓発活動を行い情報提供に努めます。	人権政策課	部落解放研究倉吉市集会開催事業 部落解放文化祭開催事業 人権のために学ぶ同和教育講座開催事業 同和教育推進員設置事業	(部落解放研究第44回倉吉市集会) ・市民団体等により実行委員会を設置し、市民主体による運営を行った。全体会では、落語家 露の新治さんをお招きし「新ちゃんのお笑い人権高座」というテーマで講演会を開催しました。自分自身の部落問題との出会いや様々な立場の人々との出会いの中で、自らを振り返り、人権の大切さを学び、笑いを通じて人権の大切さを訴えることをライフワークとして取り組んでいることが語られました。笑いの中に涙ありの内容で参加者にも大変好評でした。午後は7分科会で、人権課題7分野の解消に向けて討議を深めた。(参加者841人) (第42回倉吉市部落解放文化祭 参加者延べ人数484人) ・実践発表では、地藏院住職九鬼さんによる「関金町で発見された差別戒名墓石」をテーマにお話がありました。また、部落解放同盟倉吉市協議会女性部によるポテ茶サービスがありました。講演会は、徳島県の阿波でこ箱まわし保存会の辻本一英さんをお招きし「福を運んだでこまじ」という演題で開催しました。でこまわしは、江戸時代から続く伝統的祝福芸で神に使いとして被差別部落が担ってきたことが語られました。2016年度は、鳥取中部地震のため児童生徒等による作品展示は中止となりました。人権のために学ぶ同和教育講座では、基本的人権、子どもの人権、部落問題、病気のある人の人権等について計6回の講座を開催し459人の参加者があった。そして、様々な人権課題をテーマに同和教育町内学習会は、昨年5030人の参加でした。 ・人権絵本作成委員会を設置し、人権絵本「みんなにやさしい七つのやくそく」を作成・配付した。 ・人権啓発街頭広報活動を部落解放月間(8月)及び人権週間(12月)において、関係機関・団体等に参加いただいで実施した。 ・小学生を対象とした「人権の花運動」は、人権擁護委員と連携し、灘手、上灘、上小鴨、上北条の4校で実施した。	(部落解放研究第45回倉吉市集会) ・市民団体等による実行委員会を設置し、市民主体による運営を行った。今回は11月の開催で鳥取県中部地震発生から1年となることから、「災害と人権」を統一テーマとして開催した。全体会では避難所、ボランティア、障がいのある人、外国人など様々な立場から問題提起が行われた。また、午後の分科会は7つの分科会で議論が深められた。(参加者667人) (第43回倉吉市部落解放文化祭) ・オープニングは社会福祉法人希望の家「希望太鼓」 ・実践発表は倉吉市障がい者自立支援協議会による高等学校での啓発活動 ・講演会は京都穀雨企画室代表渡辺毅さんによる「被差別民衆が担ってきた京都の歴史と文化」 ・作品展示出品団体84団体 ・作品展示来場者数1450人 ・ポテ茶サービス200人、 ・実践発表来場者数230人 (人権のために学ぶ同和教育講座) ・病気にかわる人の人権(ハンセン病)、同和問題(部落差別解消法制定の意義と今後の取組)、女性の人権(性暴力)の計3回の講座を開催し、合計230人が参加した。 ・同和教育町内学習会参加者5384人 ・人権絵本作成委員会「あなたならどうする？」を作成、配付。 ・人権啓発街頭広報活動を部落解放月間(8月)及び人権週間(12月)において、関係機関・団体等に参加いただいで実施した。 ・小学生を対象とした「人権の花運動」は、人権擁護委員と連携し、明倫、西郷、社、成徳の4校で実施した。	(部落解放研究第46回倉吉市集会) ・市民団体等による実行委員会を設置し、市民主体による運営を行った。全体会は近畿大学教授の北口末広教授の講演、午後からは部落問題をはじめ6つの分科会で開催した。(参加者696人)  (第44回倉吉市部落解放文化祭) ・オープニングは倉吉北高の合唱。 ・実践発表:「倉吉市同和問題企業連絡会」結成25年の歩みに学ぶ ・講演会:演題 明治6年筑前竹槍一揆の歴史に学ぶ 講師 井上 法久さん(公益社団法人福岡県人権研究所理事) ・作品展示出品団体84団体 ・作品展示来場者数3128人 ・ポテ茶サービス200人、 ・実践発表来場者数272人  (人権のために学ぶ同和教育講座) ・障害のある人の人権、子どもの人権、同和問題、女性の人権の計4回の講座を開催し、合計309人が参加した。  (その他) ・同和教育町内学習会参加者4778人 ・人権絵本作成委員会「ことばモンスター」のぼうけん」を作成、配付。 ・人権啓発街頭広報活動を部落解放月間(7月、8月)及び人権週間(12月)において、関係機関・団体等に参加いただいで実施した。 ・小学生を対象とした「人権の花運動」は、人権擁護委員と連携し市内4校で実施した。	(市集会及び文化祭は、市民主体の実行委員会において、部落問題をはじめ様々な人権課題をテーマに取り上げ、地域の歴史や文化を掘り起こし、継続した学習機会の提供と実践交流に努める。 ・人権のために学ぶ同和教育講座は、様々な人権課題をテーマに開催する。 ・同和教育推進員研修会は、年間を通じて地域での人権教育の推進と同和教育町内学習会における指導助言が行えるよう、内容の充実を図る。	(部落解放研究第47回倉吉市集会) ・市民団体等による実行委員会を設置し、市民主体による運営を行った。全体会は松茂町松茂中学校教諭の森口健司さんの講演、午後は部落問題をはじめ6つの分科会を開催した。(参加者667人)  (第45回倉吉市部落解放文化祭) オープニングは中部少年少女合唱団MIRAIの合唱。 ・実践発表:「中部地区同和教育研究会の活動と全国高校生集会で学んだこと」 ・講演会:演題「改めて、部落史を学び直す～近代医学の基礎を築いた人々～」講師 外川正明さん(前公立鳥取環境大学教授) ・作品展示出品団体84団体 ・作品展示来場者数1,945人 ・ポテ茶サービス200人 ・実践発表来場者数257人  (人権のために学ぶ同和教育講座) ・同和問題、性的マイノリティの人権、ハンセン病、精神障がいがある人の人権の計4回の講座を開催し、合計456人が参加した。  (その他) ・同和教育町内学習会参加者4,958人 ・人権絵本作成委員会で「かさのこえ」を作成、配付。 ・人権啓発街頭広報活動を部落解放月間(7月、8月)及び人権週間(12月)において、関係機関・団体等に参加いただき実施した。 ・小学生を対象とした「人権の花運動」は、人権擁護委員と連携し市内4校で実施した。	・市集会は参加者が前年比-29人、アンケート結果の満足度は全体会が-0.1%、分科会が+6.7%だった。 ・解放文化祭は実践発表の参加者が前年比-15人、アンケート結果は分かりやすかったが-2.3%、難しかったが+4.3%だった。 ・同和教育町内学習会は前年度より参加者約200人増加、人権のために学ぶ同和教育講座は約150人増加している。  (市人文)人権絵本は、物を大切にし人を大切にすることをテーマにした。(評価:◎)	参加者は年によって増減はあるが、市民全体の人権に関する講座や研修会は一定数の参加者がある。  (市人文)人権絵本は2002年から倉吉市人権絵本作成委員会が独自に様々な人権問題をテーマに作成してきた。(評価:◎)	・市集会及び解放文化祭は、市民主体の実行委員会において、部落問題ををはじめ様々な人権課題をテーマに取り上げ、地域の歴史や文化を掘り起こし、継続した学習機会の提供と実践交流に努める。 ・人権のために学ぶ同和教育講座は、様々な人権課題をテーマに開催する。 ・同和教育推進員研修会は、年間を通じて地域での人権教育における指導助言が行えるよう、内容の充実を図る。  (市人文)今後も継続して人権絵本を作成していく。		

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	人材養成	指導者の養成を念頭に、認定こども園・保育所、学校、地域、職場では様々な人権課題をテーマにした講演会、研修会が開催されてきました。男女共同参画の推進のための人材養成では、くらし男女共同参画推進スタッフ等の活動を支援しながら、女性塾や研修会が継続的に開催されてきました。 今後は、同和問題をはじめ、様々な人権課題について効果的に人権教育・啓発活動を推進するため、体験参加型学習等、新しい教育・啓発手法も実践できる推進者を養成していくことが必要です。 また、市職員や教職員、福祉や医療関係職員など人権との関わりが深い特定職業従事者の職員研修の充実を図り、人権尊重社会の実現に向けて、地域で人権施策や人権教育・啓発活動を推進する指導的役割が果たせるよう資質と指導力の向上に努めます。	人権政策課	同和教育推進員設置事業	各地区から推薦された同和教育推進員246人を委嘱。年2回の研修会を開催し、推進員としての役割、町内学習会の必要性、同和問題と自分とのかかわり等について研修した。(研修会2回、延べ参加者数107人)また、くらし男女共同参画推進スタッフ会(27人)も年間6回の研修会を開催した。 ・女性人材の養成としては、パワーアップ講座、女性塾等を実施した。 ・関係団体との連携のもと、県外で開催される研修会、研究会等に関係者を派遣した。 ・毎年8月に開催されている、人権尊重社会を実現する鳥取県研究会の参加を推進し、183名が参加(派遣)した。	各地区から推薦された同和教育推進員250人を委嘱。年2回の研修会を開催し、推進員としての役割、町内学習会の必要性、同和問題と自分とのかかわり等について研修した。(研修会2回、延べ参加者数170人) ・また、くらし男女共同参画推進スタッフ会(27人)も年間7回の研修会を開催した。 ・女性人材の養成としては、パワーアップ講座、女性塾等を実施した。 ・関係団体との連携のもと、県外で開催される研修会、研究会等に関係者を派遣した。 ・毎年8月開催の人権尊重社会を実現する鳥取県研究会に全市で350人が参加した。	各地区から推薦された同和教育推進員250人を委嘱。年2回の研修会を開催し、推進員としての役割、町内学習会の必要性、同和問題と自分とのかかわり等について研修した。(研修会2回、延べ参加者数194人) ・また、くらし男女共同参画推進スタッフ会(28人)も年間9回の研修会を開催し、男女共同参画推進力ルタを作成した。 ・女性人材の養成としては、パワーアップ講座、女性塾等を実施した。 ・関係団体との連携のもと、県外で開催される研修会、研究会等に関係者を派遣した。 ・毎年8月開催の人権尊重社会を実現する鳥取県研究会に全市で350人が参加した。	具体的な人権課題や地域課題を提示しながら、誰もが安心・安全で人と人との絆を深め、支え合って暮らせるまちづくりに向けて、年間を通じて役割を果たされるよう継続した学習機会を提供していく。	各地区から推薦された同和教育推進員250人を委嘱。年2回の研修会を開催し、推進員としての役割、町内学習会の必要性、同和問題と自分とのかかわり等について研修した。(研修会2回、延べ参加者数179人) ・関係団体との連携のもと、県外で開催される研修会、研究会等に関係者を派遣した。 ・毎年8月開催の人権尊重社会を実現する鳥取県研究会に全市で282人が参加した。	○	同和教育推進員研修会及び同和教育講座等の参加により、推進員の役割、学習の重要性を研修した。	○	参加者は年によって増減はあるが、市民全体の人権に関する講座や研修会は一定数の参加者があり、各自治公民館から推薦された同和教育推進員が町内学習会の推進、充実に向け努力した。	・同和教育推進員研修会は、年間を通じて地域での人権教育の推進や同和教育町内学習会における指導助言が行えるよう、内容の充実を図る。
	学校教育課(参加型学習の推進と指導者の育成)	人権課題を自分との関わりで捉えられる児童生徒が育ってきた。しかし、人権を尊重する行動に結びついていないことが課題として上がっている。	・人権教育主任者会に県教育委員会人権教育課指導主事を招き、「参加型」学習の研修会を行ったり、久米中校区が取り組む「ホワイトボードミーティング」の手法を用いた人権教育の取り組みを紹介したりするなど、参加型・課題解決型の授業をとおして、人権問題に課題意識をもって取り組む児童生徒の育成に取り組んだ。	・人権教育主任者会に県教育委員会人権教育課指導主事を招き、「参加型」学習の研修会を行ったり、久米中校区が取り組む「ホワイトボードミーティング」の手法を用いた人権教育の取り組みを紹介したり、特別活動における話し合い活動を重視した仲間作りの手法を研究・公開するなど、参加型・課題解決型の授業をとおして、人権問題に課題意識をもって取り組む児童生徒の育成に取り組んだ。	・人権教育主任者会で人権教育の年間指導計画を研修テーマにとりあげ、年間指導計画の中に「協力・参加・体験」を重視した授業づくりを盛り込み、様々な人権問題に自ら課題意識をもって取り組む児童・生徒の育成をめざす。	・人権教育主任者会に県教育委員会人権教育課指導主事を招き、県が目指す人権教育の確認と年間指導計画の見直しを行った。また、久米中学校区、河北中学校区の仲間づくりの手法を紹介し、様々な人権問題に課題意識をもって取り組む児童・生徒の育成に取り組んだ。	○	・講義や校区の取り組みの紹介、協議をとおして、参加型学習への理解を深めることができ、各子での実践につながっている。	○	・年間計画の見直しや各校での取り組みの紹介、主任者同士の協議をとおして、課題意識をもって取り組む児童・生徒の育成するための知識や技能の習得につながっている。	○	・人権主任者会において人権教育の基本原則としての「協力・参加・体験」を中核に置くことの理解を深め、年間指導計画に確実に位置付けられるよう、講義や協議を深めていく。		
	福祉課	障がい者虐待防止	・県主催の虐待防止研修会に市もスタッフとして参加、事業所職員に向けて参加型研修を実施、参加職員の質の向上を図った。 ・部落解放倉吉市集会「障がいのある人の人権」分科会で障害者差別解消法をテーマに研修し、理解を深めた。	・県主催の虐待防止研修会に市もスタッフとして参加し、事業所職員に向けて参加型研修を実施、参加職員の質の向上を図った。 ・部落解放倉吉市集会における分科会において、鳥取中部地震時の要援護者支援から見た課題について研修し、障がいがある人への理解を深め、地域福祉に対する意識の向上を図った。	・県主催の虐待防止研修会に市も講師として参加し、事業所職員に向けて参加型研修を実施、参加職員の質の向上を図った。 ・部落解放倉吉市集会における分科会において、障がいのある人々をテーマに、障がい者雇用の現状・課題について意見交換を行い、障がいがある人への理解を深め、地域福祉に対する意識の向上を図った。	・福祉サービス事業所の連絡会等で、障がい者虐待に係る適正な対応について周知を図る。 ・県と共同で行う、障がい福祉サービス事業所実地指導において、各事業所の状況を把握し、職員の人権意識の向上を図る。	・障がい者虐待防止についての研修等を通じて市職員の意識向上を図ることができた。 ・福祉サービス事業所職員、市民に対し、研修会、市集会等で障がいについて学ぶ機会を提供し、理解を深める事ができた。	○	・障がい者虐待防止についての研修等を通じて市職員の意識向上を図ることができた。 ・福祉サービス事業所職員、市民に対し、研修会、市集会等で障がいについて学ぶ機会を提供し、理解を深める事ができた。	○	・障がい者虐待防止についての研修等を通じて市職員の意識向上を図ることができた。 ・福祉サービス事業所職員、市民に対し、研修会、市集会等で障がいについて学ぶ機会を提供し、理解を深める事ができた。	○	・福祉サービス事業所の連絡会等で、障がい者虐待に係る適正な対応について周知を図る。 ・積極的な研修参加等により職員の資質向上を目指す。 ・県と共同で行う障がい福祉サービス事業所実地指導において、各事業所の状況を把握し、職員の人権意識の向上を図る。	
	長寿社会課	包括的支援事業	コーディネーターの設置はH30.4月に持ち越しとなったが、関係機関と協議を行い、設置に向けての準備を行っている。	・生活支援体制整備事業について、H30年度からの市社協への事業委託を目指し協議を行った。	・生活支援体制整備事業について、H30年度からの市社協への事業委託を行った。	・高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保って自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援するための「生活支援コーディネーター」を設置、育成する。	市社協に事業委託し、生活支援コーディネーターを5名配置した。	○	生活支援コーディネーターは配置したものの、十分な活動が行えていなかった。	○	生活支援コーディネーターは配置したものの、十分な活動が行えていなかった。	○	生活支援コーディネーターが、各地区の高齢者の生活実態把握や、地域活動の支援を行う。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2 就学前における人権教育・保育の推進														
□ 主な施策と方向・方針														
□事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	就学前における人権教育・保育の推進	<p>倉吉市同和保育指針(現、倉吉市人権教育・保育指針)等に基づき乳幼児の健全な成長発達をめざし、子どもたちの家庭環境や生活実態を把握し発達段階等子どもの状況に応じた教育・保育を実施するとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権感覚の基礎になる力(仲間づくり、表現力、自尊感情、命を尊重する心、人権を大切にすること)を身につける教育・保育が実践されてきました。</p> <p>次代を担う子どもたちが健やかに育っていくために、乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期であり、子どもたちが多くの時間を過ごす認定こども園・保育所の果たす役割は非常に大きいといえます。保育教諭、保育士等の姿や言動を子どもたちは敏感に受け止めていきます。子ども同士の関わりと合わせて、保育教諭、保育士等の職員を含めた教育・保育環境は、子どもの感性や行動に大きく影響を及ぼすと考えられます。教育・保育に関わる職員は、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、すべての子どもの最善の利益に十分に配慮した教育・保育を行うとともに、自らの人権意識や専門性の向上に努めていくことが大切です。</p> <p>また、近年では、少子化や核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て機能が低下してきており、認定こども園・保育所に地域の子育てを支援する機能が求められています。子どもに対する良質な教育・保育を実施するとともに、保健・教育等関係機関と連携して子育て家庭への支援を充実し、合わせて、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進していきます。</p>	子ども家庭課	人権教育・保育推進	<p>・子ども子育て新制度に基づき、保健・教育等関係機関と連携して児童や保護者のニーズに応じた保育を実施した。特別保育事業(乳幼児保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等)においても同様に加配保育士の配置や巡回相談、各種研修会の実施等、子育て家庭の必要な支援を行ない、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進した。</p> <p>・各保育園の人権同和保育推進委員が中心となり、講演会、研修会の企画、参画及び機関誌の発行等を行った。</p>	<p>・子ども子育て新制度に基づき、保健・教育等関係機関と連携して児童や保護者のニーズに応じた保育を実施した。特別保育事業(乳幼児保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等)においても同様に加配保育士の配置や巡回相談、各種研修会の実施等、子育て家庭の必要な支援を行ない、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進した。</p> <p>・各保育園の人権同和保育推進委員が中心となり、講演会、研修会の企画、参画及び機関誌の発行等を行った。</p>	<p>・子ども子育て新制度に基づき、保健・教育等関係機関と連携して児童や保護者のニーズに応じた保育を実施した。特別保育事業(乳幼児保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等)においても同様に加配保育士の配置や巡回相談、各種研修会の実施等、子育て家庭の必要な支援を行ない、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進した。</p> <p>・各保育園の人権同和保育推進委員が中心となり、講演会、研修会の企画、参画及び機関誌の発行等を行った。</p>	<p>・保育所運営事業・特別保育事業の実施</p> <p>・子どもの発達支援体制整備事業の実施</p> <p>・人権同和保育学習会による研修の実施</p> <p>・人権同和保育推進委員会による保護者への啓発・研修の実施</p> <p>・「倉吉市就学前人権教育・保育指針」に基づく教育、保育の実践</p>	<p>・子ども子育て新制度に基づき、保健・教育等関係機関と連携して児童や保護者のニーズに応じた保育を実施した。特別保育事業(乳幼児保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等)においても同様に加配保育士の配置や巡回相談、各種研修会の実施等、子育て家庭の必要な支援を行ない、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進した。</p> <p>・各保育園の人権同和保育推進委員が中心となり、講演会、研修会の企画、参画及び機関誌の発行等を行った。</p>	○	<p>・職員の研修への参加による指導、支援力の向上を行った。</p> <p>・倉吉市就学前人権教育・保育指針の理解を深め、改訂保育所保育指針に基づく保育を実践した。</p>	○	<p>・職員の研修への参加による指導、支援力の向上を行った。</p> <p>・子どもの発達支援体制整備事業の実施</p> <p>・人権同和保育学習会による研修の実施</p> <p>・人権同和保育推進委員会による保護者への啓発・研修の実施</p> <p>・「倉吉市就学前人権教育・保育指針」に基づく教育、保育の実践</p>	



番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
3 学校における人権教育の推進														
□ 主な施策と方向・方針														
□事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	学校における人権教育の推進	すべての学校において、「人権尊重の教育」を基盤として児童生徒一人ひとりを大切にされた教育を全教育活動を通して推進してきました。この取組みのねらいは、自分のくらしやそれを取りまく社会の中にある、部落差別をはじめ様々な差別の問題を見据え、「自分の生き方」や「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会的立場を自覚していく力を児童生徒に育んでいくことです。その成果として、命の尊さやそれぞれの人の個性、多様性を認め、人権課題を自分との関わりで捉えられる児童生徒が育ってきました。しかし一方で、人権を尊重する行動に結びついていないこと、他人事意識の状況があるなどが課題として指摘されています。各校では、この課題克服に向けて児童生徒の実態をもう一度見つめ直し、「卒業までに育てたい資質・能力」を、知識、技能、態度に分けて明確にしました。そしてそれに基づき、平成20(2008)年度には人権同和教育全体計画を、平成21(2009)年度には人権同和教育年間指導計画を全面的に見直し、再度作成しました。さらに、平成27(2015)年度には、人権同和教育全体計画の見直しを再度行いました。年間指導計画の見直し時には、人権を自分との関わりで捉えることができるようにするために、児童生徒の発達段階に応じて基本的な人権や命の尊さなどの普遍的な視点での学習を取り入れることにも配慮しました。また、個別的な人権課題については、児童生徒にとって身近な内容となるよう各校で重点を置く内容を決めて学ぶこととし、本市の現状を考えると、同和問題についてはどの学校でも学ぶこととしています。さらに、実際の授業では、各教科・領域等のねらいや特質を踏まえた授業を実施していきます。今後は、同和問題をはじめとする個別的な人権課題についての学習と基本的な人権や命の尊さについての学習を行い、あらゆる差別の解消を図る自覚を育て、支え合う仲間とともに人権尊重の社会づくりの担い手として行動できる力を育む人権教育の推進に努めます。また、児童生徒の生活実態や地域の実態を踏まえて、家庭・地域・学校の連携による効果的な指導を推進するため、中学校区人権(同和)教育研究協議会の各構成団体、機関、そして地域が連携して、確かな人権意識を身につけた子どもの育成のための活動を推進していきます。さらに、学校においてすべての児童生徒の学力保障は、人権教育を推進していく上でもとても大切なことです。本市は同和地区児童生徒の進路保障を目的として始めた「地区学習会」を、様々な課題に向き合う児童生徒や人権教育についてさらに深く学びたいと願う児童生徒にも広げてきました。その一つとして児童養護施設でも「地区学習会」を実施しています。今後も学校における人権教育を推進していく一環として、様々な課題に向き合う児童生徒の学力保障や自分の向き合っている課題を克服していく力の育成に取り組んでいきます。	学校教育課	・自校の全体計画、年間指導計画に基づく人権同和教育の推進 ・学校人権同和教育教材・題材に関する研究 ・人権教育主任者会の開催 ・人権同和教育推進事業 ・作文教材「差別をなくするために」の作成	・自校の児童生徒の実態から導き出した「育てたい資質・能力」を身につけさせるために、年間指導計画に基づいた系統的な学習を実施した。 ・人権教育主任者会を開催(年4回)し、情報交換をしたり、各学校における人権教育のPDCAPIに取り組み見直しをもつて実践した。 ・各小中学校ごとの研修会、小・中PTA連合会での研修会、中部地区人権教育懇談会を実施し、保護者、教員の啓発・研修の場を設けた。 ・中学校区(同和)教育研究協議会について、研究テーマを設定し推進した。 ・就学前(幼・保)教育の充実、幼保・小・中・社で研修会を開催し連携促進を図った。地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営した。	・教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校活動の全体を通して、全体計画・年間指導計画(計画的・継続的・段階的指導)に基づき人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組んだ。 ・人権教育主任者会を開催(年4回)し、本市人権教育の目的の実現に向け、学校としての人権教育の目標、取組むべき活動について説明、共通理解を図った。 ・学校での人権学習をより確かなものにするために、家庭や地域社会における環境づくりが求められる。PTA保護者研修会等の機会をとりもたせて、学校での取組内容を家庭や地域に伝えることにより、PTA等とともに地域ぐるみの行動につながるよう働きかけた。 ・中学校区で人権・同和教育研究協議会の取組を行った。各人権・同和教育研究協議会では、地域の実態に合わせた取組を行い、幼保・小・中・社で研修会を開催する等、連携促進を図った。 ・保護者、地域の協力を得て小学校6校、中学校3校で地区学習会を実施した。学校・家庭・地域が連携をすることで、充実した地区学習会の取組が図られた。	・自校の児童生徒の実態から導き出した「育てたい資質・能力」を身につけさせるために、年間指導計画に基づいた系統的な学習を実施するため、年間指導計画の見直しや各校区での情報共有を重視した研修会を行った。 ・人権教育主任者会を開催(年4回)し、新教育長の講義では「部落差別解消に向けた授業を全ての学校で行うこと」を確認し、その方法や児童生徒の実態を話し合った。また、年度末には各学校における人権教育のPDCAPIに取り組みを見直しをもつた実践をする。 ・各小中学校毎に教職員、保護者を対象とした研修会の予算を計上。人権教育についての研修会の充実を図る。 ・小・中PTA連合会での人権教育についての研修会を実施し啓発に努める。また、中部地区人権教育懇談会や各校人権教育主任等、また各PTAの代表者の研修の場を設ける。 ・中学校区(同和)教育研究協議会の推進 ・各中学校区毎の研究會 ・就学前(幼・保)教育の充実、幼保・小・中・社の連携促進 ・小学校6校、中学校3校で地区学習会を実施。教職員の地域進出を行う。地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営する。	・学校ごとにアンケートを用いて「育てたい資質・能力」を明確にして年間指導計画に反映させ、系統的な学習を行った。 ・人権教育主任者会を開催し、各学校の年間指導計画の見直しとPDCAPIの取組を行った。 ・各小中学校毎に教職員、保護者を対象とした研修会の予算を計上。人権教育についての研修会の充実を図ることができた。 ・小・中PTA連合会でアンガーマネジメントについての研修会を実施し啓発に努めた。中部地区人権教育懇談会や各校人権教育主任等、また各PTAの代表者の研修の場を設け、教師や保護者の研修を深めることができた。 ・中学校区の人権(同和)教育研究協議会に人権(同和)教育推進のための予算を計上し、委託。各中学校区で教職員・保護者・地域住民が連携した人権教育の取り組み(授業公開・協議等)が実施され、連携が促進された。 ・小学校6校、中学校3校で地区学習会を実施。地区学習会運営協議会が中心となって企画運営し、教職員・保護者・地域が連携を図って運営された。	○	・アンケート実施により自校の「育てたい資質・能力」を明確化し、学習実践につなげた。 ・PDCAPIにより、本年度の反省を生かした次年度の計画立案につなげることができた。 ・学校ごとの研修会を通じて、保護者の人権意識の向上につなげることができた。参加者が固定化してしまっている。 ・小中PTA連合会による研修会を行い、PTA役員を中心とした実践意欲と実践力の向上を図ることができた。 ・校区ごとの特色を生かした人権(同和)教育研究協議会の運営が行われ、校区に広がりつつある。 ・保護者、地域の協力により、学習会の円滑な運営と内容の充実が図られた。	○	・PTA連合会や人権(同和)教育研究協議会など、さまざまな取り組みにおいて学校、家庭、地域が連携を図り、円滑な運営や研修内容の充実を図ることができた。 ・年間指導計画の見直しと計画に即した系統的な学習により「育てたい資質・能力」を育むことができた。 ・PTA連合会や人権(同和)教育研究協議会など、さまざまな取り組みにおいて学校、家庭、地域が連携を図るためのアンケートの作成や年間指導計画の見直しにつなげる情報交換や協議を行う。 ・各小中学校毎に教職員、保護者を対象とした研修会の予算を計上し、人権教育についての研修会の充実を図る。 ・小・中PTA連合会での人権教育についての研修会を実施し啓発に努める。また、中部地区人権教育懇談会や各校人権教育主任等、また各PTAの代表者の研修の場を設ける。 ・中学校区人権(同和)教育研究協議会の推進 ・小学校6校、中学校3校で地区学習会を実施。教職員の地域進出を行う。地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営する。	・人権主任社会を開催し、自校における「育てたい資質・能力」の明確化と年間指導計画の改定を図るためのアンケートの作成や年間指導計画の見直しにつなげる情報交換や協議を行う。 ・各小中学校毎に教職員、保護者を対象とした研修会の予算を計上し、人権教育についての研修会の充実を図る。 ・小・中PTA連合会での人権教育についての研修会を実施し啓発に努める。また、中部地区人権教育懇談会や各校人権教育主任等、また各PTAの代表者の研修の場を設ける。 ・中学校区人権(同和)教育研究協議会の推進 ・小学校6校、中学校3校で地区学習会を実施。教職員の地域進出を行う。地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営する。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

4 社会教育における人権教育・啓発の推進

□ 主な施策と方向・方針 □事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28(2016)年度の事業 実績	平成29(2017)年度事業実績 報告	平成30(2018)年度事業実績 報告	令和元(2019)年度以降の事業 計画	令和元年度の事業実績報告	2019 評価	2019 評価理由	総合評 価	2016～2019年度 総合評価理由	令和2(2020)年度以降の事業 計画
1	社会教育における人権教育・啓発の推進	昭和49(1974)年に全自治公民館で実施された同和教育町内学習会は、地区公民館と各地区同和教育研究会等との連携した取り組みにより充実し、今日では自主的な学習活動を実施する自治公民館が増えてきました。また、地区公民館等での様々な研修会や講演会の開催により、人権課題についての理解が深まり指導者が着実に育ってきています。これらの取り組みにより、市民の人権意識の向上が図られてきました。しかし、同和教育問題をはじめあらゆる人権課題に対して、当事者の問題であるという意識が根深くあります。また現在では、戸籍謄本等の不正取得事件やインターネットを悪用した個人情報の流出など、一般市民が人権侵害の被害者になるケースもあります。そのため、市民一人ひとりが同和教育問題をはじめ、障がいのある人、男女、先住民族、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティ等の人権問題を自らの課題として認識を深めることができる学習方法、内容の工夫、改善が求められます。市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。今後は、効果的な学習や啓発方法の調査研究、学習プログラム等の開発をすることが重要です。そして、地域の人権課題を掘り起こし、その課題を市民一人ひとりの課題としてその解決に向けた地域ぐるみの取り組みになるよう、各自治公民館へ働きかけていきます。また、PTAなど社会教育関係団体の研修会を通じて、部落差別の現実に学びながら同和教育や児童養護施設を拠点に行われている「地区学習会」への理解を深め、地域やPTA全体での支援をもとに「地区学習会」の充実を図ります。	生涯学習課	公民館主催事業における人権同和教育の機会充実	地区公民館において、町内学習会に向けた事前学習会、他地区の取組みに学ぶ研修会や現地視察研修会等を開催した。(13地区で33回、延べ1,010人参加)	地区公民館において、町内学習会に向けた事前学習会、他地区の取組みに学ぶ研修会や現地視察研修会等を開催した。(13地区で23回、延べ727人参加)	地区公民館において、町内学習会に向けた事前学習会、人権に関する講演会や研修会、他地区の取組み等を学ぶ現地視察研修会等を開催した。(13地区で20回、延べ643人参加)	各地区同和(人権)教育研究会や推進員と連携し、町内学習会など人権・同和教育を継続して実施する。	地区公民館において、町内学習会に向けた事前・事後の学習会、人権に関する講演会や研修会、他地区の取組み等を学ぶ現地視察研修会等を開催した。(13地区で35回、延べ1,110人参加)	○	全ての地区において実施することができ、各地区同和教育研究会や推進員と連携して実施することで、内容の充実も図れた。	○	期間中全地区において、毎年度継続して地区同和(人権)教育研究会や推進員と連携して実施することで、町内学習会の事前事後研修をはじめとした人権に関する学習活動が定着し、内容の充実も図れた。	全地区において、各地区同和(人権)教育研究会や推進員も含め人権・同和教育を継続して実施する。
			人権政策課	・同和教育町内学習会推進事業 ・同和教育推進員研究事業 ・地区同和教育研究事業 ・倉吉市人権教育研究事業	倉吉市人権教育研究会(会員943人)をはじめ地区同和(人権)教育研究会等、地区推進団体等との連携を図り、研究及び学習活動を推進した。また、町内学習会で活用できる学習教材の作成及び提供するとともに、講師の紹介及び講師を務めるなど充実に努めた。(町内学習会211回、指定町区19回、参加者5030人)(各地区の研究事業等の参加者 約1100人)(人権教育研究会学習会及び中学校区同研の参加者約1500人)	倉吉市人権教育研究会(会員927人)をはじめ地区同和(人権)教育研究会等、地区推進団体等との連携を図り、研究及び学習活動を推進した。また、町内学習会で活用できる学習教材の作成及び提供するとともに、講師の紹介及び講師を務めるなど充実に努めた。(町内学習会211回、指定町区19回、参加者5384人)(各地区の研究事業等の参加者及び中学校区同研の参加者約2000人)	倉吉市人権教育研究会(会員959人)をはじめ地区同和(人権)教育研究会等、地区推進団体等との連携を図り、研究及び学習活動を推進した。また、町内学習会で活用できる学習教材の作成及び提供するとともに、講師の紹介及び講師を務めるなど学習内容の充実に努めた。(町内学習会211回、指定町区19回、参加者4778人)(各地区の研究事業等の参加者及び中学校区同研の参加者約2000人)	・同和教育町内学習会は、市民一人ひとりの生涯における人権学習の場として定着しており、継続して学習機会を提供する。 ・また、各人権(同和)教育推進団体への支援を行う。	倉吉市人権教育研究会(会員914人)をはじめ地区同和(人権)教育研究会等、地区推進団体等との連携を図り、研究及び学習活動を推進した。また、同和教育町内学習会で活用できる学習教材の作成及び提供するとともに、講師の紹介や職員が講師を務めるなど学習内容の充実に努めた。(町内学習会210回、指定町区19回、参加者4958人)(各地区の研究事業等の参加者及び中学校区同研の参加者約2000人)	○	市内216の町内で同和教育町内学習会が開催され、地域の実情に応じた様々な学習が取り組まれた。	○	町内学習会の充実に向けて、倉吉市同和教育研究会や地区同和教育研究会、同和教育推進員協議会等、関係機関との連携を深めた。	・同和教育町内学習会は、市民一人ひとりの生涯における人権学習の場として定着しており、継続して学習機会を提供する。 ・また、各人権(同和)教育推進団体への支援を行う。

5 企業等における人権啓発の推進

□ 主な施策と方向・方針 □事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	企業等における人権啓発の推進	人権尊重の社会を実現するためには、企業や事業所での職場内人権教育も重要です。倉吉市同和教育研究会では、同和教育及びあらゆる差別の撤廃を企業に課せられた社会的責務であると認識し、また、人権は企業の社会的責任(CSR*)の基盤との認識のもと、会員企業(18社)が差別体質撤廃の取り組みと従業員及び顧客の人権を尊重したコンプライアンス(*)の実践ならびに従業員の人権意識を高め、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じ、人権の尊重が企業文化として定着することをめざしています。今後は、倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動の充実を図り、倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和教育研究会と連携を図り、公正採用選考人権啓発推進員の設置の促進、企業や事業所の人権を尊重し合える職場環境づくりを推進するため、職場内研修会や人権啓発活動を支援します。	商工観光課	(企業等における人権啓発の推進)	倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動再開が望まれる。倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会と連携を図り、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。	倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。	倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動再開が望まれる。倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。	今後も三者合同研修会、同企連新入社員研修を継続する。	倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市人権啓発企業連絡会、中部地区高等学校同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。また、倉吉市同和教育研究会による三者合同研修会(2回)を開催。公正採用選考に努めるとともに、職場内研修に活かし、人権啓発活動への参加促進を図った。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透しているが、新規加入の企業がなく、広がりが課題である。	今後も三者合同研修会、倉吉市人権啓発企業連絡会新入社員研修を継続する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
第3節 社会参画の推進														
□ 主な施策と方向・方針														
□ 事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	社会参画の推進	ノーマライゼーション(*)・ユニバーサルデザイン(*)が啓発されバリアフリー化(*)が推進される等、障がいのある人や高齢者の人権について理解が深まってきました。そして、障がいのある人の自立を支援するため、手話や要約筆記、ファクシミリ・メール配信等が行われています。 外国にルーツを持つ人の人権保障では、身近に外国にルーツを持つ人が生活している環境にあることから、より良いコミュニケーションができるよう多文化共生理解を深め、外国にルーツを持つ人の生活文化や人権について研修会や学習会が開催されるようになりました。 しかし、障がいのある人や高齢者、外国にルーツを持つ人が、市民生活を行うにあたっては予断と偏見による人権侵害があります。今後は、市民一人ひとりの理解を広げるため地域社会にある予断と偏見の解消に努め、障がいの内容への理解や障がいのある人の社会参加の機会の確保、高齢者の生きがい対策や活動機会の提供、外国にルーツを持つ人への多文化共生理解を推進し、市民として自己実現ができるよう人権啓発の推進が重要です。	福祉課	・聴覚障がい者意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成事業 ・聴覚障がい者生活支援事業	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を337回実施した。 ・要約筆記の利用促進のため、訪問活動を通じて周知を行った。 ・聴覚障がいのある人の生活支援事業を月2回実施。	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を285回実施し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行なった。 ・聴覚障がいのある人の生活支援事業を月2回実施。、延べ185名が参加し、日常の健康管理や創作活動、社会とのかわりをつくり、生活の質の向上につなげた。 ・点字、声の広報等の発行により、視覚障がいのある人へ情報提供をした。また、障がい福祉サービスの同行援護により、視覚障がいのある人の移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う事で、社会参加が図られた。	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を207回実施し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行なった。 ・聴覚障がいのある人の生活支援事業を月2回実施。、延べ168名が参加し、日常の健康管理や創作活動、社会とのかわりをつくり、生活の質の向上につなげた。 ・点訳・朗読奉仕員の養成研修を行い、視覚障がいのある人への情報保障体制を整備した。また、障がい福祉サービスの同行援護により、視覚障がいのある人の移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う事で、社会参加が図られた。	・意思疎通支援事業等の継続実施により、聴覚障がいや視覚障がいのある人のコミュニケーション手段の確保や、社会参加を支援する。 ・各研修の開催の周知を図り、手話奉仕員等の人員の確保に努める。	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を283回実施し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行なった。 ・聴覚障がいのある人の生活支援事業を月2回実施。延べ148名が参加し、日常の健康管理や創作活動、社会とのかわりをつくり、生活の質の向上につなげた。 ・点訳・朗読奉仕員の養成研修を行い、視覚障がいのある人への情報保障体制を整備した。 ・障がい福祉サービスの同行援護により、視覚障がいのある人の移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う事で、社会参加が図られた。	○	・聴覚障がい者及び視覚障がい者の支援体制の充実を図ることができた。	○	・聴覚障がい者及び視覚障がい者の支援体制の整備が進み、障がいがあっても無理なく社会参加ができる体制の充実を図ることができた。 ・各研修の開催の周知を図り、手話奉仕員等の人員の確保に努める。	
			長寿社会課	高齢者虐待防止ネットワーク (いきいき長寿社会推進協議会の活動充実)	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。 延相談件数 178件 受任件数 26件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。 延相談件数 125件 受任件数 30件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。 延相談件数 142件 受任件数 36件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。 延相談件数 105件 受任件数 38件	・地域包括支援センター等各関係機関と協力しながら、虐待ケースに対応した。 ・運営を委託している中部成年後見支援センターと連携しながら、成年後見制度に関する連絡調整を行った。	◎	・地域包括支援センター等各関係機関と協力しながら、虐待ケースに対応した。 ・運営を委託している中部成年後見支援センターと連携しながら、成年後見制度に関する連絡調整を行った。	◎	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。	
			地域づくり支援課	国際交流事業	韓国語講座、国際理解講座(韓国、イタリア、ハンガリー)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進した。	・韓国語講座、国際理解講座(韓国)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。 ・韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。 ・韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進した。	・韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。 ・韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。 ・韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進した。	○	韓国語講座、国際理解講座(多文化共生)及び国際交流フェスティバルへの参加を通して、韓国の文化や遊び等を紹介した。	○	韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。			

第4節 就労・雇用の促進														
□ 主な施策と方向・方針														
□ 事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	就労・雇用の促進	同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労を図るため、ハローワークや倉吉商工会議所等の関係機関との連携のもと、同和問題研修会やトップ及び担当者研修会など、就労支援研修会が開催されています。 近年は、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等が連携して、応募者の適正と能力を基本とする公正な選考・採用の促進等、就労支援が行われている状況にありますが、長引く経済不況によりますます就職が困難となっています。行政と民間企業とが連携した倉吉市同和対策雇用促進協議会としての活動再開が望まれ、就労と雇用の促進を図ります。 また、企業や事業所に対して男女が共に仕事と家庭との両立が図られるようワーク・ライフ・バランス(*)の啓発に努めるとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めます。	商工観光課	就労・雇用促進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として各種研修会に参加している。ハローワークや商工会議所等との連携した研修会の開催には至らないが、同和問題企業連絡会の中で研修を行い、同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労への意識の向上と確認に努めている。また、ワークライフ・バランスの啓発にも努めている。	・県・ハローワーク等と連携するとともに、同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労を図るため、三者合同研修会として、計画・実施する。	・倉吉市人権啓発企業連絡会活動として各種研修会に参加している。県・ハローワークとの連携した研修会の開催には至らないが、倉吉市人権啓発企業連絡会の中で研修を行い、同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労への意識の向上と確認に努めている。また、ワークライフ・バランスの啓発にも努めている。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。 三者合同研修会、県等からのセミナー案内を会員企業に周知し、5割の参加を目指す。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

第5節 社会福祉の増進

住民同士の誹謗中傷や噂の流布など、人間関係の希薄化が懸念されています。「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27(2015)年4月1日施行されました。少子高齢化の急速な進展や地域社会の変化に伴い、景気や雇用の悪化、貧困と経済格差の拡大など今日の社会情勢によって新しく生じてくる人権問題に対しても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、その問題の解決に向けた取り組みを推進していく必要があります。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	地域福祉の充実	本市では、だれもがいつまでも健やかに、いきいきと、自分らしく、住み慣れたところで暮らすことができるよう、行政の施策やサービスと市民が中心となって行う地域活動が連携しながら地域福祉の推進を図っています。また出生前から、高齢期までのライフステージ(*)に応じた在宅サービスを中心とした福祉施策の総合的推進に努めています。さらに、ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成、外国にルーツを持つ人が住みやすい地域づくりについても推進を行っています。今後地域福祉活動への市民の参加促進や身近に福祉サービスを利用できるしくみ作り、地域における社会福祉事業の推進に向けて市社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を図り、だれもがいつまでも健やかに安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。低所得者対策においては、民生児童委員や関係機関との連携により生活困窮者の把握に努め、要保護状態にある世帯に対しては、生活保護法に基づく必要な保護を実施し最低生活の保障を行うとともに、就労支援、他法他施策の活用等による世帯の自立助長に向けた支援を実施しています。平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活保護に至らない段階の困窮者に対する包括的かつ伴走型の支援体制が構築されました。これにより、困窮状態からの早期の自立支援を実施するとともに、生活保護と連携した継続的な支援が可能となりました。今後は、引き続き個々の状況に応じたきめ細かい支援を行うとともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、働く場や参加する場の拡大に努める等、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めていきます。	福祉課	・障がい者自立支援給付事業 ・障がい者地域自立支援協議会事業 ・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・障がい者等通院費助成事業  ・社会福祉協議会補助事業	・障がいのある人の意思を反映しながらサービス利用計画を作成し、安心して地域で生活できるよう支援を行った。 ・市や中部圏域の自立支援協議会では、地域課題の把握や意見交換を実施した。 ・社会参加を目的に、重度障がい者に対しタクシーチケットを交付(622人)。 ・経済的負担軽減を目的に、人工透析・精神自立支援医療・難病患者に対し、通院費を助成(393人)。 ・地域福祉計画の策定見直し作業はH29年度に延期して実施することとなった。	・相談支援事業所等と連携を図り、障がいのある人のニーズに応じたサービスを提供し、地域で安心して生活できるよう支援を行った。 ・市及び中部圏域での自立支援協議会において、地域課題の把握やサービス支給に係る問題等を協議し、障がい啓発広報等新たな取り組みを行う事ができた。 ・重度障がいがある人にタクシーチケットを交付(617人)し、社会参加の促進を図った。 ・通院に要する費用の負担軽減のため、人工透析・精神自立支援医療・難病患者に対し、通院費の助成を行った(364人)。 ・地域福祉計画の策定については、H30年度に延期して実施することとなった。	・相談支援事業所等と連携を図り、障がいのある人のニーズに応じたサービスを提供し、地域で安心して生活できるよう支援を行った。 ・市及び中部圏域での自立支援協議会において、地域課題の把握やサービス支給に係る問題等を協議し、障がい啓発広報等の取り組みを行う事ができた。 ・重度障がいがある人にタクシーチケットを交付(624人)し、社会参加の促進を図った。 ・通院に要する費用の負担軽減のため、人工透析・精神自立支援医療・難病患者に対し、通院費の助成を行った(367人)。 ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進計画の策定を行った。	・相談支援事業所との連携により、障がいのある人の意思を尊重したサービスを、適正に提供する。 ・障がいのある人が相談しやすい体制を整備し、相談を受ける上で把握したサービスに係る課題や地域課題に対し、自立支援協議会で引き続き課題検討を行う。 ・障がいのある人の社会参加、負担軽減のため、助成制度を継続実施する。	・相談支援事業所等と連携を図り、障がいのある人のニーズに応じたサービスを提供し、地域で安心して生活できるよう支援を行った。 ・市及び中部圏域での自立支援協議会において、地域課題の把握やサービス支給に係る問題等を協議し、障がい啓発広報等の取り組みを行う事ができた。 ・重度障がいがある人にタクシーチケットを交付し(593人)、社会参加の促進を図った。 ・通院に要する費用の負担軽減のため、人工透析・精神自立支援医療・難病患者に対し、通院費の助成を行った(368人)。 ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進計画に基づいた地域福祉施策の充実に向けた検討を行った。	○	・障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できた。 ・自立支援協議会では、運営部会、全体会、専門部会などで各課題について協議し、啓発広報や市施策に結びつく取組みを行う事ができた。 ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進計画に基づいた地域福祉施策の充実に向けた検討を行った。	○	・障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できた。 ・自立支援協議会において誰もが住みよい体制を整備し、相談を受ける上で把握したサービスに係る課題や地域課題に対し、自立支援協議会で引き続き課題検討を行う事ができた。 ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進計画の策定を行い、また、計画に基づいた地域福祉施策について随時協議を行いながら充実に向けた検討を行った。	・相談支援事業所との連携により、障がいのある人の意思を尊重したサービスを、適正に提供する。 ・障がいのある人が相談しやすい体制を整備し、相談を受ける上で把握したサービスに係る課題や地域課題に対し、自立支援協議会で引き続き課題検討を行う。
			福祉課	生活困窮者自立支援事業	・あんしん相談支援センターでは、複合的かつ困難な課題の整理を行うなど地域・専門機関ネットワークの活用を図りながら支援を行った。 相談件数180件 家計相談支援18件 就労準備支援4件	・専門の相談員が就労支援や家計相談などを行い、一人ひとりに応じた支援プランに基づき、各関係機関と連携を図りながら支援を行った。 相談件数191件 家計相談22件 就労準備支援2件 ・経済的理由から学習環境が十分に整っていない子どもを対象に学習支援を行った。 参加人数22人	・専門の相談員が就労支援や家計相談などを行い、一人ひとりに応じた支援プランに基づき、各関係機関と連携を図りながら支援を行った。 相談件数161件 家計相談24件 就労準備支援5件 ・経済的理由から学習環境が十分に整っていない子どもを対象に学習支援を行った。 参加人数25人	・生活困窮者の総合相談窓口である「あんしん相談支援センター」と連携し、相談支援体制の充実を図る。 ・生活困窮者の自立に向け「家計相談支援」「就労準備支援」を実施、個別の状況に応じた支援を行う。	○	・専門機関、団体と連携し、相談者の状況に合わせた支援プランに基づき問題解決に向け総合的な支援を行う事ができた。 ・地域の支援ネットワークを充実させることで、個々の状況及びニーズに合わせた支援の提供を行う事ができた。 ・学習環境の整わない子どもに対し、学習の習慣づけを行う事ができた。	○	・生活困窮者自立支援制度の周知が進んだことにより、困窮者が支援制度につながるやすくなった。 ・子どもの自立に向け「家計改善支援」「就労準備支援」を実施、個別の状況に応じた支援を行う。 ・子どもへの学習支援事業を継続実施し、困窮の連鎖防止を目指すとともに、子どもの居場所としての機能も充実させていく。	・生活困窮者の総合相談窓口である「あんしん相談支援センター」と連携し、相談支援体制の充実を図る。 ・生活困窮者の自立に向け「家計改善支援」「就労準備支援」を実施、個別の状況に応じた支援を行う。	
			福祉課	生活保護事業	・他法他施策の活用等の支援により、10世帯が保護から自立。また、就労支援員、ケースワーカー等による就労支援により、18世帯が保護から自立した。	・他法他施策の活用等の支援により、13世帯が保護から自立。また、就労支援員、ケースワーカー等による就労支援により、19世帯が保護から自立した。	・他法他施策の活用等の支援により、13世帯が保護から自立。また、就労支援員、ケースワーカー等による就労支援により、18世帯が保護から自立した。	・他法他施策の活用、就労支援等、要保護者の自立助長に向けた支援を行う。	○	・就労支援や他法他施策の活用等、要保護者一人一人の自立助長に向け、きめ細かく支援を実施し、一定の成果があった。	○	・ケースワーカーによる個別支援や就労支援プログラムの活用により、要保護者の状況に応じた自立支援を行う事ができた。	・他法他施策の活用、就労支援等、要保護者の自立助長に向けた支援を行う。	
2	公的医療保険、介護保険制度の啓発	いつでも誰もが安心して医療が受けられるしくみを支えていくとともに、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らしていけるよう、国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の啓発に努めました。今後も、公的医療保険制度や介護保険制度等の啓発を行い、様々な広報を通じて情報提供に努め継続した支援を推進します。	保険年金課	公的医療保険制度の啓発	市報・ホームページを活用した各種制度の啓発・情報提供に努めた。国民健康保険被保険者には、保険証の送付にあわせ、国保ガイドを配布した。また、健康診査の手引きを作成し、対象者に配布した。	市報・ホームページを活用した各種制度の啓発・情報提供に努めた。国民健康保険被保険者には、保険証の送付にあわせ、国保ガイドを配布した。また、健康診査の手引きを作成し、対象者に配布した。	市報・ホームページを活用した各種制度の啓発・情報提供に努めた。国民健康保険被保険者には、保険証の送付にあわせ、国保ガイドを配布した。また、健康診査の手引きを作成し、対象者に配布した。	・適宜、利用可能な情報媒体を介して、公的医療保険の重要性を継続的に啓発していく。	○	・公的医療保険制度の啓発に関しては、継続的な取り組みが必要であることから現状維持で取り組む。	○	市報・ホームページを活用した各種制度の啓発・情報提供に努めた。公的医療保険制度の啓発に関しては、継続的な取り組みが必要であることから現状維持で取り組む。	適宜、利用可能な情報媒体を介して、公的医療保険の重要性を継続的に啓発していく。	
			長寿社会課	在住外国人高齢者・障害者特別給付金事業	受給者数 0人	受給者数 0人	受給者数 0人	・転入等により対象者が出た場合は、月額25,000円を給付する。	受給者数 0人	-	受給者数 0人 のため評価できない。	-	受給者数 0人 のため評価できない。	・転入等により対象者が出た場合は、月額25,000円を給付する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			長寿社会課	地域包括支援センター事業	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 18,929件	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,747件	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,976件	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることを行った。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。
			長寿社会課	介護保険制度の啓発	市報、市ホームページ、健康が1配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応を行った。	市報、市ホームページ、健康が1配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応を行った。	市報、市ホームページ、健康が1配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応を行った。	引き続き継続して行なう。特に、要支援・要介護状態になるのを予防するための介護予防事業を重点的に取り組み、啓発に努める。	市報、市ホームページ、健康が1配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応を行った。	◎	継続して制度等の周知を図っている。	◎	・介護保険制度が平成12年度からスタートして以降、毎年のように法改正が行われており、更なる啓発が必要である。	引き続き継続して行なう。特に、要支援・要介護状態になるのを予防するための介護予防事業を重点的に取り組み、啓発に努める。

第6節 保健衛生の推進

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	保健衛生の推進	本市では、乳幼児から高齢者に至る市民全般の健康づくりへの関心を高める取り組みを進め、生活習慣病(*)の予防や各種疾病の早期発見・早期治療を促進するため、自らが各種健診を積極的に受診できるよう、啓発活動を推進してきました。 また、自らの健康を管理するという観点から、健康教室や健康相談に積極的に参加できるよう、健康づくり推進員、食生活改善推進員等と連携を図りながら健康教室等の実施に努めています。今後は、健康づくりの関心を高めるための啓発活動などの取り組みを強化し、乳幼児から高齢者に至る各年代に応じた身体と心の健康づくりを推進します。	健康推進課	・がん検診・肝炎ウイルス検査・一般健診 ・健康づくり地域啓発事業 ・食生活改善推進員地区組織活動事業	がん検診受診者数(受診率) 胃がん検診 3,162人(18.4%) 肺がん検診 3,208人(18.7%) 大腸がん検診3,297人(19.20%) 子宮がん検診2,031人(17.61%) 乳がん検診1,187人(11.4%) 健康教育 開催回数:115回 参加延人員:2,125人 健康相談 開催回数:70回 参加延人員:834人 食育及び食生活改善事業 開催回数:89回 参加延人員:2,587人	がん検診受診者数(受診率) 胃がん検診 3,194人(18.6%) 肺がん検診 3,203人(18.7%) 大腸がん検診3,356人(19.6%) 子宮がん検診2,204人(19.1%) 乳がん検診1,304人(12.5%) 健康教育 開催回数:81回 参加延人員:2,435人 健康相談 開催回数:60回 参加延人員:1,188人 食育及び食生活改善事業 開催回数:94回 参加延人員:3,237人	がん検診受診者数(受診率) 胃がん検診 3,505人(20.4%) 肺がん検診 3,453人(20.0%) 大腸がん検診3,476人(20.1%) 子宮がん検診2,209人(19.2%) 乳がん検診1,157人(11.1%) 健康教育 開催回数:112回 参加延人員:2,919人 健康相談 開催回数:47回 参加延人員:1,451人 食育及び食生活改善事業 開催回数:103回 参加延人員:3,579人	健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの生活習慣や運動習慣の確立が必要である。 ・今後も、引き続き、関係者、関係機関等と連携し、健康意識を向上させ、がん検診の受診行動や生活習慣・運動習慣の改善をはかる取組みを推進していく。 ・また、地区公民館・自治公民館連合会における活動の協同実施によりがん検診受診率の向上を図る取り組みを推進する。 ・集団健診時及び文化祭時に、食生活改善推進員の協力を得ながら、幅広い世代への減塩指導を行う。	がん検診受診者数(受診率) 胃がん検診 3,736人(21.8%) 肺がん検診 3,595人(21.0%) 大腸がん検診 3,717人(21.7%) 子宮がん検診 2,127人(18.4%) 乳がん検診 1,249人(11.9%) 健康教育 開催回数:127回 参加延人員:3,231人 健康相談 開催回数:48回 参加延人員:1,134人 食育及び食生活改善事業 開催回数:104回 参加延人員:3,328人	○	・がん検診の受診率は、依然として県下でも低い状況にあるが、検診受診の啓発について、受診率の向上等の成果につながるよう、関係者、関係機関と連携して取り組んでいる。	○	・がん検診の受診率は、依然として県下でも低い状況にあるが、検診受診の啓発について、受診率の向上等の成果につながるよう、関係者、関係機関と連携して取り組んだ結果、受診率が向上した。	健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの生活習慣や運動習慣の確立が必要である。 ・今後も、引き続き、関係者、関係機関等と連携し、健康意識を向上させ、がん検診の受診行動や生活習慣・運動習慣の改善をはかる取組みを推進していく。 ・また、地区公民館・自治公民館連合会における活動の協同実施によりがん検診受診率の向上を図る取り組みを推進する。 ・集団健診時及び文化祭時に、食生活改善推進員の協力を得ながら、幅広い世代への減塩指導を行う。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
第7節 生活環境の改善														
□ 主な施策と方向・方針														
□事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	住環境の整備	既存施設のバリアフリー化を図り、安全で安心して暮らすことのできる住環境の整備を進めるとともに、地域住民や子どもたちとのふれあいの機会の場をつくり、共に生きる地域社会の実現に努めてきました。また、道路の整備・歩行空間の確保や生活用水の確保・生活雑排水の適正な処理ができるよう上下水道を整備し、快適な住環境の向上を図ってきました。 今後は、住民同士がよりよい人間関係を再構築し心豊かに暮らせるよう、住民と行政との協働による施設・広場等の適正な維持管理によって、ふれあいの場の確保に努めます。	地域整備課	急傾斜地崩壊対策事業	鳥取県中部地震で被災した箇所について、関係者に事業説明を行った	・要望がなく、事業を実施していない	古川沢において小規模急傾斜地の状況調査を行った	調査結果をもとに地元と実地について、協議をしていく	・要望がなく、事業を実施していない	-	・実績がないため	-	・実績がないため	・要望があったときには、県と調整をしながら事業をすすめていく
			管理計画課	公園管理	老朽化した公園施設(遊具・フェンス等)の改修を行い、施設の長寿命化を図ることができた。 市内の公園・緑地施設のうち、94公園・緑地は、維持管理について自治公民館等に年間委託し共同作業を行っていたことと、それ以外の直営公園の管理については、トイレ清掃、ゴミ収集、園内清掃、除草・集草、樹木の剪定等を業者委託し、除草後の集草を障害者優先調達推進法に係る福祉施設を活用して集草を実施した。 また、10月に発生した鳥取県中部を震源とする地震により被災した公園施設等の復旧を行い、利用者の安全性の確保に努めた。	・老朽化した公園施設(遊具・フェンス等)の改修を行い、施設の長寿命化を図ることができた。 市内の公園・緑地施設のうち、95公園・緑地は、維持管理について自治公民館等に年間委託し共同作業を行っていたことと、それ以外の直営公園の管理については、トイレ清掃、ゴミ収集、園内清掃、除草・集草、樹木の剪定等を業者委託し、除草後の集草を障害者優先調達推進法に係る福祉施設を活用して集草を実施した。 上井東公園の洋式化を行った。	・老朽化した公園施設(遊具・フェンス等)の改修を行い、施設の長寿命化を図ることができた(中西公園外14公園)。 ・市内の公園・緑地施設のうち、94公園・緑地は、維持管理について自治公民館等に年間委託し共同作業を行っていたことと、それ以外の直営公園の管理については、トイレ清掃、ゴミ収集、園内清掃、除草・集草、樹木の剪定等を業者委託し、除草後の集草を障害者優先調達推進法に係る福祉施設を活用して集草を実施した。 ・洋式トイレ整備実績なし(H30予算要時時に検討)	・公園・緑地を安心して安全かつ快適に利用していただくとともに、公園施設の長寿命化を図りながら維持管理を行う。 ・公園・緑地の除草作業や遊具等の安全点検について、利用者でもある地域住民等の協力を得ながら進めていく。 ・現在洋式トイレ整備済公園8箇所(打吹2箇所、河北中央、七峰、さわやか、上井東、明倫通り、大御堂廃寺跡)。残りは周辺状況及び地域状況を勘案し、検討を行う。	・老朽化した公園施設(遊具・フェンス等)の改修を行い、施設の長寿命化を図ることができた(河北中央公園外19公園)。 ・市内の公園・緑地施設のうち、104公園・緑地は、維持管理について自治公民館等に年間委託し共同作業を行っていたことと、それ以外の直営公園の管理については、トイレ清掃、ゴミ収集、園内清掃、除草・集草、樹木の剪定等を業者委託し、快適に公園を利用いただけるよう整備を行った。	○	・老朽化した公園施設の改修について計画どおり実施した。その他の維持管理業務については、地元自治公民館等と連携し、環境整備を行うことができた。	○	・年次的に遊具・フェンス等の改修を行い、施設の長寿命化を図ることができた。また、一部トイレの洋式化を行った。 ・公園・緑地の除草作業や遊具等の安全点検について、利用者でもある地域住民等の協力を得ながら進めていく。 ・現在洋式トイレ整備済公園8箇所(打吹2箇所、河北中央、七峰、さわやか、上井東、明倫通り、大御堂廃寺跡)。残りは周辺状況及び利用状況を勘案し、検討を行う。	・公園・緑地を安心して安全かつ快適に利用していただくとともに、公園施設の長寿命化を図りながら維持管理を行う。 ・公園・緑地の除草作業や遊具等の安全点検について、利用者でもある地域住民等の協力を得ながら進めていく。 ・現在洋式トイレ整備済公園8箇所(打吹2箇所、河北中央、七峰、さわやか、上井東、明倫通り、大御堂廃寺跡)。残りは周辺状況及び利用状況を勘案し、検討を行う。
			上下水道局	・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置事業	・8haの整備を実施 ・浄化槽設置補助 7基 ・市全体の水洗化率 81.4%	・2.6haの整備を実施 ・浄化槽設置補助 4基 ・市全体の水洗化率 81.1%	・2.6haの整備を実施 ・浄化槽設置補助 7基 ・市全体の水洗化率 87.3%	・水洗化率の向上に努めていく。	・0.7haの整備を実施 ・浄化槽設置補助 9基 ・市全体の水洗化率 87.5%	○	・公共下水道を整備して処理可能区域を拡大することができた。	○	・4年間で公共下水道では13.9haの整備を実施し、浄化槽設置は計27件の補助を行った。水洗化率は平成27年度末の80.6%から87.5%となった。	○
上下水道局	(上水道整備)	上水道区域で1,760m、簡易水道区域で543mの整備(更新)を行った。	・上水道区域で2,336m、簡易水道区域で432mの整備(更新)を行った。	・上水道区域で1,241m、簡易水道区域で744mの整備(更新)と整備工事に伴う本舗装工事を行った。	現在策定中の上水道基本計画に則り適切な更新を進める。	・上水道区域で2,544mの整備(更新)を行った。	・例年並みの整備(更新)を行うことができた。	○	○	○	・4年間で上水道区域で7,881m、簡易水道区域で1,719mの整備(更新)を行った。	○	・上水道基本計画に則り適切な更新を進める。	
2	住宅の整備	障がいのある人や高齢者が、地域で快適に自立した生活ができるよう公営住宅ではバリアフリー化を進め、民間の住宅では人に優しい住宅建築の相談に努めてきました。 今後もバリアフリー化した住宅へのニーズがあることを踏まえ、障がいのある人等の住宅入居の利用促進を図る上で、制度の周知に努める必要があります。また、外国にルーツを持つ人が安心して生活できるよう相談体制の充実を図ります。	建築住宅課	市営住宅管理事業	高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・バリアフリー対応の住宅への優先入居募集をはじめ、各住宅の世帯状況を勘案しながら随時募集を行います。	高齢者世帯及び身障者世帯の優先入居募集を実施した。 R1募集回数:6回(偶数月) 高齢者対応住戸優先入居募集回数:2回 身障者対応(車椅子専用)優先入居募集回数:6回	◎	高齢者世帯及び身障者世帯の優先入居募集を実施した。特に身障者対応(車椅子専用)住戸は、常時提供できるように努めた。	◎	新たな住宅を整備したことによりバリアフリー化された住戸が増え、高齢者や身障者への優先募集住戸が増加した。	高齢者世帯及び身障者世帯の優先入居募集を実施する。また、4階建て以上の既存住宅にエレベーターを設置することにより、高齢者世帯への提供可能な住戸の増加を図る。
			市営住宅管理課	高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・高齢者世帯等の優先入居募集を実施した。	・バリアフリー対応の住宅への優先入居募集をはじめ、各住宅の世帯状況を勘案しながら随時募集を行います。	高齢者世帯及び身障者世帯の優先入居募集を実施した。 R1募集回数:6回(偶数月) 高齢者対応住戸優先入居募集回数:2回 身障者対応(車椅子専用)優先入居募集回数:6回	◎	高齢者世帯及び身障者世帯の優先入居募集を実施した。特に身障者対応(車椅子専用)住戸は、常時提供できるように努めた。	◎	新たな住宅を整備したことによりバリアフリー化された住戸が増え、高齢者や身障者への優先募集住戸が増加した。	◎	新たな住宅を整備したことによりバリアフリー化された住戸が増え、高齢者や身障者への優先募集住戸が増加した。

### 第3章 人権課題8分野における施策

#### 第1節 部落の完全解放の実現

##### □ 現状と課題

2012(平成24)年9月実施の人権・同和問題に関する市民意識調査結果(回答者数802名、以下「意識調査」という)では、直接部落差別を体験した件数は191件あり、約20%の市民が体験しています。また、結婚における身元調査を肯定する割合は、35.2%、住居を選ぶ際に同和地区を避ける人は、23.8%、同和問題を自分の問題として捉えられない、自分には関係ないなど消極的、傍観的人は48.1%でした。同和地区を避けようとする意識や身元調査を肯定する意識、自分には関係ないという意識が根強く存在しており、同和問題を自らの課題としてその解決を志向する教育・啓発活動が求められています。

##### □ 主な施策と方向・方針

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
□事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）														
1	市民意識調査の実施	人権問題に関する市民の意識を把握し、啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき施策のあり方を検討するための市民意識調査を実施します。	人権政策課	人権・同和問題に関する市民意識調査	部落解放研究倉吉市集会和同和教育推進員研修会、町内学習会等、様々な場面で啓発活動に活用した。	・部落解放研究倉吉市集会和同和教育推進員研修会、町内学習会等、様々な場面で啓発活動に活用した。	-	令和元年度に実施(調査対象2,000人、単純及びクロス集計、分析、考察等を行い、啓発事業等人権施策の一層効果的な推進を図るための基礎資料とする。)	人権・同和問題に関する市民意識調査を10月に実施し集計作業を行った。(調査票回収率32.8%、有効回答票655/調査票配布数2,000)	○	平成24年以来7年振りに意識調査を実施した。単純集計・クロス集計を行ったが、分析・考察・報告書の作成は出来なかった。	○	令和元年度に意識調査を実施し、課題の明確化と取り組みの効果測定を行った。	調査結果を報告書にまとめて市民に公表し、次期総合計画策定の参考資料とする。
			子ども家庭課	家庭支援推進保育事業	公立保育所3園に各1名の家庭支援推進保育士を配置し、基本的な生活習慣や態度の養育等について、家庭環境に対する配慮した保育を行った。 その他の施設においても保育士による家庭の支援を行った。	・公立保育所3園に各1名の家庭支援推進保育士を配置し、基本的な生活習慣や態度の養育等について、家庭環境に対する配慮した保育を行った。 その他の施設においても保育士による家庭の支援を行った。	・公立保育所では家庭支援推進の役割を担う保育士を中心とした基本的な生活習慣や態度の養育等について、家庭環境に対する配慮した保育、家庭の支援を行った。 特に、公立保育所3施設では、家庭や地域、団体と連携して地域の実情に応じた支援を行った。	支援が必要な世帯は増加傾向にあり、現在配置している家庭支援推進保育士の役割と要支援の実態に即した取り組みを実施する。	・公立保育所では家庭支援推進の役割を担う保育士を中心とした基本的な生活習慣や態度の養育等について、家庭環境に対する配慮した保育、家庭の支援を行った。 特に、公立保育所3施設では、家庭や地域、団体と連携して地域の実情に応じた支援を行った。	○	・子ども、家庭の状況の把握に努め、状況に応じた支援を行った。	○	・公立保育所では家庭支援推進の役割を担う保育士を中心とした基本的な生活習慣や態度の養育等について、家庭環境に対する配慮した保育、家庭の支援を行った。 特に、公立保育所3施設では、家庭や地域、団体と連携して地域の実情に応じた支援を行った。	支援が必要な世帯は増加傾向にあり、現在配置している家庭支援推進保育士の役割と要支援の実態に即した取り組みを実施する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
3	学校における部落問題学習	各小中学校では、児童生徒、地域の状況に応じて、同和問題について学習していきます。児童生徒が部落差別の不合理さや人権を尊重していく生き方を学べるよう、児童生徒の発達段階に応じた教科、領域の特質に応じた学習となるよう配慮します。さらに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深め、部落差別の解消を自らの課題として捉え、自己実現を図っていくよう指導内容・方法の工夫改善をしていきます。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進 ・学校人権同和教育教材・題材に関する研究	部落問題学習に関する有効な教材・題材に関する研究を行い、各校の児童生徒、地域の状況に応じて実践した。	・お互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、部落問題学習に関する認識を深めるための啓発資料や教材に関する研究を教職員が行い、部落問題をテーマにした研修会を実施するためのプログラム開発にも取り組んだ。	地域性、子どもの実態に合わせ、小中連携を踏まえて部落問題学習を必ず実践する。	・地域性、子どもの実態に合わせ、小中連携を踏まえて部落問題学習を必ず実践する。また、その指導内容・方法について、各中学校区で共通認識と実践を図り、工夫改善をさらに進めていく。	・地域性、子どもの実態に合わせた年間指導計画の作成と実践を行った。また、人権主任者会において、共通認識を図った。	○	・アンケートを基に子どもの実態を把握し、年間指導計画の作成に活かすことができた。また、人権主任者会において校区ごとの取り組みを協議し、共通認識をもつことができた。	○	・人権主任者会において、人権教育の題材・教材、学習過程に関する研修や情報交換を行い、自校の年間指導計画の改善に活かすことができた。	・部落問題学習をの指導内容・方法について、各中学校区で共通認識と工夫改善を進めていく。
4	同和地区の児童生徒の学習・進路保障に向けた支援	同和地区の児童生徒の生活課題を把握するとともに、家庭、地域、そして学校が連携した地区学習会の実施に向け運営協議会の充実など推進体制の強化を図ります。地区学習会では、仲間づくり、学力向上・進路保障に向けた支援を実施します。	学校教育課	人権同和教育推進事業	地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営した。	・地区学習会運営協議会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営した。地区学習会のねらいに基づき、学習内容の充実を図った。	各地区の児童生徒の実態や保護者のねがいをいかにもとに、地区学習会運営協議会が中心となり、地区学習会を小学校6校、中学校3校で実施された。学校・家庭・地域が連携し、地区学習会を運営し、学習内容の充実を図った。	・地区学習会運営協議会が中心となり、地区学習会を小学校6校、中学校3校で実施した。学校・家庭・地域が連携し、仲間づくり・学力向上・進路保障に向けた支援を実施する。	・地区学習会運営協議会が中心となり、地区学習会を小学校6校、中学校3校で実施した。学校・家庭・地域が連携し、仲間づくり・学力向上・進路保障に向けた支援を実施した。	○	・運営協議会が中心となって地域の実態に即した仲間づくり・学力向上・進路保障にむけた取り組みを実施することができた。	○	・各地域においてねらいをもって取り組むことができた。児童生徒による進路保障を行うなど、自主的な取り組みも行われた。	・各地区の実態と願いをもとに、学校・家庭・地域が連携し、仲間づくり・学力向上・進路保障に向けた支援を実施する。
5	保護者学習	認定こども園・保育所、学校と連携し、家庭や地域で差別解消に立ち向かうことのできる人にどう育てていくかなど、同和問題学習や子育てについて自ら研修会を計画するなど保護者学習の充実をめざす。	学校教育課	人権同和教育推進事業	地区学習会運営協議会等において、各地区、各校で保護者研修について助言した。	・各地区、各校で保護者研修会が開催されるにあたり、講師謝金等を予算化し、補助を行った。	・各地区、各校で保護者研修会が開催するにあたり、講師謝金等を予算化し、補助を行った。	・各学校でPTA人権教育推進部を中心に行われる人権問題に関わる保護者研修会を支援する。	・各地区、各校で保護者研修会が開催するにあたり、講師謝金等を予算化し、補助を行った。	○	・各地区、学校で保護者研修会を実施し、講師謝金の予算執行を行った。	○	・各地区、学校において計画的に保護者研修会が企画・実施された。	・各学校で行われる研修会において開催を支援していく。
			人権文化センター	地区学習会推進事業	(あ)親子学習会を実施し子どもの人権について学んだ。(倉人)保護者の時代背景や育った環境等の違いにより、地区学習会の意義や願が保護者に伝わっていない、先輩の話や当時の思いを学び、地区学習会の意義やあり方を問い直すための学習を深めた。(さわやか)児童センターや保護者との連携により通常の学習会への参加や調査活動への助言、また、キャンプでの体験学習を通してリーダー育成や仲間づくりをした。また地区学習会参加児童の保護者の懇談会に参加しつながりを深めた。中学学習会の生徒と保護者との交流に意見交換した。(やまびこ)地震の影響により、残念ながら就学前の三園保護者交流会ができなかった。子どもたちの交流会は仲間づくりにつながり良かった。(はばたき)鳥取大学へ体験学習に行き「虹色ラクダの会」の方から活動について聞いた。青谷和紙工房で紙漉き体験をした。高校見学は、鳥取中央育英高校へ3月に行き見学。地区学習会参加児童生徒だけでなくとどまらず行事への参加を求め、子ども同士の横の関係、異年齢の関係、また、地域住民との交流学習に努めた。中部地震被災のため、創作作品等が披露できなかったことは残念であった。	・(はばたき)福吉児童センターと事業連携をし、高校見学、大学見学体験学習、職場体験学習を進路学習として実施した。警察とも事業提携して、情報モラルやマナー、防犯防災学習を開催した。地区内外児童生徒の交流と様々な人との出合いの機会をつくり、体験的に人権問題を学ぶことに努めた。特に、高齢者や障がいのある子どもたちの交流は継続したい。結果として、子どもたちの変化を保護者へ伝えたことにより、保護者の姿勢に変化があった。 ・(さわやか)児童センターや保護者との連携により、通常の学習会への参加や調査活動への助言、また、キャンプでの体験学習を通してリーダー育成や仲間づくりをした。また、地区学習会参加児童の保護者の懇談会に参加しつながりを深めた。 ・(あ)親子学習会を実施し、人権について学び、また保護者間の交流も図った。 ・(倉人)進路へつながる取り組み。地区学習会の意義と目的を、保護者・生徒・教師・職員(学習会に係わる人達)もう一度学び直す。現在の学習会の在り方を検討することが出来た。 ・(やまびこ)地域の保育園と連携し、保護者の交流や学習を行なった。また、他地区の就学前保護者との交流も行いつながることもできた。解放子ども会の児童たちとの仲間づくりや地域の方たちとの交流会も開催し、体験を広げることができた。	・(はばたき)福吉児童センターと事業連携をし、倉吉農高校、鳥取環境大学見学体験学習を実施。職場体験学習は残念ながら参加者無し。警察とは事業提携して、情報モラルやマナー、防犯防災学習を開催、スポーツチャンバラ大会を実施。地区内外児童生徒の交流と様々な人との出合いの機会をつくり、体験的に人権問題を学ぶことに努めた。特に、高齢者や障がいのある子どもたちの交流は継続したい。結果として、子どもたちの変化を保護者へ伝えたことにより、保護者の姿勢に変化があった。 ・(さわやか)児童センターや保護者との連携により、通常の学習会への参加や調査活動への助言、また、キャンプでの体験学習を通してリーダー育成や仲間づくりを行った。また、地区学習会参加児童の保護者の懇談会に参加しつながりを深めた。 ・(あ)親子学習会を実施し、人権について学び、また保護者間の交流も図った。 ・(倉人)西中学校学習会とともに、東中学校学習会にも積極的に参加しつながりを持つ。 ・(やまびこ)地域の中では通園箇所がばらばらであり、園の垣根を越えた保護者の仲間づくりを共に考え事業を行なう。	(は)はばたき今年度は、高校見学、大学見学を実施し、子どもたちの進路意識の高揚を図る。次年度以降、子どもたちの生活実態の把握に努め、食育や学習支援の充実を図りながら、保護者との連携に努力を傾注していく。多世代交流事業を計画し、体験的に人権を学ぶ機会を提供していく。 ・(さわやか)児童センターなど関連機関との連携により、子どもたちに体験を通じた学習の場を与え、また、保護者、地域に対しても、地区学習会への理解を深めて関わりを持つような働きかけを継続する。 ・(あ)地域の保護者会出張研修予定 ・(倉人)西中学校学習会とともに、東中学校学習会にも積極的に参加しつながりを持つ。 ・(やまびこ)地域の中では通園箇所がばらばらであり、園の垣根を越えた保護者の仲間づくりを共に考え事業を行なう。	(市人文)倉吉西中学校と倉吉東中学校の地区学習会に職員が積極的にかかわった。中学3年生を対象に第36回部落解放中部地区中学3年生交流会を開催した。中学2年生を対象に第21回倉吉市中学生人権フォーラムを開催した。高校生を対象一泊研修会や高校友の会・解放研交流会を開催した。(さわやか)児童センターや保護者との連携により、学習会や調査活動での助言、キャンプでの体験学習を通してリーダー育成や仲間づくりを行った。小学校地区学習会参加児童の保護者の懇談会に参加し、つながりを深めた。また、中学校地区学習会にも積極的に参加した。(はばたき)継続実施している高校見学・大学見学は、少人数でも参加した子どもたちには刺激となり、職員には、進路選択についてアドバイスをしていく上での知識を獲得する場となった。子どもたちの生活や学習環境を把握する機会とし保護者との連携を図っていかねばならない。(やまびこ)近くにある保育園や学校には、ポテ茶体験や人権学習を通して保護者学習に努めることができた。しかし、地域内での保護者の仲間づくりはできていない。(あ)親子学習会を実施し、センター職員が講師となって、鳥取県伯耆町出身の児童文学作家の大型絵本の読み聞かせを行った。参加児童が幼稚園児だった頃に、その保護者がこの児童文学作家を幼稚園に招いて、絵本をおして子育てについて学んだことを話して頂いた。小学生となった現在でも子育ての基軸となっていることをセンター職員も学んだ。他者を思う心が、差別のない心に繋がっていることを再確認した。	○	(市人文)地区学習会参加生徒の保護者と連携できた。(評価:○)  (さわやか)小学生、中学生とのかかわりを持ち、地域や保護者との連携により、異年齢間での仲間づくりを行うことができた。(評価:○)  (はばたき)児童生徒とともに保護者に対して、地区学習会の意義と重要性を理解してもらい、児童生徒の学びのバックアップをしてもらえるよう啓発をしていかなければならない。(評価:△)  (やまびこ)保護者が自らというところに至っていない。また、保護者の仲間づくりを計画し呼びかけに努めたが、感染性胃腸炎等の流行により開催できなかった。(評価:△)  (あ)親子学習会で、幼稚園から小学校上学者年まで、継続して保護者の子育ての基軸が再確認できた。(評価:○)	△	(市人文)倉吉西中学校と倉吉東中学校の地区学習会に職員が積極的にかかわるとともに、保護者や地域との連携に努める。(評価:○)  (さわやか)地区学習会運営協議会に参加し、積極的に運営にかかわっている。(評価:○)  (はばたき)児童生徒へは、地区学習会の機会のみならずセンター行事を含めて、共に学び人権について考えることとお互いの関係を深める努力をして来ているが、保護者にまで丁寧な対応ができていない。また、保護者の仲間づくりを計画し呼びかけに努めたが、感染性胃腸炎等の流行により開催できなかった。(評価:△)  (やまびこ)保育園や地域では保護者が学習することに負担感を感じており、事業の開催が難しくなっている。(評価:△)  (あ)解放子ども会の親子学習会で、年一回人権学習を行うが、その他の機会を積極的に設けることができなかった。(評価:△)	(市人文)倉吉西中学校と倉吉東中学校の地区学習会に職員が積極的にかかわるとともに、保護者や地域との連携に努める。部落解放中部地区中学3年生交流会、倉吉市中学生人権フォーラムの開催。中部地区高等学校解放研・高校友の会一泊研修会、解放研・高校友の会交流会の開催。  (さわやか)学校や児童センター、地域・保護者と連携し、子どもたちと差別の現状について共通認識を図るとともに、体験学習を通して、差別に立ち向かう力の育成と仲間づくりを行う。子どもの将来について保護者の意識を高め、つながりを深める。  (はばたき)地区学習会の保護者との関係づくりをしていく。子育てで困っていることや悩みを受け付けられる関係づくりを目指す。保護者の願いが子どもたちに届くような機会を設けて行く。地域住民へも応援団となってもらえるよう発信する。  (やまびこ)保護者が学習に意欲をもてるよう、学習教材の再考を行うと共にサポートに努める。  (あ)引き続き親子学習会を開催し、保護者の意識向上を図る努力をする。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
	保護者会・PTA 会員への啓発	認定こども園・保育所、学校で、保護者会・PTA 会員対象の固定的な性別役割分担意識等の解 消に向けた啓発に努めます。 さらに、教育機関や社会福祉施設等において、 配偶者等パートナーからの暴力被害者のブライ バシーを擁護し人権が尊重されるよう配慮すると ともに、配偶者等パートナーからの暴力など男女 間の暴力等は個人の尊厳を傷つける重大な人 権侵害であるという認識をさらに広く浸透させ、あ らゆる場面で暴力のない社会づくりのため、認定 こども園・保育所、学校での啓発に努めます。	子ども家庭 課	保護者対象研修	各保育園等の保護者会同 和保育推進委員会が中心となり 講演会、研修会、機関誌の 発行等を行った。	各保育園等の保護者会同和 保育推進委員会が中心となり講 演会、研修会、機関誌の発行 等を行った。	各保育園等の保護者会同和 保育推進委員会が中心となり講 演会、研修会、機関誌の発行 等を行った。	保護者会との連携による保育 所等における研修の実施する。 また、保護者会として市集会実 行委員会への参画、運営を行う とともに、各種研修会へ積極的 に参加、学習する。	各保育園等の保護者会同和 保育推進委員会が中心となり講 演会、研修会、機関誌の発行 等を行った。	○	保護者が主体的となっ た事業計画、参画を行っ た。	○	各保育園等の保護 者会同和保育推進 委員会が中心となり講 演会、研修会、機関 誌の発行等を行っ た。	保護者会との連携による保育 所等における研修の実施する。 また、保護者会として市集会実 行委員会への参画、運営を行う とともに、各種研修会へ積極的 に参加、学習する。
6	相談活 動の充 実	同和地区住民をはじめ全市民の生活、福祉、就 業、子育て、教育、被差別体験等の相談及び支 援について、人権文化センターの相談機能を充 実させ関係機関と連携して取組むとともに職員 の資質向上に努めます。	人権文化セ ンター	相談活動	(倉人)どのようなことが差別 事象で差別につながるのか、 各関係機関と連携し学んだ。 (さわやか)職員のスキル向 上の為相談に関わる研修会 に参加し学んだ。(やまびこ) 震災後にはじめたサロンの事 業をとおしながら、相談活動 を進めた。(はばたき)にこに こサロン活動を中心に置いて、 住民の仲間づくり、また、 気軽に相談できるセンターの 存在となってきている。震災 以後も復旧、復興に向け、生 活再建にかかる相談を受け 付けてきた。この関係を継続 して保持していきたい。	・(はばたき)相談の受付数は増 加してきている。高齢者事業 の「にこにこサロン」の開催や福 吉児童センターとの協働事業 等に取り組むことにより、乳 幼児～高齢者までの幅広い層 に利用していただいた。施設と して周知、PRの結果だと思 う。 ・(さわやか)職員のスキルア ップ向上を図るため、相談に関 わる研修会に参加し学んだ。 ・(やまびこ)団体育成活動やサ ロンの開催等、地域に出かけ て事業を行なう中で相談活動も 広がっており、今後も継続す る。一昨年、地域の中から出た 困りごとを小鴨地区全体の問 題として考え解消に向けて事 業を行なうことができた。	・(はばたき)相談窓口として周 知・PRの継続。職員の知識獲 得と研修の充実。相談を受ける 以前の地域の実態把握とニー ズ把握のため、生活アンケート 調査を福吉町2自治公と協力し て実施できた。 ・(さわやか)職員のスキルア ップ向上を図るため、相談に関 わる研修会に参加し学んだ。 ・(やまびこ)地域に出かけ事 業を行なっていく中で、少しづ つではあるが声を拾う努力をし て事業を行なう中で相談活動も 広がっており、今後も継続す る。一昨年、地域の中から出た 困りごとを小鴨地区全体の問 題として考え解消に向けて事 業を行なうことができた。	・(はばたき)高齢化による生活 困窮世帯の増加が見込まれ、子 どもたちにおいては、不登校や学 習支援、要保護児童に関する相 談内容が増えるものと推測す る。より相談しやすい体制づく りに努力する。 ・(さわやか)地域住民とのつな がりやを深めると共に、安心して相 談できる場所として、地域の実 情やニーズを把握し、職員のス キルアップ向上に努める。 ・(やまびこ)小鴨地域福祉計 画の作成を行ない課題を考える。 また気になる所には引き続き関 係づくりをする。	(市人文)生活・福祉・教育・子 育て・仕事など各分野に対応で きるよう職員のスキルアップに 努めた。また、差別事案や人権 侵害事案に対する職員のスキ ルアップに努めた。それ以外に も、町内学習会での人権問題 のテーマ設定や学習内容につ いても指導、助言に努めた。 (はばたき)高齢者はにこにこサ ロン活動、子どもたちは、子 ども料理教室、学習支援等を開 催することによって、利用者 との距離が近くなり、気軽に生 活・経済や介護、要保護児童に 関する相談が増えた。 (やまびこ)教育や高齢世帯に おける相談を受ける中で、個人 の問題ではなく、地域や社会 の問題として考えることができた。 (あたご)初対面に近い間柄で は、「相談ありますか?」と聞い ても「ありません。」と返って くる。既知の間柄になり、セ ンター職員を信頼して頂くこと から始めた。	○	(市人文)様々な課題や 分野に対応できるよう努力 した。(評価:○) (はばたき)地域住民だけ でもセンターだけでも、地 域の見守り体制も不十分 であり、お互いが相互に 補完し合っていく体制づく りが重要である。住民へ もそのことが伝わり、セ ンターとの情報交換、伝達 のできる関係ができつつ ある。(評価:◎) (やまびこ)教育について の相談は関係機関につ ながることができた。ま た、サロン開催時に頂い た相談を小鴨地区全体 の問題ではなく、地域や社会 の問題として考えることができた。 (あたご)長年の困りごと の相談をようやく受けた が、一つ相談を受けるの に何年もかかる。長い年 月が必要となってしま う。解決は更に先のこと になってしまふ。(評価:△)	○	(市人文)様々な課 題や分野に対応でき るよう努力した。(評 価:○) (はばたき)住民と連 携協力して、個々の 家庭が抱えている困難さ や課題について状況 把握に努め、専門機 関へつなぐことがで きた。相談を受け身 ではなく探る努力を した。話しにくい相談 が出てくるようになって きた。継続している 相談内容についても関 わり続けている。 (やまびこ)地域に出 かけて事業を行うこ とにより、相談活動 を進めることができ た。(評価:△) (あたご)この相談 は、昨年でも、一昨 年でも受けることが できたのではないかと 感じる。(評価:△)	(市人文)生活・福祉・教育・子 育て・仕事など各分野に対応で きるよう職員のスキルアップを 図るとともに、差別事案や人権 侵害事案に対応できるよう努 める。それ以外にも、町内学 習会での人権問題のテーマ設 定や学習内容についても指 導、助言できるように努 める。 (はばたき)相談内容の多 種多様な変化に伴い、職 員の知識の獲得、スキル アップの向上を図る。住 民が抱えている生活の中 での困難さが吐露できる 関係づくりの構築のため に、必要なサロン活 動や料理教室・ものづく りなどを実施し、住民が 気軽に頼りやすいセン ターづくりをしていく。 (やまびこ)相談の中 で見えてきた課題を地 域のこととして捉えな がら、事業に取り組み を進める。 (あたご)相談を受け やすい体制を工夫す る。一つでも多く困 りごとを解決する。セ ンター職員に対する スキルを身に付け る。
7	同和地区 住民の学 習機会 の提供	同和地区住民が、地域や職場のなかで自らの社 会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社会参 画できるよう学習支援を充実し、各年齢階層に 応じ住民生活に直結した多様な情報及び学習 機会の提供に努めます。	人権文化セ ンター	団体育成講座	(倉人)5センター事業の充実 ・被差別部落住民を対象とし た、ふれあい交流会の実施。 (さわやか)地域住民を対象 にしたサロン、各種教室に参 加して頂いた。また高齢者 を対象にゆとり教室を開催し 交流と連帯を深めた。(やま びこ)サロンを開設し、地域 の交流の場にするとともに 住民の協力をいただくことが できた。(はばたき)28年度 まちづくりのキーワードを「 防災」にして、取り組んで きた。役立った内容もあ ったが、機能しないところ も課題として気づくことが できた。今後もまちづく りを主体的に取り組む住 民育成を継続していかな ければならない。	・(はばたき)「にこにこサ ロン」や福吉児童センター 事業、明倫公民館、中央 児童館、社会福祉協議会 暮らしの安心応援団等と 連携した事業実施するこ とによって、子ども～高 齢者までの多世代交流と 地域住民の縦横な関係 づくりを進めることが できた。まちづくりの 視点として、住民自 らが相互支援体制 の構築を考えていき っかけができた。 ・(さわやか)地域住民 を対象にしたサロン、 各種教室に参加して 頂いた。また、高齢 者を対象にゆとり教 室を開催し交流と連 帯を深めた。 ・(あたご)対象4地区 に団体育成講座を行 い、地域住民主体 の事業を行えた。 ・(やまびこ)高齢者 や女性は積極的に 事業に参加し、交 流や学習を深める ことができた。サ ロンを女性は楽し みにし学習意欲も あるが、男性の参 加については成 果が出ていない ので、充実した ものとなるよう 内容を検討する。	・(はばたき)アンケート調査 等により、住民の生活実態の 把握、ニーズ把握に努め、人 権問題講演会等の学習内容 に反映させて実施した。 ・(さわやか)地域住民を対 象にしたサロン、各種教室 に参加して頂いた。また、 高齢者を対象にゆとり教室 を開催し交流と連帯を深 めた。 ・(あたご)地域の中の連 携と学びを深めることと目 標に、生け花教室等様々な 体験学習を実施し、多数 の参加者が学び、交流 し出す機会となった。 ・(やまびこ)保育園、小 鴨小学校生徒、地区学 習会参加生徒と、地域 の方の協力を得ながら ポテ茶を伝承することが できた。	・(はばたき)生活アンケート 調査の結果を引き続き活用 し、住民のニーズに基づ いた学習の提供に努める。 ・(さわやか)あらゆる世 帯を対象に事業を展開し、 地域の方が集える場、ま た学習の場になる様に 努める。小学校、中 学校学習会での歴史の 学習の提供に努める。 また引き続き保育園と の交流会を継続し文化 の伝承に努める。特に 男性の参加については 成果が出ていないので、 充実したものとなる よう内容を検討す る。 ・(やまびこ)予算の削 減で事業の継続が難 しくなったものもあ るが、他の学習機 会と合わせなが ら行っていく。子 どもに関する事 業を地域で行な えるよう勧め ていく。	(市人文)第39回女性話 そう会を開催した。 (さわやか)地域住民 を対象にしたサロン、 各種教室を開催し た。また、高校生 対象の研修会やこ れまで未実施だ った地区での出 前講座を1地区 のみであったが 開催することが できた。毎月の サロンや各種教 室は、参加者が 固定化しており、 あらゆる世代が 参加できる工夫 が必要。 (はばたき)セン ターでのモノづく り講座を発展さ せ、ものづくり の小グループが できた。住民の 自立活動として、 持っている生活 経験上の知識や 技術が地域で お互いに活用し てもらえる体制 づくりのきかけ ができた。個々 の生きがいづく りにつなげた い。 (やまびこ)三地区 の女性部につ いては積極的に 活動することが できた。しかし、 事業の在り方 や内容について 見直しが必要 である。 (あたご)対象四 地区の団体育 成講座として、 年齢別対象者 別の事業に取 り組みを行う ことにより、 豊かな生活環 境や、学びの 深まりを成果 としてあげ ることができた。	○	(市人文)各支部の 先輩と若年層の交 流ができた。(評 価:○) (さわやか)毎月 のサロンや各種 教室の他に、高 校生や高齢者、 地域別の講座 や研修を実施 した。(評価:○) (はばたき)今 後の地域住民 の自立活動の 育成、まちづく り、住民相互 の関係づくり、 生きがいづく りにつながる ものと考えて いる。(評価:◎) (やまびこ)元 年度については、 何とか積極 的な事業の 開催ができた。 しかし、次 年度からの 活動につ いて不安 を感じてお られ、相 談を受け る機会が 増えた。(評 価:○) (あたご)対象 地区の年 齢層別取 組みに参 加すること で、地域 の一員と しての誇 りや自覚 を持つこ うできた。 (評価:○)	○	(市人文)これまで 差別体験や子 育て、地域 づくりなど 様々なテーマ で話し合 われてきた。 (評価:○) (さわやか)地 域でのサ ロンや各 種教室を 継続して 実施して いる。(評 価:○) (はばたき)ア ンケート 調査の結 果として、 高齢化と 人口減少 が自治公 民館活動 に大きな 課題をも たらすこ とを住民 と共有す ることが できた。地 域福祉を 推進する 視点で女 性が問題 意識を強 く持って 動き出し た。セン ターとし ては、地 区住民が 持っている 技術・得 意なこと について 一覧表を 作成した。 (評価:◎) (やまびこ)こ れまでの 学習経験 を活かし 積極的に 事業を開 催、仲間 づくりも できた。(評 価:○) (あたご)そ れぞれの 地区で、 学びや地 域活動に 参加する 良い機 会となり、 住民同 士の連 携強化に も繋が った。(評 価:○)	(市人文)今後の「話 そう会」を 継続して 開催す る。 (さわやか)あ らゆる世 帯が参加 しやす い、地域 と密着し たサロン や講座 の開催を 検討す る。 (はばたき)住 民が持 っている 技術・得 意なこと の一覧表 を活用し 、住民の 生きがい づくり、 役立ち 感の高揚 に結び 付けたい。 住民の 自立活 動への足 掛かりを 作り、 将来的 には自 立した 組織と して活 動でき るよう にして いく。 (やまびこ)人 口減少 や高齢 化に伴 う生活 不安に よる地 域での 活動に 負担感 が生じ ており 参加が 難しく なってい るが、 関係団 体と共 に意欲 をもっ て生活 できる よう な学習 機会を 提供し ていく。 (あたご)引 続き、 それぞ れの地 区にニ ーズに 合った 取り組 みを行 う。



番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
8	同和地区の伝統文化の継承	認定こども園・保育所、学校等との緊密な連携を図り、同和地区住民や各種団体の自発的な地域活動を支援し、同和地区に受け継がれているポテ茶等の伝承文化の掘り起こしと保存活動を奨励します。	人権文化センター	人権文化センター運営事業	・(あたご) 保育園交流会を通して、高齢者と一緒に昔遊びや、ポテ茶について学び体験することができた。(市人文) 5センター共同事業、部落解放親善球技会(ふれあい交流会)を実施し地域住民のつながりを深めていく。近隣地区の保育園・幼稚園・認定こども園の劇団鑑賞をとおして仲間づくりに努めた。(さわやか) 保育園児と地域住民との交流会を開催しつながりを深めた。保育園児とのポテ茶交流、人権フェスティバルでのしめ縄作りなど歴史や文化の継承に努めた。(やまびこ) 保護者や地域の協力も得ながら、調理活動をおして高齢者との交流や文化の継承の機会をもつことができた。(はばたき) ポテ茶の体験活動が、地域の高齢者、児童・生徒、市解放文化祭のボランティア活動とつながって、福吉児童センターとともに倉吉養護学校へ出前授業として実施することができた。	・(はばたき) 児童生徒や高齢者へポテ茶の体験学習を提供。福吉解放文化祭を継続開催し、地区内外への啓発と交流を進めた。町の成り立ち、歴史について現地研修資料の収集と見直しを図り、地域の変遷をとどめる写真資料も修復した。 ・(あたご) 保育園交流会でのポテ茶体験を通して歴史や伝承文化について学んだ。 ・(やまびこ) 地域の女性や高齢者とのつながりをもちながら、園児・児童・生徒などを対象に地域における歴史やポテ茶等の文化の継承を行なうことができた。	・(はばたき) 担当エリア内の同和地区の歴史の見直しと、地元地区住民へ地区の歴史を学んでいただく機会として、解放文化祭で歴史資料を展示した。 ・(あたご) 上小鴨、関金保育園の園児と、ポテ茶体験を行った。ポテ茶は何かを園児にも分かりやすく、興味を持って取り組めるように、講師の地域の方々と連携し紙芝居を通して、学びを深めた。 ・(やまびこ) 保育園、小鴨小学校生徒、地区学習会参加生徒と、地域の方の協力を得ながらポテ茶を伝承することができた。	・(はばたき) 地区学習会、高齢者にこにこサロンでポテ茶の取り組みの継続。解放文化祭での歴史資料展示の継続。  (やまびこ) 今年度も計画通りに進める。地域との連携を深め協力者を増やしていく。	(市人文) 解放子ども会工作教室の開催。  (はばたき) 地区学習会や高齢者にこにこサロンでポテ茶の取り組みを継続。解放文化祭で歴史資料の展示を継続。(評価:◎)  (やまびこ) 保育園や小学校とは計画通り事業を実施することができ、その積み重ねからポテ茶に対して馴染みを感じる子がいたり、学習会参加児童の中には学年での体験時に積極的に関わることができるなど成果が感じられた。  (あたご) 関金、上小鴨の保育園交流会で地域住民を講師に迎え、紙芝居等を利用して園児に分かりやすい内容で、学んだ。実際にポテ茶をたてることを体験し、食することによって、さらに学びが深まった。また、解放文化祭でポテ茶伝承の団体と共に、来場者にポテ茶をふるまった。	○	(市人文) 市内小学生児童の交流につながった。(評価:○)  (はばたき) ポテ茶は子どもたちが毎年楽しみにしており、ポテ茶のたて方も上手になって上学年が下学年に教える姿が出てきた。毎年、地区の歴史を確認することは必要だと考えている。「継続は力なり」(評価:○)  (やまびこ) 事業が定着し、計画的に進めることができた。(評価:◎)  (あたご) 保育園児への伝承と解放文化祭での来場者へ伝えることができた。(評価:○)	○	(市人文) 同和地区の児童が減少する中で40年間開催された。(評価:○)  (はばたき) 子どもたちには、地域の歴史を話す機会はあるが、地域住民に対して歴史を伝え知っていただく機会を作ることが不足している。(評価:△)  (やまびこ) 事業が定着した。また、そのことにより、地域内外にポテ茶を通じた啓発活動を行うことができた。(評価:◎)  (あたご) センター事業の中で、保育園児、地域住民対象サロンで、講師を迎えてポテ茶体験を行った。また、解放文化祭では、他団体と協力して、来場者へポテ茶をふるまうことができた。(評価:○)	(はばたき) 地区の歴史に触れることに住民が抵抗を感じていることを払拭する学習、地区内住民意識の転換を図る学習を工夫して学習する。  (やまびこ) 定年延長や高齢労働者の増加で協力者が増えない中、協力者の確保と事業の継続についての問題や新型コロナウイルスによる生活様式の中での継承方法について工夫しながら進める。  (あたご) 引き続きセンター事業の中で、講師を迎えてポテ茶伝承の努力をする。また、解放文化祭等で、他団体と共に、ポテ茶の文化の伝承を行う。
9	公正な選考採用に向けた体制の整備	倉吉市同和对策雇用促進協議会を充実させ、倉吉市同和問題企業連絡会等との情報交換を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用が行われるよう啓発に努めます。	商工観光課	公正採用・選考推進事業	公正採用選考に関して、三者合同研修会を開催した。	公正採用選考に関して、三者合同研修会を開催した。	公正採用選考に関して、三者合同研修会を開催した。	継続実施をし充実を図る	公正採用選考に関して、三者合同研修会を開催し、会員企業に周知し参加していただくことで、採用選考に配慮すべき事項を再確認し、公正採用選考に努めた。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	三者合同研修会を実施し、5割の参加を目指す。
10	改良住宅譲渡の推進	入居者の意思を尊重し、生活状況を踏まえながら改良住宅の譲渡を進めます。	建築住宅課	市営住宅払下げ事業	国・県と調整中	国・県と調整中	国・県と調整中	県営住宅の市への移管及び入居者への払下げの検討を行う。	令和2年4月1日付けで県営高城第三団地が市へ移管されることに伴い、鳥取県との事前協議及び調整、住人への説明、法整備、不動産登記手続き等を行った。	◎	県営高城第三団地(10戸)の市への移管に伴い、調整を行った。	◎	県営高城第三団地(10戸)の市への移管に伴い、調整を行った。	県営住宅の市への移管及び入居者への払い下げの検討を行う。
11	農業の育成	同和地区農家の経営改善を図るため、農業情勢を見極めつつ各種の事業、施策を活用しながら農業用施設や農機具の導入等の支援に努め、生産性の向上や作業労力の省力化による農業経営の維持と振興を図ってきました。また、これまで同和对策関連事業で整備された農業用施設のうち21の施設を平成22年に、2施設を平成28年に地元譲渡しましたが、今後も、未譲渡施設について地元の意向を踏まえ譲渡を進め、地区農業振興を図ります。さらに地域農業を維持していくには、それぞれの地域の実情に応じた多様な担い手を育成していくことが重要と考えます。このため、魅力とやりがいのある力強い農業を実現し、地域農業の将来を支える認定農業者や集落営農組織等の担い手、認定新規就農者を確保・育成するとともに、低コスト化を進めるなどの農業経営改善を図る取組みを支援します。	農林課	がんばる農家プラン事業	・6プランに対して支援を行った。 ①後継者育成と新規雇用による規模拡大プラン ②未来の安定経営のために西瓜農家のモデルになるぞ!! ③品質向上、販路拡大による売れる米作りプラン!! ④集落営農法人の活動拠点整備による次世代につなぐ地域農業の活性化プラン ⑤フルーツマト周年栽培によるリピーター倍増プラン ⑥さらなる地域貢献を目指して!!～地域の担い手と決意した農業増産プランⅡ～	・1プランに対して支援を行った。 ①フルーツマト周年栽培によるリピーター倍増プラン	・4プランに対して支援を行った。  ①品質向上、販路拡大による売れる米作りプラン ②フルーツマト周年栽培によるリピーター倍増プラン ③さらなる地域貢献を目指して!!～地域の担い手と決意した農業増産プランⅡ～ ④西瓜栽培で灘手地区を活性化～倉吉西瓜を日本一のブランドに～	・県認定の農業生産及び経営計画に対して支援を行う。	・1プランに対して支援を行った。  ①地域ES No.1で地域活性化プラン	○	・農業経営基盤の強化につながっており、引き続き意欲のある農業者、法人を支援する施策は必要である。	○	・意欲のある農業者、法人に対して支援を行い、農業経営基盤の強化が図られた。	・県認定の農業生産及び経営計画に対して支援を行う。
			農林課	・小規模零細地域営農確立促進対策事業	・通常の維持管理に係る経費及び鳥取県中部地震により被災した箇所の復旧に係る経費を支出した。	・同和对策事業で整備した農業用施設の維持管理経費を支出	・同和对策事業で整備した農業用施設の維持管理経費を支出	・同和对策事業で整備した農業用施設の保守点検等維持管理を行う。	・同和对策事業で整備した農業用施設の維持管理経費を支出	○	・同和对策事業で整備した施設の適正な維持管理は必要である。	○	・同和对策事業で整備した農業用施設の維持管理経費を支出し、施設の適正な維持管理が図られた。	・同和对策事業で整備した農業用施設の保守点検等維持管理を行う。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			農林課	・就農条件整備事業	・認定新規就農者3名に対して、経営基盤整備に対する支援を行った。 (ホイールローダ、2tダンプ、管理機、動力噴霧器、皮むき機、野菜結束機、トラクター、掘取機ほか)	・認定新規就農者5名に対して、経営基盤整備に対する支援を行った。 (土壌消毒機、動力噴霧機、コンプレッサー・皮むき機、作業小屋、トラクター、稲わら粉碎機ほか)	・認定新規就農者5名に対して、経営基盤整備に対する支援を行った。 (パイプロソイラー、トラクター、ユニットハウス、ハウス、電照設備、土壌管理・消毒機、スィカ土寄せ機、ネギ管理機、運搬車ほか)	・新規認定就農者の農業用機械及び施設の導入に対して、単県事業による支援。	・認定新規就農者2名に対して、経営基盤整備に対する支援を行った。 (乗用モア、運搬車2台)	○	・新規就農者の就農初期の負担軽減は必要である。	○	・新規認定就農者の農業用機械及び施設の導入に対し支援を行い、就農初期の負担軽減が図られた。	・新規認定就農者の農業用機械及び施設の導入に対して、単県事業による支援。
			地域整備課	・農業農村整備事業	・堀ほか7箇所の水路改修等を実施した。 ・補修用原材料(生コン、二次製品)支給件数 82件 ・補修用機械借上げ 70件	・志津ほか19箇所の水路改修等を実施した。 ・補修用原材料(生コン、二次製品)支給件数 64件 ・補修用機械借上げ 51件	・志津ほか10箇所の水路改修等を実施した。 ・補修用原材料(生コン、二次製品)支給件数 63件 ・補修用機械借上げ 56件	・農道、農業用排水路、暗渠排水等農業者や地区の要望に対し、緊急性等を精査しながら、整備を図る。また、簡易な補修等においては補修用原材料支給により整備を図る。	・大谷ほか20箇所の水路改修等を実施した。 ・補修用原材料(生コン、二次製品)支給件数 73件 ・補修用機械借上げ 66件	○	・農業用施設は経年劣化により老朽化が進行していることから、計画的な改修整備が必要	○	・農業用施設は経年劣化により老朽化が進行していることから、計画的な改修整備が必要	・農道、農業用排水路、暗渠排水等農業者や地区の要望に対し、緊急性等を精査しながら、整備を図る。また、簡易な補修等においては補修用原材料支給により整備を図る。
12	同和地区住民の生活実態調査	全国で取り組まれている同和地区を対象とした実態調査では、この10年で同和地区においては少子化と高齢化が急速に進行していることや生活保護世帯及びひとり親世帯、単身高齢者世帯の増加、大学進学率の格差などが指摘されています。これまで実施してきた同和問題解決のための施策の成果や課題について、隣保館社会調査事業を利用し把握します。また、「部落差別解消推進法」で規定された部落差別の実態に係る調査の実施を国に求め、部落差別解消の確立を国に要望します。	人権文化センター	(地区住民生活実態把握)	(やまびこ)地震の被害や地域の課題について考えられるような調査を実施したい思いはあるができていない。(はばたき)独自の实態調査を目指したが、住民の地震被災等もあり実現できなかった。	・(はばたき)独自の生活実態調査の実施を目指したが、アンケート項目の検討で終わってしまった。 ・(倉人)倉吉市全体の被差別部落へ実態調査をするように計画したが、内容が絞り切れず、次年度へ継続。 ・(やまびこ)関係機関等にも相談はしたが、実施できていない。	・(はばたき)生活実態アンケートを作成し、調査・分析を行った。 ・(倉人)県が実施する調査の項目の詳細がわからず、取り組みなかった。 ・(やまびこ)生活実態調査は行っていないが、小鴨地区全体での「住み良い地域づくりアンケート」には公民館とともに取り組み実施できた。	(はばたき)高齢化による生活困窮世帯の増加が見込まれ、子どもたちにおいては、不登校や学習支援、要保護児童に関する相談内容が増えるものと推測する。より相談しやすい体制づくりを努力する。 ・(倉人) ・(やまびこ)小鴨地域福祉計画の作成を行なう中で、課題を見つけ解決にあたるようにする。	△	(はばたき)相談が持ち込まれたものがあれば、センターとして課題・問題を発見してきたものもある。昨年より相談件数は減少しているが、支援のいる家庭が増加している。(評価:○)  (やまびこ)生活実態調査が実施できていない。また、若い人の事業参加も少ないので課題が掴みづらい。(評価:△)  (あたご)センター独自の項目を設定することがあり実施できなかった。(評価:-)	(はばたき)地域住民や地域の関係機関とよりつながり、地域福祉の役割の一端を積極的に担っていかねばならない。(評価:○)  (やまびこ)実態調査がプライバシーに結び付くことや、館の立地状況から単館での生活実態把握が難しい。(評価:△)  (あたご)センター独自の項目を設定できず実施困難であった。(評価:-)	(市人文)令和2年度に解放同盟と連携して行う。  (はばたき)相談内容の多種多様な伴い、職員として知識の獲得とスキルの向上、地域の中にあつてコーディネート力をつけていく。  (やまびこ)関係団体と連携し事業を実施する中で実態の調査に努めると共に、課題の解決に努める。  (あたご)法律に基づいた実施要領を国、県の指標に従って行う。		

第2節 障がいのある人の人権保障の実現

□ 現状と課題

市民の障がいのある人の人権に対する意識や理解が進んでいますが、依然として差別や偏見はあります。平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、障がいのある人の人権について、「差別や偏見がある」と答えた人は35.7%、「生活上の不便や就労・教育・入居拒否などの問題がある」と答えた人は43.3%でした。また、過去5年間に身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人に対する差別を直接見聞きしたことがある人は約10%で、その内容は「差別発言」、「住民としての交流や付き合いをさける」、「就職時や職場での不利な扱い」という順になっています。中でも精神障がいのある人や家族に対しての理解が不十分なため、地域で孤立し支援や医療につながりにくい現状があります。

今後も、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりをめざし、市民の人権意識を高めるため各種の広報や行事など啓発活動を行うとともに、就学前教育、学校教育や地域での教育の充実に努め、障がいのある人や障がいの内容についての理解や適切な支援の促進を図る必要があります。

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	福祉施設職員の研修	福祉施設に入所している障がいのある人の生活実態を把握し、虐待防止や個人のプライバシー等の人権が守られ、安心した生活ができるよう条件整備や施設職員の資質向上に努めます。	福祉課	・障がい者相談支援事業  ・障がい者地域自立支援協議会事業  ・実態ニーズ調査事業	・相談支援事業者が権利擁護の視点に立ち、入所者の生活実態等の把握を行った。 ・把握された入所者の個々の課題については、個別支援会議を通して本人、家族、施設、相談支援事業者が共有、連携して、解決に向けて協議を行っている。	・相談支援事業所が入所者のモニタリング時に、生活実態を把握し、把握した課題については、支援関係者で速やかに協議を行った。	・相談支援事業所が入所者のモニタリング時に、生活実態を把握し、把握した課題については、支援関係者で速やかに協議を行った。	・福祉サービス事業所の連絡会等で、障がい者虐待に係る適正な対応について周知を図る。 ・県と共同で行う、障がい福祉サービス事業所実地指導において、各事業所の状況を把握し、職員の人権意識の向上を図る。 ・サービス利用計画のモニタリング時に、施設入所者個々の状況を把握し、課題については、自立支援協議会等を通じて課題解決に向けた協議・検討を行う。	・相談支援事業所が入所者のモニタリング時に、生活実態を把握し、把握した課題については、支援関係者で速やかに協議を行った。 ・把握された入所者の個々の課題については、個別支援会議を通して本人、家族、施設、相談支援事業者が連携し、解決に向けて協議を行う体制が整っている。	○	○	・相談支援事業所が権利擁護の視点で、入所者のモニタリングを行い、課題を把握することができた。 ・把握された課題については、個別支援会議等において、本人、家族、施設、相談支援事業者が連携し、解決に向けた協議を行った。	・福祉サービス事業所の連絡会等で、障がい者虐待に係る適正な対応について周知を図る。 ・県と共同で行う、障がい福祉サービス事業所実地指導において、各事業所の状況を把握し、職員の人権意識の向上を図る。 ・サービス利用計画のモニタリング時に施設入所者の個々の状況を把握し、課題については、自立支援協議会等を通じて課題解決に向けた協議・検討を行う。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	当事者グループの育成と家族会への支援	病気が障がいで地域の中で孤立することがないよう相談支援を充実し、同じ問題を抱える者同士が悩みを打ち明け、意見交換し、問題解決に向け互いに援助し合う当事者グループの育成と家族会への支援を図ります。 また、精神障がいのある人の相談支援体制の充実に向け、関係機関等と連携して支援に取り組めます。	福祉課	・障がい者相談支援事業 ・障がい者団体補助事業 ・精神障がい者デイケア事業	・市障がい者地域自立支援協議会を通じて、障がい者地域生活支援センター2ヶ所と当事者団体や家族会と連携、相談支援の充実を図った。 ・身体・知的障がい者相談員と定期的に情報交換の場を持ち、相談事例等の課題を共有した。 ・身体障害者福祉協会や手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会の総会や研修会、スポーツ大会等関連行事を通じて、情報交換や支援を行った。 ・肢体不自由児者父母の会については、事務局として支援を行った。 ・精神障がい者デイケアを実施、窓口来所者への周知や相談支援事業者を通じた周知に努めた。	・市障がい者地域自立支援協議会において、当事者団体や家族会、相談支援センターと連携を図り、課題の共通認識や相談支援の充実を図った。 ・当事者団体から推薦された身体、知的障がい者相談員が相談業務にあたる事で、経験に基づいた助言が行われるなど、相談支援体制の充実が図られた。また、相談員と定期的に連絡会を開催し、相談事例を共有するなど情報交換を行う事ができた。 ・肢体不自由児者父母の会においては事務局として関わり、身体障害者福祉協会や手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、スポーツ大会等の支援を行うことで、障がい者の社会参加、自立に向けた活動の活性化を図ることができた。	・市障がい者地域自立支援協議会において、当事者団体や家族会、相談支援センターと連携を図り、課題の共通認識や相談支援の充実を図った。 ・当事者団体から推薦された身体、知的及び精神障がい者相談員が相談業務にあたる事で、経験に基づいた助言が行われるなど、相談支援体制の充実が図られた。また、相談員と定期的に連絡会を開催し、相談事例を共有するなど情報交換を行う事ができた。 ・精神障がい者相談員を新規に2名設置した。 ・肢体不自由児者父母の会においては事務局として関わり、身体障害者福祉協会や手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、スポーツ大会等の支援を行うことで、障がい者の社会参加、自立に向けた活動の活性化を図ることができた。	・当事者団体や家族会等の総会等に積極的に参加し、情報の発信、共有、課題把握に努める。 ・障がい者地域生活支援センターと連携し、相談支援体制の充実を図る。	・市障がい者地域自立支援協議会において、当事者団体や家族会、相談支援センターと連携を図り、課題の共通認識や相談支援の充実を図った。 ・当事者団体から推薦された身体、知的及び精神障がい者相談員が相談業務にあたる事で、経験に基づいた助言が行われるなど、相談支援体制の充実が図られた。また、相談員と定期的に連絡会を開催し、相談事例を共有するなど情報交換を行う事ができた。 ・肢体不自由児者父母の会においては事務局として関わり、障がいを持つ世帯の福祉増進を図った。 ・身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会並びに精神障がい者家族会に対する支援及びスポーツ大会等の補助を行うことで、障がい者の社会参加、自立に向けた活動の活性化を図ることができた。	○	・障がい者団体や家族会等が実施される総会等へ参加し、情報共有を図り、課題を把握する事ができた。 ・当事者団体から推薦された身体、知的及び精神障がい者相談員が相談業務にあたる事で、経験に基づいた助言が行われ、相談支援体制の充実が図られた。	○	・障がい者団体や家族会等に関わり連携を行うことにより、情報共有が図られ、課題を把握する事ができた。 ・身体、知的及び精神障がい者相談員が個別の相談業務にあたる。	・当事者団体や家族会等の総会等に積極的に参加し、情報の発信、共有、課題把握に努める。 ・障がい者地域生活支援センターと連携し、相談支援体制の充実を図る。 ・身体、知的及び精神障がい者相談員が個別の相談業務にあたる。
3	学校等における障がいについての理解・交流学習の推進	障がいの有無に関わらず共に生活していくために、乳幼児期から年齢に応じて、障がいに対する理解を深め、交流学習を行うなど共に生きるための実践的な学習を推進します。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進	学年に応じて、年計に基づき理解を深める学習を行った。	・年度初めに両校の教員で交流についての検討会を開催し、交流のねらいを確認し、両校の子どもの実態を共通理解した。1年間を振り返り、次年度の交流会を円滑に進めるための引継ぎも行った。	各校年間指導計画に基づき、地域に居住する特別支援学級や養・聾・盲学校等の友だちと交流したり、倉吉養護学校と学校単位で交流したりすることをとおして、障がいを正しく理解し、互いに認め合う態度を身につける学習を推進する。	・年間計画に基づいた障がいのある人に関する学習や、特別支援学校・特別支援学級の友だちとの交流をとおして、障がいを正しく理解し、お互いを認め合う態度を身につける学習を推進する。	○	・学習、交流等をおとして、特別支援学級や養・聾・盲学校と友達についての理解を深める事ができた。	○	・学校における取り組みや、養・聾・盲学校との交流をとおして障がいに対する理解を図り、実践的な学習を行う事ができた。	・年間計画に基づいた障がいのある人に関する学習や、特別支援学校・特別支援学級の友だちとの交流をとおして、障がいを正しく理解し、お互いを認め合う態度と共に生きようとする態度を身につける学習を推進する。	
4	保育所等入所児巡回相談	子どもに対して適切な発達支援を行うため、児童指導等を派遣して認定こども園、保育所等を巡回し、相談から個別支援計画を作成するなど継続した支援に努め、保育教諭、保育士や保護者への相談や助言を行います。	子ども家庭課	巡回相談事業	・保育所等への巡回相談 61回 ・専門家による巡回指導 11回 特に、震災対応として支援体制を確保し、訪問相談、個別家庭相談、情報提供を行った。	・保育所等への健診後巡回相談 27回 ・保育所等への依頼訪問相談 94回 ・専門家による巡回指導 5回	・保育所等への健診後巡回相談 27回 ・保育所等への依頼訪問相談 111回 ・専門家による巡回指導 2回	支援や配慮が必要な児童の入所している保育所・幼稚園に専門職員等を派遣し、保育士等の職員に指導・助言を行う。	○	配慮が必要な児童に対する適切な保育を実施するために、保育士等への助言、支援を行った。	○	配慮が必要な児童に対する適切な保育を実施するために、保育士等への助言、支援を行った。	支援や配慮が必要な児童の入所している保育所・幼稚園に専門職員等を派遣し、保育士等の職員に指導・助言を行う。	
5	医療知識の普及	障がいのある人が、地域社会で共に社会の一員として安心して自立した生活が営むことができるよう、また、精神障がいのある人が本人に適切な医療サービスが受給できるよう人権擁護と市民への啓発活動の推進に努めます。	福祉課	・自立支援医療(精神通院)事業 ・障がい者等通院費助成事業	・精神疾患のある人に対し、医療費の負担軽減のために自立支援医療(精神通院)の申請受付及び交付事務を行った。 (対象者H28年度末895人) ・社会参画のために重度障がい者に対するタクシーチケットの交付(622人)及び人工透析・精神通院・難病患者に通院費の助成(393人)を行った。	・精神疾患のある人に対し、医療費の負担軽減のために自立支援医療(精神通院)の申請受付及び交付事務を行った。 (対象者H29年度末909人) ・社会参画のために重度障がい者に対するタクシーチケットの交付(617人)及び人工透析・精神通院・難病患者に通院費の助成(364人)を行った。	・精神疾患のある人に対し、医療費の負担軽減のために自立支援医療(精神通院)の申請受付及び交付事務を行った。 (対象者H30年度末935人) ・社会参画のために重度障がい者に対するタクシーチケットの交付(624人)及び人工透析・精神通院・難病患者に通院費の助成(367人)を行った。	・医療機関と連携し、制度の周知に努め、精神疾患のある人に対し医療費の負担軽減のために自立支援医療(精神通院)の交付事務を行う。 ・自宅等から病院に通院している対象者に対し、距離に応じて通院費の助成を行い経済的な負担軽減を図る。	○	・自立支援医療及び通院費助成を行う事で、精神疾患のある人等の経済的負担軽減につながった。 ・重度障がい者へタクシー券交付を行うことで社会参画が促された。	○	・自立支援医療及び通院費助成を行う事で、精神疾患のある人に対し医療費の負担軽減のために自立支援医療(精神通院)の交付事務を行う。 ・重度障がい者へタクシー券交付を行うことで社会参画が促された。 ・自宅等から病院に通院している対象者に対し、距離に応じて通院費の助成を行い経済的な負担軽減を図る。 ・重度障がい者へのタクシー券交付を行い社会参画を図る。		
6	障がいに応じた支援の充実	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に向けての教職員の資質向上に努めます。また、児童生徒の障がいの状況に応じて、「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」等の学級を開設し、必要な支援を行います。	学校教育課	・特別な支援を必要とする児童生徒を支える学校体制づくり ・児童生徒の実態に応じた教室の開設・指導の充実	各校必要に応じて適切に開設し、支援を行った。	・配慮を要する児童生徒対応として、教員補助員を16校に18名配置した。また、35人学級(小学校1・2年、中学校1年:30人)も導入した。 ・就学指導委員会で特別な支援を必要とする児童生徒について話し合いを行い、児童の実態に応じた教室の開設を行った。	・配慮を要する児童生徒対応として、教員補助員を16校に18名配置した。また、35人学級(小学校1・2年、中学校1年:30人)も導入した。 ・就学指導委員会で特別な支援を必要とする児童生徒について話し合いを行い、児童の実態に応じた支援学級の開設を行った。	・児童生徒の実態に合わせたまなびの場の提供と支援を行う。 ・児童生徒の実態とニーズに合わせた教育課程の編成と指導方法の工夫改善のため、教職員の資質向上に努める。	○	・児童生徒の実態に合わせたまなびの場の提供や支援、および教員補助員の配置により児童生徒を支える支援体制の充実が図られた。	○	・児童生徒を支える学校体制づくり、実態に応じた教室の開設、補助員の配置など取り組みの充実が図られている。	・児童生徒の実態に合わせたまなびの場の提供と支援を行う。 ・児童生徒の実態とニーズに合わせた教育課程の編成と指導方法の工夫改善のため、教職員の資質向上に努める。 ・補助員と連携を図りながら支援の充実を図る。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
7	子どもの発達支援体制整備	特別な支援を要する子どもに対し、保健・医療・福祉、教育、就労に関わる機関が連携して相談機能を充実し、早期の気づきからの確実な評価と適切な支援へとつなげます。また、ライフステージごとの支援のネットワークづくりと、相談窓口の一本化をはじめとした乳幼児期から成人期までの継続した支援体制の組織づくりと専門性の向上を進めます。	子ども家庭課	子どもの発達支援体制整備事業	・相談対応として、健診後フォローとして全園に訪問実施。その他、園・保護者より相談のあったケースについて、随時訪問相談を行った(のべ98名)。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会(4回) ・子どもの発達支援研修会(2回)。 ・保育実践実技研修会(4回)。 ・感覚運動研修会(2回) ・必要に応じて、個別支援会議、移行支援会議を開催(のべ107名)するとともに、個別支援計画の見直し作成等を行った。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、指導教室を開催した。(通所型:全49回、参加児童数10人、のべ参加数165人/訪問型:通所型:全12回、参加児童数3人、のべ参加数12人)。 ・未就園未満児を対象に、個別の親子教室を実施した(1人10回、参加児童数4人)。	・相談対応として、健診後フォローとして全園に訪問実施。その他、園・保護者より相談のあったケースについて、随時訪問相談を行った(延べ222人)。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会(4回) ・子どもの発達支援研修会(2回)。 ・保育所職員等基本研修(同一内容3日) ・感覚運動研修会(2回) ・必要に応じて、個別支援会議、移行支援会議を開催(延べ176名)するとともに、個別支援計画の見直し作成等を行った。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、指導教室を開催した。(通所型:全40回、参加児童数5人、延べ参加数162人/訪問型:全35回、参加児童数4人、延べ参加数35人)。 ・未就園未満児を対象に、個別の親子教室を実施した(1人基本10回、参加児童数4人、アフターフォロー1名)。	・相談対応として、健診後フォローとして全園に訪問実施。その他、園・保護者より相談のあったケースについて、随時訪問相談を行った(延べ123人)。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会、子どもの発達支援研修会、保育実践実技研修会の開催。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、通所指導教室を通所型・訪問型で開催。 ・個別支援会議、移行支援会議を開催するとともに、個別支援計画の作成等を行う。	・子ども家庭課の児童指導員による、保育園等への巡回指導を行うなど、発達支援に係る体制の充実を図る。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会、子どもの発達支援研修会、保育実践実技研修会の開催。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、通所指導教室を通所型・訪問型で開催。 ・必要に応じて、個別支援会議、移行支援会議を開催(延べ239名)するとともに、個別支援計画の見直し作成等を行った。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、指導教室を開催した。(通所型:全77回、参加児童数5人、延べ参加数218人) ・未就園未満児を対象に、個別の親子教室を実施した(1人基本10回、参加児童数4人)。	・相談対応として、健診後フォローとして全園に訪問実施。その他、園・保護者より相談のあったケースについて、随時訪問相談を行った(人)。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会(回) ・子どもの発達支援研修会(2回)。 ・保育所職員等基本研修(日) ・感覚運動研修会(回) ・必要に応じて、個別支援会議、移行支援会議を開催(延べ名)するとともに、個別支援計画の見直し作成等を行った。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、指導教室を開催した。(通所型:全70回、参加児童数13人、延べ参加数247人) ・未就園未満児を対象に、個別の親子教室を実施した(1人基本10回、参加児童数5人)。	○	未就園未満児を対象にした親子教室を開催するなど、継続的な相談体制の充実・拡充を図った。人材育成の点においては、職員研修の実施及び内容について体系化を行った。診断を必要とする児童のみならず、特性を持ち支援を必要とする児童も含めて必要な時に必要な支援を行うために、保護者との密な関係作り、医療機関との連携、個別支援計画の作成、移行支援会議の開催等で系統だった継続した支援の流れと支援ネットワークの構築に向けた取り組みを継続する必要がある。	○	未就園未満児を対象にした親子教室を開催するなど、継続的な相談体制の充実・拡充を図った。人材育成の点においては、職員研修の実施及び内容について体系化を行った。診断を必要とする児童のみならず、特性を持ち支援を必要とする児童も含めて必要な時に必要な支援を行うために、保護者との密な関係作り、医療機関との連携、個別支援計画の作成、移行支援会議の開催等で系統だった継続した支援の流れと支援ネットワークの構築に向けた取り組みを継続する必要がある。	・子ども家庭課の児童指導員による、保育園等への巡回指導を行うなど、発達支援に係る体制の充実を図る。 ・保育士、保健師、教師等を対象にした特別支援リーダー育成研修会、子どもの発達支援研修会、保育実践実技研修会の開催。 ・発達や生活に個別・小集団の支援が必要な児童を対象に、通所指導教室を通所型・訪問型で開催。 ・個別支援会議、移行支援会議を開催するとともに、個別支援計画の作成等を行う。
	福祉課	・障がい者相談支援事業 ・民生児童委員事業	・障がい者地域生活支援センター及び相談支援事業所で、障がい児者及び家族の相談支援対応を実施した。 ・身近な地域の相談を行う民生児童委員への発達障がいに対する理解や研修会等の情報発信を行い、研修会へ積極的に参加が得られた。	・障がい者相談支援事業 ・民生児童委員事業	・高校卒業後を見据えた支援として、特別支援学校、相談支援事業所、就労支援機関等と連携しながら、教育から就労への繋ぎの支援を実施した。 ・障がい者地域生活支援センター及び相談支援事業所で、障がい児者及び家族の相談支援対応を実施した。 ・身近な地域の相談を行う民生児童委員への発達障がいに対する理解や研修会等の情報発信を行い、研修会へ積極的に参加が得られた。	・高校在籍中に、本人、家族、学校、福祉事業所等関係機関で移行支援会議や教育支援会議を行い、卒業後の就労等社会参加に向け、支援を実施した。 ・民生児童委員に発達障がい、自閉症等子どもの支援に関する研修会等の情報提供を行い、多数の参加が得られた。	・高校在籍中に、本人、家族、学校、福祉事業所等関係機関で移行支援会議や教育支援会議を行い、卒業後の就労等社会参加に向け、支援を実施した。 ・相談支援事業所等において、障がい児者及び家族の相談体制を継続して整備する。 ・民生児童委員へ子どもの支援に関する研修会等の情報を発信し、積極的な参加を促進する。	・関係機関と連携し、情報共有を図り、高校卒業を見据えた教育から就労への継続した適切な支援を行う。 ・相談支援事業所等において、障がい児者及び家族の相談体制を継続して整備する。 ・民生児童委員へ子どもの支援に関する研修会等の情報を発信し、積極的な参加を促進する。	○	・学校、就労支援事業所等関係機関と連携を図り、特別な支援を要する子どもに対し、卒業を見据えた支援を行う事ができた。	○	・学校、就労支援事業所等関係機関と連携を図り、特別な支援を要する子どもに対し、卒業を見据えた支援を行う事ができた。 ・相談支援事業所等において、障がい児者及び家族の相談体制を継続して整備する。 ・民生児童委員へ子どもの支援に関する研修会等の情報を発信し、積極的な参加を促進する。	・関係機関と連携及び情報共有を図り、特別な支援を要する子どもの高校卒業を見据え、教育から就労への継続した支援を行う。 ・相談支援事業所等において、障がい児者及び家族の相談体制を継続して整備する。 ・民生児童委員へ子どもの支援に関する研修会等の情報を発信し、積極的な参加を促進する。	
	子ども家庭課	・6か月・1歳6か月・3歳児健康診査 ・5歳児発達相談	・発達障がい等の早期発見を目的に健診に行動問診票を実施。 ・健診後のフォローとして、専門医による健診、親子教室等を実施。 ・就園児については保育園等での観察を実施。 ・育児不安への対応として心理職・児童指導員による子育て相談を実施。 ・要支援者の割合 1歳6か月18.7%、事後健診43.1% 3歳児22.2%、事後健診76.9% ・健診後の支援 すこやか健診 7回 29人 にこにこ教室 9回 48人 保育園巡回訪問 27園 48回 488人	・発達障がい等の早期発見を目的に健診に行動問診票を実施。 ・健診後のフォローとして、専門医による健診、親子教室等を実施。 ・就園児については保育園等での観察を実施。 ・育児不安への対応として心理職・児童指導員による子育て相談を実施。 ・要支援者の割合 1歳6か月21.2%、事後健診48.7% 3歳児19.4%、事後健診60.0% ・健診後の支援 すこやか健診 3回 12人 にこにこ教室 11回 44人 保育園巡回訪問 27園 45回 411人	・発達障がい等の早期発見を目的に健診に行動問診票を実施。 ・健診後のフォローとして、専門医による健診、親子教室等を実施。 ・就園児については保育園等での観察を実施。 ・育児不安への対応として心理職・児童指導員による子育て相談を実施。 ・要支援者の割合 1歳6か月25.3%、事後健診33.3% 3歳児23.8%、事後健診100.0% ・健診後の支援 すこやか健診 3回 10人 にこにこ教室 11回 44人 保育園巡回訪問 27園 45回 444人	・各健診、発達相談の実施。 ・健診事後の専門医による健診、親子教室等の実施。 ・保育園巡回訪問の実施。 ・健診後のフォローを効果的に実施するために、健診結果を分析し、行動問診票を活用した支援強化に努める。	・発達障がい等の早期発見を目的に健診に行動問診票を実施。 ・健診後のフォローとして、専門医による健診、親子教室等を実施。 ・就園児については保育園等での観察を実施。 ・育児不安への対応として心理職・児童指導員による子育て相談を実施。 ・要支援者の割合 1歳6か月29.9%、事後健診63.6% 3歳児24.8%、事後健診85.7% ・健診後の支援 すこやか健診 3回 14人 にこにこ教室 11回 84人 保育園巡回訪問 27園 44回 372人	○	・各種事業を実施することにより、特別な支援を要する子どもを把握し、関係機関と連携しながら、早期に介入し、的確な評価と適切な支援へとつなげた。	◎	・各種事業の実施において、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、相談機能を充実させた。 ・その結果、早期の介入、的確な評価と適切な支援へとつなぐことができた。	◎	・各種事業の実施において、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、相談機能を充実させた。 ・その結果、早期の介入、的確な評価と適切な支援へとつなぐことができた。	・各健診、発達相談の実施。 ・健診事後の専門医による健診、親子教室等の実施。 ・保育園巡回訪問の実施。 ・健診後のフォローを効果的に実施するために、健診結果を分析し、行動問診票を活用した支援強化に努める。
学校教育課	特別支援教育の充実	・個別の指導計画、個別の支援計画を作成を行った。 ・1年生訪問を、各課と連携のもと、全小学校を対象に行った。 ・5才児検診等での相談等、検診時の見守りとともに観察も行った。	特別支援教育の充実	・全ての小中学校で個別の指導計画、個別の支援計画が作成されていた。保護者の意向も踏まえた計画をもとに、必要な支援を各校行った。 ・1年生訪問を子ども家庭課と連携のもと実施した。また5歳児検診についても連携を行い、必要に応じて保護者の相談にのった。	・全ての小中学校で個別の指導計画、個別の支援計画が作成されていた。保護者の意向も踏まえた計画をもとに、必要な支援を各校行った。 ・1年生訪問を子ども家庭課と連携のもと実施した。また5歳児検診についても連携を行い、必要に応じて保護者の相談にのった。	・全ての小中学校で個別の指導計画、個別の支援計画が作成されていた。保護者の意向も踏まえた計画をもとに、必要な支援を各校行った。 ・1年生訪問を子ども家庭課と連携のもと実施した。また5歳児検診についても連携を行い、必要に応じて保護者の相談にのった。	・個別の指導計画、個別の支援計画の内容の充実。 ・1年生訪問と特別支援学級訪問を、子ども家庭課・倉吉養護学校LD等専門員と連携のもと実施し、適切な支援方法の在り方を学校と共有する。	・個別の指導計画、個別の支援計画が作成されている。内容の充実と活用について計画訪問・巡回相談等で指導を行った。 ・1年生訪問と特別支援学級訪問を、子ども家庭課・倉吉養護学校LD等専門員と連携のもと実施し、適切な支援方法の在り方を学校と検討した。	○	・個別の指導計画、個別の支援計画が作成と充実が図られ、児童生徒の自立や支援の充実につながっている。 ・各校への訪問や相談を行い、児童生徒の自立や保護者支援を行うことができた。	○	・作成された個別の指導計画、個別の支援計画について、内容の充実と活用に向けた訪問指導を行い、内容の充実が図られている。 ・様々な機会を捉えて支援の在り方の検討や保護者相談を行い、児童生徒と保護者の適切な支援につながった。	・各校の個別の指導計画、個別の支援計画について、内容の充実と活用に向けた訪問指導を行う。 ・1年生訪問と特別支援学級訪問、5歳児検診等を子ども家庭課・倉吉養護学校LD等専門員と連携のもと実施し、適切な支援につながっていく。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
8	交流活動の推進	障がいのある人や障がいの特性の理解を深め、障がい者地域生活支援センター等と連携し、障がいのある人が公共施設をはじめとする各種施設を気兼ねなく活用でき、安心して生活できるよう支援します。また、地域で共生することの大切さを学び、地域ぐるみでサポートできるよう市民への啓発と交流活動を推進します。	福祉課	・障がい者相談支援事業 ・障がい者地域自立支援協議会事業 ・地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援） ・民生児童委員事業 ・社会福祉協議会補助事業	・部落解放倉吉市集会「障がいのある人の人権」分科会で障がい者地域生活支援センター職員を講師に研修、理解を深めた。 ・「障がいフォーラム」の開催を通して障がいに対する理解啓発を実施した。 ・単独外出困難な障がいのある人が障害福祉サービスや移動支援事業で支援を受け社会参加の幅を広げた。 ・民生児童委員に対し、発達障がいや精神障がいをテーマにした研修への積極的な参加を促し、幅広い参加を得た。 ・地域福祉懇談会の中で障がい者の相談窓口の周知を図った。	・障害者地域生活支援センターにおいて、地域生活における相談に対応した。 ・障害福祉サービスや移動支援事業で、単独で外出が困難な人の社会参加を促進した。 ・「障がいフォーラム」や部落解放倉吉市集会「障がいのある人の人権」分科会で障がいに対する理解啓発を実施した。 ・民生児童委員に対し、障がいに関する研修会等の情報提供を積極的に行った。	・障害者地域生活支援センターにおいて、地域生活における相談に対応した。 ・障害福祉サービスや移動支援事業で、単独で外出が困難な人の社会参加を促進した。 ・「障がいフォーラム」や部落解放倉吉市集会「障がいのある人の人権」分科会で障がいに対する理解啓発を実施した。 ・民生児童委員に対し、障がいに関する研修会等の情報提供を積極的に行った。	・障害者地域生活支援センター等の相談体制を継続して整備する。 ・障がいのある人が参加する「障がいフォーラム」の継続実施や、市集会分科会において、障がいの理解啓発を行う。 ・移動支援等の福祉サービスの提供により、障がいのある人の社会参加を促進する。	・障害者地域生活支援センター等において、地域生活における相談に対応できた。 ・障がいフォーラム及び各種研修等で住民に対し障がいに関する理解を深める事ができた。 ・移動支援等福祉サービスの提供により、単独で移動が困難な人の社会参加を促進する事ができた。	○	○	・障害者地域生活支援センター等において、地域生活における相談に対応できた。 ・障がいのある人が参加する「障がいフォーラム」の継続実施や、市集会分科会をはじめとする各種研修会において、障がいに対する住民の理解啓発を行う。 ・移動支援等の福祉サービスの提供により、障がいのある人の社会参加を促進する事ができた。	・障害者地域生活支援センター等の相談体制を継続して整備する。 ・障がいのある人が参加する「障がいフォーラム」の継続実施や、市集会分科会をはじめとする各種研修会において、障がいに対する住民の理解啓発を行う。 ・移動支援等の福祉サービスの提供により、障がいのある人の社会参加を促進する事ができた。	
9	指導者及びボランティアグループの育成	障がいのある人が積極的に社会参画でき、行事を通じてお互いが交流、理解し合えるよう、障がいの特性に的確に対応できる指導者とボランティアグループ等の育成、支援に努めます。	福祉課	社会福祉協議会補助事業	・各種ボランティア団体の育成強化を図るため、市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行った。	・各種ボランティア団体の育成強化を図るため、市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行った。	・各種ボランティア団体の育成強化を図るため、引き続き市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行う。	・各種ボランティア団体の育成強化を図るため、引き続き市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行う。	○	○	○	・市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行い、ボランティア団体の育成支援につながった。	・各種ボランティア団体の育成強化を図るため、引き続き市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援を行う。	
10	障がいのある人への学習機会の提供	障がいのある人の学習ニーズに応じた学習資料及び学習機会の提供に努め、学習会・講座や諸行事などにおいては、手話通訳や要約筆記等の情報アクセス・コミュニケーション支援が受けられるよう、障がいのある人が参加しやすい学習環境の整備に努めます。	福祉課	聴覚障がい者コミュニケーション支援事業	・鳥取県中部聴覚障がい者センターに手話（専任通訳者2人、登録通訳者9人、登録奉仕員18人）要約筆記（登録通訳者2人、登録奉仕員10人）の体制で年間の個人の手話通訳派遣を337回実施した。	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を285回実施し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行った。	・中部聴覚障がい者センターに専任通訳2人を設置。登録の手話通訳者・奉仕員、要約筆記者・奉仕員等の配置により年間の個人手話通訳派遣を207回実施し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行った。	・鳥取県聴覚障害者センターへ聴覚障がい者意思疎通支援事業を継続して委託し、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段の確保や、社会参加を支援する。 ・各研修の開催の周知を図り、手話奉仕員等の人員の確保に努める。	○	○	○	・手話通訳者等の派遣や研修について、中部聴覚障がい者センターと協力し周知し、聴覚障がいのある人のニーズに合わせた派遣を実施できた。	・鳥取県聴覚障害者センターへ聴覚障がい者意思疎通支援事業を継続して委託し、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段の確保や、社会参加を支援する。 ・各研修の開催の周知を図り、手話奉仕員等の人員の確保に努める。	
			人権政策課	人権啓発事業	部落解放研究倉吉市集会、部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座等、障がいのある人も参加できるように手話通訳等のスタッフの配置に努めた。	・部落解放研究倉吉市集会、部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座等、障がいのある人も参加できるように手話通訳等のスタッフの配置に努めた。	・部落解放研究倉吉市集会、部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座等、障がいのある人も参加できるように手話通訳等のスタッフの配置に努めた。	・市集会、解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座等、障がいのある人も参加できるように手話通訳等の配置に努める。	○	○	○	・手話通訳スタッフを配置することで、障がいのある人の参加につながっている。	・部落解放研究倉吉市集会、部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座等、障がいのある人も参加できるように手話通訳等のスタッフの配置に努める。	
11	各種情報の提供と情報機器の充実	障がいのある人の日常生活や社会生活の幅を広げる支援をするため、その実態を把握し、障がいの特性に応じた情報提供や情報機器の助成に努めます。	福祉課	・点字・声の広報等発行事業 ・聴覚障がい者意思疎通支援事業 ・障がい者相談支援事業	・点字・声の広報については、カセットテープ・CDに市報の内容を入力、視覚障がいのある人へ毎月情報提供をした。 ・専任及び登録手話通訳者、手話奉仕員の設置し、年間285回の個人手話通訳派遣を実施し、聴覚障がいのある手話を言語とする人を支援した。	・点字・声の広報については、カセットテープ・CDに市報の内容を入力、視覚障がいのある人へ毎月情報提供をした。 ・専任及び登録手話通訳者、手話奉仕員の設置し、年間207回の個人手話通訳派遣を実施し、聴覚障がいのある手話を言語とする人を支援した。	・点字・声の広報については、カセットテープ・CDに市報の内容を入力、視覚障がいのある人へ毎月情報提供をした。 ・専任及び登録手話通訳者、手話奉仕員の設置し、年間283回の個人手話通訳派遣を実施し、聴覚障がいのある手話を言語とする人を支援した。	・視覚障がい者中部支援センター、中部聴覚障がい者センターと連携し、視覚、聴覚障がいのある人へ情報保障を行う。	○	○	○	・中部聴覚障がい者センターの周知が図られ、ニーズにあわせた派遣を実施できた。 ・点字による広報を行い、情報提供を行う事ができた。	・視覚障がい者中部支援センター、中部聴覚障がい者センターと連携し、視覚、聴覚障がいのある人へ情報の保障を行う。	
12	盲導犬への理解促進	商店やスーパー、レストラン等へ盲導犬への理解を得られるよう啓発に努め、障がいのある人の日常生活を支援します。	福祉課	・障がい者地域生活支援センター事業 ・障がい者地域自立支援協議会事業	・あいサポートメッセンジャー（県登録）によるあいサポート研修を職域・地域等で実施。 ・中部圏域障がい者自立支援協議会主催「障がいフォーラム」を12月上灘公民館で開催、盲導犬とふれあうコーナーを設置し、その理解啓発に努めた。	・あいサポート研修の中で、盲導犬への理解啓発を行った。 ・中部圏域障がい者自立支援協議会が主催する「障がいフォーラム」において、盲導犬とふれあうコーナーを設置し、理解啓発に努めた。	・中部圏域障がい者自立支援協議会が主催する「障がいフォーラム」において、盲導犬とふれあうコーナーを設置し、理解啓発に努めた。	・障がいフォーラム等において、盲導犬への理解啓発を行う。	○	○	○	・盲導犬を身近に感じる事で、盲導犬への理解が深まった。	・障がいフォーラム等において、引き続き盲導犬への理解啓発を行う。	
13	雇用に向けた啓発の促進	障がいの特性を理解し障がいのある人の雇用促進を図るため、就職支援研修会の開催や企業訪問等を充実します。	商工観光課	障がい者雇用啓発推進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を倉吉市同和問題企業連絡会の会員企業に周知し就労機会の拡大を促した。	・障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を会員企業に周知し、トップ・担当者研修会として計画実施する。	○	○	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を会員企業に周知し、5割の参加を目指す。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画	
			福祉課	障がい者地域自立支援協議会事業	・障害者就業・生活支援センターが、多数の障がい者を雇用している企業の取組事例を学ぶ研修会を開催、同和問題企業連絡会を通じて一般企業に向けた研修会の周知を行った。	・同和問題企業連絡会を通じて、障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の周知を図った。	・同和問題企業連絡会を通じて、障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の周知を図った。	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会等について、引き続き周知を図る。	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の周知を図った。	○	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の周知を図った。	○	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の周知により障がい者雇用の啓発を行うことができた。	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会等について、引き続き周知を図る。	
14	就労支援事業所等の充実	障がい福祉サービス事業(就労移行支援・就労継続支援(A型・B型))等の充実に努め、企業等への周知、障がいのある人の働く場や就労機会の拡大に努めます。	商工観光課	障がい者雇用啓発推進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を倉吉市同和問題企業連絡会の会員企業に周知し就労機会の拡大を促した。	障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を会員企業に周知し、トップ・担当者研修会として計画実施する。	・障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を倉吉市人権啓発企業連絡会の会員企業に周知し就労機会の拡大を促した。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会の案内を会員企業に周知し、5割の参加を目指す。	
			福祉課	・障がい者自立支援給付事業 ・障がい者地域自立支援協議会事業	・自立支援給付の実績 就労移行支援 167件 就労継続支援A型 472件 就労継続支援B型 2,649件  ・相談支援を通じて対象者へ就労支援機関(障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等)の情報を提供した。  ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定及び事業実績の公表を行った。 28年度実績額 2,355千円 また庁内へも事業所の周知を行い、調達推進に努めた。  ・就労支援事業所とも連携企画した「障がいフォーラム」を実施、就労支援事業所の取組紹介や商品販売を通じて啓発を行った。	・障害者就業生活支援センター、ハローワーク等就労支援機関と連携を図り、就労支援を行った。  【自立支援給付の実績】 就労移行支援 105件 就労継続支援A型 496件 就労継続支援B型 2,697件  ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定。庁内へ周知を図り、事業実績の公表を行った。 (29年度目標額: 1,676千円) (29年度実績額: 2,187千円)  ・中部自立支援協議会主催の「障がいフォーラム」において、就労支援事業所の取組紹介や商品販売を通じ啓発を行った。	・障害者就業生活支援センター、ハローワーク等就労支援機関と連携を図り、就労支援を行った。  【自立支援給付の実績】 就労移行支援 53件 就労継続支援A型 453件 就労継続支援B型 2,748件 就労定着支援 53件  ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定。庁内へ周知を図り、事業実績の公表を行った。 (30年度目標額: 1,928千円) (30年度実績額: 1,749千円)  ・中部自立支援協議会主催の「障がいフォーラム」において、就労支援事業所の取組紹介や商品販売を通じ啓発を行った。	・障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、継続して就労支援を行う。  ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定及び事業実績の公表を行う。  ・「障がいフォーラム」において就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の啓発を行う。	・障害者就業生活支援センター、ハローワーク等就労支援機関と連携を図り、就労支援を行った。  【自立支援給付の実績】 就労移行支援 61件 就労継続支援A型 422件 就労継続支援B型 2,950件 就労定着支援 24件  ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定。庁内へ周知を図り、事業実績の公表を行った。 (元年度目標額: 1,952千円) (元年度実績額: 1,542千円)  ・中部自立支援協議会主催の「障がいフォーラム」において、就労支援事業所の取組紹介や商品販売を通じ啓発を行った。	○	・相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等と連携を図り、B型事業所については前年度に比べ利用が伸びた。  ・障がい者就労施設からの物品等の調達について、庁内において周知を図った。	○	・相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、継続して就労支援を行う。 ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針の策定及び事業実績の公表を行う。(令和2年度目標額 1,955千円)  ・障がい者就労施設からの物品等の調達について、庁内において周知を図った。	・障害者就業・生活支援センター主催の就労支援研修会等について、引き続き周知を図る。	
15	住環境の整備	バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障がいのある人がいきいきと自立した生活ができるよう快適な生活環境の整備に努めます。	建築住宅課	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進事業	エレベーターを設置しバリアフリーとした大坪住宅B棟4階建24戸(うち1戸は車椅子対応住戸)を建設中。	・エレベーターを設置しバリアフリーとした大坪住宅B棟4階建24戸(うち1戸は車椅子対応住戸)を建設した。	該当事業なし	バリアフリー化した公営住宅の建設・改善を進める。	該当事業なし	-	該当事業なし	◎	エレベーター付きの集合住宅の建設により、24戸の住戸(うち1戸は車椅子専用住戸)のバリアフリー化が図れた。	4階建以上の住宅に対してエレベーターを設置する。	
			建設課	(バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進事業)	特になし		市道幸町下田中町線において、歩道内に点字ブロックを整備した		バリアフリー化の事業計画はないが、通行の安全に配慮した道路整備に努める。		-	事業実績無	○	市道整備を行う中で、必要箇所について点字ブロック整備をあわせて行った。	バリアフリー化の事業計画はないが、通行の安全に配慮した道路整備に努める。
			管理計画課	(バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進事業)	実績なし		実績なし		現時点では該当する事業計画はありません。						現時点では該当する事業計画はありませんが、公園利用者に配慮した、環境整備を進めます。
16	住宅の整備	介護を要する高齢者をはじめ、様々な障がいのある人の生活の安定や居住環境の整備充実に努めるため、介護保険や「障害者総合支援法」における住宅改修・福祉用具・日常生活用具等の適正な給付や住宅改良資金助成制度等の各種制度の周知に努めるとともに、住み慣れた自宅や地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。	長寿社会課	介護保険事業	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H29.3.31現在 認定者数 2,905人 要支援 1 421人 要支援 2 487人 要介護 1 536人 要介護 2 436人 要介護 3 367人 要介護 4 400人 要介護 5 258人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H30.3.31現在 認定者数 2,806人 要支援 1 364人 要支援 2 469人 要介護 1 517人 要介護 2 435人 要介護 3 353人 要介護 4 404人 要介護 5 264人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H31.3.31現在 認定者数 2,853人 要支援 1 408人 要支援 2 482人 要介護 1 499人 要介護 2 450人 要介護 3 367人 要介護 4 389人 要介護 5 258人	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 R2.3.31現在 認定者数 2,730人 要支援 1 331人 要支援 2 474人 要介護 1 509人 要介護 2 429人 要介護 3 351人 要介護 4 376人 要介護 5 260人	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	
			福祉課	・日常生活用具給付等事業  ・補装具給付等事業	・日常生活用具の給付の実施(総数1,150件、歩行支援用具1件)  ・補装具の給付(交付47件、修理36件)  ・住宅改良助成(1件)	・日常生活用具を給付の実施(給付件数439件)  ・補装具の給付(交付49件、修理44件)  ・住宅改修助成(1件)	・日常生活用具を給付の実施(給付件数436件)  ・補装具の給付(交付30件、修理44件)  ・住宅改修助成(2件)	・障がいの状況に応じた日常生活用具や補装具の給付を継続して行う。	・日常生活用具給付の実施(給付件数467件)  ・補装具の給付(交付44件、修理45件)  ・住宅改修助成(2件)	○	・障がいの状況に応じた給付を実施した。	○	・日常生活用具並びに補装具給付及び住宅改修費助成を継続して行うことで、住み慣れた自宅や地域における自立した生活を支援することができた。	・障がいの状況に応じた日常生活用具や補装具の給付を継続して行う。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
----	-----	----	-----	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------	------------	--------------------	------------------	--------------

第3節 男女の人権が尊重される社会の実現

- 現状と課題  
 女性があらゆる政策決定の場へ参画することの重要性についての市民への啓発や男女共同参画社会の学習機会を提供するとともに、各種女性団体等へ情報提供等を行い具体的な行動の支援に努め、審議会・委員会における女性登用率を40%に設定し、女性の社会参画を図ります。

□ 主な施策と方向・方針 □ 事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	相談窓口の充実	配偶者等パートナーからの暴力に関する相談体制の充実に努めるとともに、被害者及びその家族の一時保護、さらに自立に向けて、母子生活支援施設(*)、婦人相談所等関係機関と連携を図り、被害者及びその家族の支援を行います。	子ども家庭課	DV被害者に対する相談支援の充実	・婦人相談員を配置し、要保護女子等の発見、相談、指導、配偶者からの暴力等に係る相談、保護、自立支援に努めた。(婦人相談件数83人延111件) ・関係機関と連携を図り、被害者及び家族の必要な支援を行った。 ・中部圏域ネットワーク会議へ参加し、対応に関する情報交換及び研究等を行った。 ・各種研修会へ参加し、対応職員のスキルアップを図った。	・婦人相談員を配置し、要保護女子等の発見、相談、指導、配偶者からの暴力等に係る相談、保護、自立支援に努めた。(婦人相談件数118人延168件) ・関係機関と連携を図り、被害者及び家族の必要な支援を行った。 ・中部圏域ネットワーク会議へ参加し、対応に関する情報交換及び研究等を行った。 ・各種研修会へ参加し、対応職員のスキルアップを図った。	・婦人相談員を配置し、要保護女子等の発見、相談、指導、配偶者からの暴力等に係る相談、保護、自立支援に努めた。(婦人相談件数181人延192件) ・関係機関と連携を図り、被害者及び家族の必要な支援を行った。 ・中部圏域ネットワーク会議へ参加し、対応に関する情報交換及び研究等を行った。 ・各種研修会へ参加し、対応職員のスキルアップを図った。	・婦人相談員の配置1名 ・関係機関等との連携を図りながら、被害者及びその家庭の支援を行う。 ・DV被害者対応に係る庁内体制の充実のため、子ども家庭課に窓口を置き、庁内関係課が連携して被害者支援を行う。 ・母子生活支援施設に委託して、短期間の母子の保護の実施。(ショートステイ)	・婦人相談員を配置し、要保護女子等の発見、相談、指導、配偶者からの暴力等に係る相談、保護、自立支援に努めた。(婦人相談件数181人延192件) ・関係機関と連携を図り、被害者及び家族の必要な支援を行った。 ・中部圏域ネットワーク会議へ参加し、対応に関する情報交換及び研究等を行った。 ・各種研修会へ参加し、対応職員のスキルアップを図った。	○	被害者の相談内容に応じて、庁内外の必要な機関につなげている。関係機関との連携をさらに図るとともに、相談窓口や支援制度を継続し、DV相談窓口の周知活動の継続が必要。	○	被害者の相談内容に応じて、庁内外の必要な機関につなげている。関係機関との連携をさらに図るとともに、相談窓口や支援制度を継続し、DV相談窓口の周知活動の継続が必要。	・女性相談員の配置1名 ・関係機関等との連携を図りながら、被害者及びその家庭の支援を行う。 ・DV被害者対応に係る庁内体制の充実のため、子ども家庭課に窓口を置き、庁内関係課が連携して被害者支援を行う。 ・母子生活支援施設に委託して、短期間の母子の保護の実施。(ショートステイ)
2	保護者会・PTA会員への啓発	認定こども園・保育所、学校で、保護者会・PTA会員対象の固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた啓発に努めます。さらに、教育機関や社会福祉施設等において、配偶者等パートナーからの暴力被害者のプライバシーを擁護し人権が尊重されるよう配慮するとともに、配偶者等パートナーからの暴力など男女間の暴力等は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識をさらに広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりのため、認定こども園・保育所、学校での啓発に努めます。	学校教育課	DV被害者のプライバシー擁護に関わる保護者研修の実施	研修会、チラシ配布等保護者に情報提供した。	・各関係機関と連携をしながら対応体制を整え、学校にも市の対応体制(相談窓口)について周知を行った。啓発面における取組ができていない。	学校の状況に応じて配偶者等パートナーからの暴力(DV)被害者のプライバシーを擁護し人権が尊重されるよう保護者に相談窓口を知らせ、啓発を行った。各種研修会の周知も行ったが、学校が保護者研修などで取り上げることは難しい。	・保護者会・PTA会員対象の研修会等で、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた取り組みを提案していく。	△	・学校と連携を図ることができなかったため、保護者啓発が充分になされていない。	△	・研修会、チラシ配布等を行ったが、主体的な取り組みに至っていない。	・人権主任者会において提案するなど、積極的な啓発を行っていく。	
			子ども家庭課	保護者対象研修	各保育園等の保護者会同和保育推進委員が中心となり講演会、研修会、機関誌の発行等を行った。	・各保育園等の保護者会同和保育推進委員が中心となり講演会、研修会、機関誌の発行等を行った。	・各保育園等の保護者会同和保育推進委員が中心となり講演会、研修会、機関誌の発行等を行った。	保護者会との連携による保育所等における研修の実施	・各保育園等の保護者会同和保育推進委員が中心となり講演会、研修会、機関誌の発行等を行った。	○	・計画とおりの事業を実施した。	○	・各保育園等の保護者会同和保育推進委員が中心となり講演会、研修会、機関誌の発行等を行った。	保護者会との連携による保育所等における研修の実施
3	企業の職員研修の促進	関係機関と連携し各職種の企業において、男女共同参画の視点に立った職員研修の促進に努めます。	商工観光課	女性問題の啓発推進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として各種研修会に参加し、男女共同参画推進の向上に努めた。	男女共同参画社会の学習機会を提供するため、研修会の案内を周知し、トップ・担当者研修会として計画実施する。	・倉吉市人権啓発企業連絡会活動として各種研修会に参加し、男女共同参画推進の向上に努めた。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	男女共同参画社会の学習機会を提供するため、研修会の案内を周知し、5割の参加を目指す。
4	啓発活動の推進	男女共同参画及び配偶者等パートナーからの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント(*)など性暴力に対する正しい認識を深めるための学習機会や情報提供に努め、市民をはじめ企業等への啓発活動を推進します。	人権政策課	倉吉市男女共同参画推進月間	・6月を倉吉市男女共同参画推進月間として、男女共同参画推進まちづくり表彰で4団体を表彰した。パネル展をJR倉吉駅、倉吉交流プラザで実施。 ・部落解放研究第44回倉吉市集会の第2分科会において、災害時の対応について男女共同参画の視点で話し合う。 ・市ホームページで相談機関等の情報提供を行った。	・6月を倉吉市男女共同参画推進月間として、男女共同参画推進まちづくり表彰で5団体を表彰した。パネル展をJR倉吉駅、倉吉交流プラザで実施。 ・部落解放研究第45回倉吉市集会の第2分科会において、災害時の対応について男女共同参画の視点で話し合う。 ・市ホームページで相談機関等の情報提供を行った。	・6月を倉吉市男女共同参画推進月間として、男女共同参画推進まちづくり表彰で3件(1団体、1事業所、個人1人)を表彰した。パネル展をJR倉吉駅、倉吉交流プラザで実施。 ・部落解放研究第46回倉吉市集会の第2分科会において、男女共同参画社会を実現する上で必要な良好な関係を築くためのコミュニケーションについて話し合った。 ・市ホームページで相談機関等の情報提供を行った。 ・11月に人権擁護委員の取組である全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について行政無線で広報を行った。	・倉吉市男女共同参画推進月間に合わせてパネル展示を行う。 ・市報及び市ホームページで情報提供を行う	・6月を倉吉市男女共同参画推進月間として、男女共同参画推進まちづくり表彰で3件(1団体、2事業所)を表彰した。パネル展をJR倉吉駅、倉吉交流プラザで実施。 ・部落解放研究第47回倉吉市集会の第2分科会において、ハラスメント(セクハラ、パワハラ)の被害者、加害者にならないためにはどうするか話し合った。 ・市ホームページで相談機関等の情報提供を行った。 ・11月に人権擁護委員の取組である全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について行政無線で広報を行った。	○	・毎年継続して男女共同参画推進月間の啓発パネル展示、男女共同参画推進まちづくり表彰及び市集会分科会での取組を実施し啓発できた。企業等への直接的な啓発は平成28年度のみ実施。 ・11月の全国一斉「女性の人権ホットライン」の周知を人権擁護委員からの依頼ではあるが、平成30年度から行政無線で行うようになり、インターネット環境がない人への周知ができた。	○	・毎年継続して男女共同参画推進月間の啓発パネル展示、男女共同参画推進まちづくり表彰及び市集会分科会での取組を実施し啓発できた。企業等への直接的な啓発は平成28年度のみ実施。 ・11月の全国一斉「女性の人権ホットライン」の周知を人権擁護委員からの依頼ではあるが、平成30年度から行政無線で行うようになり、インターネット環境がない人への周知ができた。	・倉吉市男女共同参画推進月間に合わせてパネル展示を行う。 ・市報及び市ホームページで情報提供を行う
5	推進組織の充実	乳幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、男女が平等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるためくらし男女共同参画推進スタッフ、あすをつくる倉吉女性塾等の推進組織の支援に努めます。	人権政策課	くらし男女共同参画推進スタッフ	・男女共同参画スタッフ27名(各地区及び商工会議所推薦)を委嘱し、スタッフ会(学習及び研究活動)を7回(延べ100人参加)開催し、人材育成・資質の向上を図った。また、街頭啓発活動にも参加した。 ・あすをつくる倉吉女性塾の事務局として、市民との協働による活動を行った。	・男女共同参画スタッフ27名(各地区及び商工会議所推薦)を委嘱し、スタッフ会(学習及び研究活動)8回及び町内学習会への出前講座を2回(延べ約100人参加)開催し、人材育成・資質の向上を図った。また、街頭啓発活動にも参加した。 ・あすをつくる倉吉女性塾の事務局として、市民との協働による活動を行った。	・男女共同参画スタッフ28名(各地区及び公募)を委嘱し、スタッフ会(学習及び啓発カルタ作成等研究活動)9回及び町内学習会への出前講座を2回(延べ約50人参加)開催し、人材育成・資質の向上を図った。 ・あすをつくる倉吉女性塾の事務局として、市民との協働による活動を行った。(介護サービスを知るための講座、日本女性会議開催地(倉敷市)視察)	・くらし男女共同参画推進スタッフを各地区に設置するとともに、女性塾の活動を支援する。	・男女共同参画推進スタッフ27名(各地区及び公募)を委嘱し、スタッフ会(学習及び啓発リーフレット作成等研究活動)9回及び町内学習会への出前講座を1回(25人参加)開催し、人材育成・資質の向上を図った。また、街頭啓発活動にも参加した。 ・あすをつくる倉吉女性塾の事務局として、市民との協働による活動を行った。(避難所運営体験講座、ハザードマップの活用方法を学ぶ)	○	・市民との協働による啓発活動を行えた。 ・男女共同参画推進スタッフの活動として、作成した啓発カルタでのイベント参加、町内学習会での朗読劇はそれぞれ好評であったが、町内学習会での啓発は1カ所であった。 ・あすをつくる倉吉女性塾と市との共催事業は参加者には好評であったが参加人数が33人と伸びなかった。	○	・市民との協働による啓発活動を一定の程度行えた。 ・男女共同参画推進スタッフの活動のマンネリ化を脱するために新規スタッフの意見を取り入れながら活動できた。 ・あすをつくる倉吉女性塾の企画運営委員会の参加者の固定化により新たな推進組織支援体制を検討する必要がある。	・くらし男女共同参画推進スタッフを各地区に設置するとともに、活動を支援する。 ・あすをつくる倉吉女性塾の活動は休止し男女共同参画をテーマとした全国大会「日本女性会議」開催実行委員会を設置し大会事務局として周知・啓発に取り組む。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
6	各審議会・委員会への登用	女性があらゆる政策決定の場へ参画することの重要性について市民へ啓発するとともに、各種女性団体、企業、自治公民館へ情報提供を行い、企業や地域での方針決定の場への女性の参画に努めます。また、市の管理職への女性登用を進めるとともに、審議会・委員会における女性登用率を40%に設定し、女性の参画を図ります。	人権政策課・関係課	倉吉市女性人材登録制度	倉吉市女性人材登録制度の登録者34人、利用実績2人。公的審議会の女性委員割合はH24年度26.5%→平成25年度26.7%→H26年度29.9%→H27年度31.6%→H28年度30.6%。 男女共同参画推進まちづくり表彰で2団体を表彰。	倉吉市女性人材登録制度の登録者38人、利用実績2人。公的審議会の女性委員割合はH24年度26.5%→平成25年度26.7%→H26年度29.9%→H27年度31.6%→H28年度30.6%→H29年度30.8%。 男女共同参画推進まちづくり表彰で2団体、2事業者、個人1名を表彰し、取組を広報した。	倉吉市女性人材登録制度の登録者が1人増え39人になった。利用実績2人。公的審議会の女性委員割合はH24年度26.5%→平成25年度26.7%→H26年度29.9%→H27年度31.6%→H28年度30.6%→H29年度30.8%→H30年度30.9%。 男女共同参画推進まちづくり表彰で1団体、1事業者、個人1名を表彰し、取組を広報した。	倉吉市女性人材登録制度等の充実と男女共同参画推進まちづくり表彰制度を推進する。	倉吉市女性人材登録制度の登録者が1人増え40人になった。利用実績2人。公的審議会の女性委員割合はH24年度26.5%→平成25年度26.7%→H26年度29.9%→H27年度31.6%→H28年度30.6%→H29年度30.8%→H30年度30.9%→R1年度30.7%。 男女共同参画推進まちづくり表彰で1団体、2事業者を表彰し、取組を広報した。	○	倉吉市女性人材登録制度が活用され登録者から審議会委員に委嘱された。 公的審議会の女性委員割合は昨年とほぼ変わらなかったが、30%以上を保持することができた。	○	公的審議会の女性委員割合を維持するのみに、登用率を上げるに至らなかった。制度の見直し及び引き続き地道な周知が必要。 男女共同参画推進まちづくり表彰については、事業者にとってメリットがない制度のため応募者がいないため、見直しが必要。	倉吉市女性人材登録制度等の充実と男女共同参画推進まちづくり表彰制度を推進する。
7	就学前教育	すべての子どもが性別にとらわれることなく、一人ひとりの違いや良さを認め合い、あるがままの自分を大切に生きていくことができるよう、乳幼児期の男女平等意識の育成に努めます。	子ども家庭課	人権保育の推進	人権・同和保育学習会による研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、人権を大切に育てる心育てる保育を行った。	人権・同和保育学習会による研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、人権を大切に育てる心育てる保育を行った。	人権・同和保育学習会による研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、人権を大切に育てる心育てる保育を行った。	一人ひとりに応じた保育(教育)の実践及び実践を通した子どもへの指導。	人権・同和保育学習会による研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、人権を大切に育てる心育てる保育を行った。	○	人権を意識した支援を行った。	○	一人ひとりに応じた保育(教育)の実践及び実践を通した子どもへの指導。	人権・同和保育学習会による研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、人権を大切に育てる心育てる保育を行った。
8	学校教育	男女の人権が尊重される社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮でき男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進に努めます。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進	発達段階を考慮し、男女が尊重し合いながら、生きていくために道徳、学活等の時間でも学習した。	学校での教育活動全般にわたって男女平等教育を推進するために、性別役割の固定化された慣習がないかに気づけた。 また、児童生徒には、発達段階に応じながら道徳、社会、国語、技術・家庭の学習を通して、社会に残る女性に対する差別意識や固定観念に気付かせ、解決していこうとする意欲をもたせる取組を行った。	学校での教育活動全般にわたって男女平等教育を推進するために、性別役割の固定化された慣習がないかに気づけた。 また、児童生徒には、発達段階に応じながら道徳、生活、社会、国語、技術・家庭の学習を通して、社会に残る女性に対する差別意識や固定観念に気付かせ、解決していこうとする意欲をもたせる取組を行った。	発達段階を考慮しながら、互いの個性を認め合い、尊重し合う大切さを道徳・学級活動・総合的な学習の時間を中心に行う。	発達段階を考慮しながら、互いの個性を認め合い、尊重し合う大切さを道徳・学級活動・総合的な学習の時間を中心に行った。	○	各学校において道徳・学級活動・総合的な学習の時間を中心に学校生活全般において取り組まれた。	○	学校での教育活動全般にわたって取り組まれ、児童生徒の男女共生意識の高揚に努めた。	各学校において発達段階を考慮しながら、互いの個性を認め合い、尊重し合う大切さを道徳・学級活動・総合的な学習の時間を中心に教育活動全般にわたって行う。
9	社会教育	男女共同参画は、ただ単に女性の問題ではなく男性も含めたすべての市民に関わる人権問題として捉えられるよう、家庭、地域、職場で女性の人権に関する理解を促進するための学習・啓発活動の推進に努めます。	人権政策課	市民と連携・協働した事業	市と市民による倉吉女性塾を中心に、パワーアップ講座を開催した。部落解放研究倉吉市集会において、男女共同参画に関する分科会に取り組んだ。 同和教育町内学習会では、男女共同参画関係の学習会が7自治公民館で開催された。	市と市民による明日をつくる倉吉女性塾を中心に、介護保険制度に関する講座を開催した。 部落解放研究倉吉市集会において、災害時の人権について男女共同参画に関する分科会に取り組んだ。 同和教育町内学習会では、男女共同参画関係の学習会が8自治公民館で開催された。	市と市民によるあすをつくる倉吉女性塾を中心に、介護サービスを知る講座を開催した。 部落解放研究倉吉市集会において、男女共同参画社会を実現する上で必要な良好な関係を築くためのコミュニケーションに関する分科会に取り組んだ。 同和教育町内学習会では、男女共同参画関係の学習会が26自治公民館(ハラスメント、DV、女性の人権含む)で開催された。	市と市民団体や個人が連携・協働した女性塾の取り組みを推進する。	市と市民によるあすをつくる倉吉女性塾を中心に、避難所運営を体験する講座(HUG)を開催した。 部落解放研究倉吉市集会において、ハラスメント(セクハラ、パワハラ)に関する分科会に取り組んだ。 同和教育町内学習会では、男女共同参画関係の学習会が4自治公民館(男女の人権含む)で開催された。	○	市民の意見を反映した企画での講座開催ができ、好評を得られた。市集会分科会のテーマは関心が高いテーマだったため例年の倍の参加者があったが、その他の講座は参加者増のための工夫が必要な部分もある。	○	市民の意見を反映した企画での講座開催ができ、好評を得られた。広報の時期等の周知の仕方により工夫をして参加者増につながる事業の実施に努めたい。	市と市民団体や個人が連携・協働した日本女性会議実行委員会、運営部会を設置し大会開催に向けた取り組みの中でを推進する。
			生涯学習課	男女共同参画のための学習機会の充実	地区公民館においては、特に「女性だけ」「男性だけ」という形ではなく、男女一緒に活動する学習や事業を通して、それぞれ役割分担を考慮し助け合って学習を進めている。また、料理教室など男性に限った事業を企画し、普段試みたことのない世界を体験する機会を得た。	男女一緒に料理や育児、介護などを学習することで、男女の役割分担を考えながら学習を進めている。 また、料理教室など男性に限った事業を企画し、普段試みたことのない世界を体験しやすい機会を提供している。	地区公民館において、男女がともに参加できる子育て講演会やサロン等や男性を対象にした料理教室を実施した。	地区公民館事業として、男女を問わず誰もが参加でき、ともに考え学ぶことのできる事業を推進する。	基本的に全地区において男女問わず誰もが参加でき、ともに考え学ぶことのできる事業を行った。地区公民館によっては男女共同参画についてテーマに取り上げ講演会を実施したり、男女がともに参加できる子育てサロン等実施した。意図的に対象を男性又は女性に限定して行った事業もあった。	○	全地区公民館において、男女を問わず誰もが参加でき、ともに考え学ぶことのできる機会を提供し実施できた。一部だが、男女共同参画についての学習ができた地区もあった。	○	期間中全地区公民館において、毎年度継続して男女を問わず誰もが参加でき、ともに考え学ぶことのできる機会を提供し実施できた。	地区公民館事業として、男女を問わず誰もが参加でき、ともに考え学ぶことのできる事業を推進する。男女共同参画につながる学習を必要に応じて実施する。
10	就労・雇用の促進	男女が共に仕事と家庭の両立が図れるようワーク・ライフ・バランスを促進し、育児休業及び教育活動への参加や介護休業制度等企業への啓発に努めます。	商工観光課	企業啓発(男女の人権)推進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	同和問題企業連絡会活動として各種研修会に参加し、ワークライフバランスの促進に努めた。	男女共同参画社会の学習機会を提供するため、研修会の案内を周知し、トップ・担当者研修会として計画実施する。	倉吉市人権啓発企業連絡会活動として各種研修会に参加し、ワークライフバランスの促進に努めた。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	男女共同参画社会の学習機会を提供するため、研修会の案内を周知し、5割の参加を目指す。



番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
11	ひとり親家庭への支援	近年、ひとり親家庭が増加しており、子育てや就労、生活全般にわたる支援が必要となっています。ひとり親家庭への相談及び支援を「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいて実施します。	子ども家庭課	ひとり親家庭への自立支援	・母子・父子自立支援員を配置し、子育てや就労、生活全般における相談に応じた。(相談件数311件:実人数142人) ・母子家庭の母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関で2年以上修業される場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費等給付金を支給した。(給付者7人) ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給した。(支給者数延べ7,435人) ・その他、母子寡婦福祉資金の貸付(件数4件)、母子生活支援施設への入所等、相談の状況に応じ、中部総合事務所福祉保健局などの関係機関と連携し、必要な支援を行った。 ・多様な相談業務に対応するスキルをアップさせるため、各種の研修に参加した。	・母子・父子自立支援員を配置し、子育てや就労、生活全般における相談に応じた。(相談件数362件:実人数125人) ・母子家庭の母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関で2年以上修業される場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費等給付金を支給した。(給付者3人) ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給した。(支給者数延べ7,206人) ・その他、母子寡婦福祉資金の貸付(件数1件)、母子生活支援施設への入所等、相談の状況に応じ、中部総合事務所福祉保健局などの関係機関と連携し、必要な支援を行った。 ・多様な相談業務に対応するスキルをアップさせるため、各種の研修に参加した。	・母子・父子自立支援員を配置し、子育てや就労、生活全般における相談に応じた。(相談件数411件:実人数135人) ・母子家庭の母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関で2年以上修業される場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費等給付金を支給した。(給付者5人) ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給した。(支給者数延べ6,778人) ・その他、母子寡婦福祉資金の貸付(件数1件)、母子生活支援施設への入所等、相談の状況に応じ、中部総合事務所福祉保健局などの関係機関と連携し、必要な支援を行った。 ・多様な相談業務に対応するスキルをアップさせるため、各種の研修に参加した。	・母子自立支援員の配置(1名) ・関係機関等と連携した相談支援の実施 ・職員研修の実施 ・自立支援教育訓練費補助、高等技能訓練促進費の給付 ・児童扶養手当の給付 ・昨年度まで実施した学習支援ボランティア事業の対象を見直し、教育、社会福祉部門との連携により、引き続き実施する。	・母子・父子自立支援員を配置し、子育てや就労、生活全般における相談に応じた。(相談件数404件:実人数110人) ・母子家庭の母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関で2年以上修業される場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費等給付金を支給した。(給付者3人) ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給した。(支給者数延べ8,183人) ・その他、母子寡婦福祉資金の貸付(件数1件)、母子生活支援施設への入所等、相談の状況に応じ、中部総合事務所福祉保健局などの関係機関と連携し、必要な支援を行った。 ・多様な相談業務に対応するスキルをアップさせるため、各種の研修に参加した。	○	ひとり親家庭等からの相談等に応じながら、生活の安定と自立に向けた支援を行っている。相談窓口の継続が必要。	○	ひとり親家庭等からの相談等に応じながら、生活の安定と自立に向けた支援を行っている。相談窓口の継続が必要。	・母子自立支援員の配置(1名) ・関係機関等と連携した相談支援の実施 ・職員研修の実施 ・自立支援教育訓練費補助、高等技能訓練促進費の給付 ・児童扶養手当の給付 ・学習支援ボランティア事業を教育、社会福祉部門との連携により、引き続き実施する。

第4節 先住民族の権利回復の実現

□ 現状と課題

民族と民族の真の平等が達成され、普遍的な人権保障が確立される社会をめざす必要があります。アイヌ民族の権利回復の実現に向け、関係機関や団体等と連携し情報収集に努めながら、アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解する学習機会の拡充を図ることが必要です。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発活動	公益社団法人北海道アイヌ協会等と連携し、アイヌ民族の歴史や文化、差別の実態を正しく理解するため学習機会の拡充や情報提供等、啓発活動に努めます。	人権政策課	人権啓発推進事業	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	平成30年4月にアイヌ文化交流事業を市民と協働で当事者を招き、倉吉市人権文化センターと交流プラザで実施した。	アイヌ民族の歴史や文化等を学ぶ講演会等、啓発活動に努める。	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	-	取り組めていない。	△	文化交流事業を行ったが単年度である。	アイヌ民族の歴史や文化等を学ぶ講演会等、啓発活動に努める。
2	学習活動の支援	一般財団法人アイヌ民族博物館等と連携し、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深め、世界の先住民族(他民族)に関する図書、教材、人権図書や視聴覚教材・機器の整備、市民の学習活動の支援に努めます。	図書館	人権図書コーナーの設置	人権に関する図書館資料を購入し提供した。	アイヌ民族に関係するものなど人権に関する図書館資料を積極的に購入し提供した。	アイヌ民族に関係するものなど人権に関する図書館資料を購入し提供した。	関連図書を内容を検討しながら積極的に購入し、市民に提供する。	アイヌ民族に関係するものなど人権に関する図書館資料を購入し提供した。	○	予定どおり実施できた。	○	計画どおり新刊書を中心に優れた内容の図書館資料を購入し、市民に提供した。	関連図書を内容を検討し、優れたものを積極的に購入し、市民に提供する。
			人権政策課	人権啓発推進事業	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	平成30年4月にアイヌ文化交流事業を市民と協働で当事者を招き、倉吉市人権文化センターと交流プラザで実施した。	アイヌ民族の歴史や文化等を学ぶため、パネル展示等に努める。	アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。	-	取り組めていない。	△	文化交流事業を行ったが単年度である。	アイヌ民族の歴史や文化等を学ぶため、パネル展示等に努める。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			人権文化センター	アイヌ民族の人権啓発	<p>（倉人）館報掲載での啓発。啓発ビデオの貸し出し呼びかけ。絵本の購入。（はばたき）読み聞かせや映画会を取り上げようとしてきたが、啓発として創意工夫して取り組みなかった。</p>	<p>・（はばたき）アイヌ文化を伝えるとして絵本を購入し読み聞かせをしただけとなった。</p> <p>・（倉人）センターだより掲載での啓発。啓発ビデオの貸し出しの呼びかけ。情報提供や学習教材の購入。</p> <p>・（やまびこ）館報での啓発活動として一度掲載、また市人研の市民活動委員会に参加し啓発紙にも掲載した。</p>	<p>・（はばたき）館報へ掲載し周知、啓発に努める。</p> <p>・（さわやか）アイヌ民族に関する取り組みはできなかった。</p> <p>・（倉人）アイヌの方と親子や子どもを対象とした交流会を開催した。お話と踊り、人や動物・道具・自然を大切にアイヌの人たちの生活や想いを知るとともに、参加した子どもも大人も踊りに加わり、楽しく交流を深めた。</p> <p>・（やまびこ）支援はできていない。職員の研修だけに留まっている。</p>	<p>・（はばたき）アイヌ文化の周知に努力する。小品を作品づくり等に取り入れてみる。</p> <p>・（さわやか）職員研修等とおして理解を深めると共に、引き続き館報での啓発と関連資料の紹介をする。</p> <p>（倉人）センターだよりでの啓発を行う。</p> <p>・（やまびこ）職員の研修を引き続き行うとともに、新しく施行された法律について町内学習会で知らせると共に、館報での啓発を行う。</p>	<p>（市人文）センターだよりで広報した。</p> <p>（さわやか）アイヌにかかわる研修会の開催案内を地域住民に行った。</p> <p>（はばたき）センターだよりで記事を掲載した。作品作りは住民の要望を優先したのでできなかった。</p> <p>（やまびこ）職員が研修に参加し理解を深めることができた。また、地域での研修機会に少しでも啓発できるよう努めた。</p> <p>（あたご）館報での情報提供に留まり、直接の発信や情報提供する機会を持つことが出来なかった。また職員の学習機会を設定することが出来なかった。</p>	△	<p>（市人文）広報した。（評価：○）</p> <p>（さわやか）研修会の開催案内にとどまっていた。（評価：△）</p> <p>（はばたき）住民にとって、アイヌ文化、問題のものが遠い存在であることを感じた。（評価：△）</p> <p>（やまびこ）研修への参加と地域での学習の場で法律について知らせよう努めた。（評価：○）</p> <p>（あたご）職員が正しい知識を習得する機会を持てなかった。また、直接、地域住民へ啓発活動を行うことが出来なかった。（評価：△）</p>	△	<p>（市人文）散発的ではあるが一定の取り組みを行ってきた。（評価：○）</p> <p>（さわやか）地域住民への啓発活動が十分とはいえない。（評価：△）</p> <p>（はばたき）（はばたき）アイヌ問題・文化について、発信回数が増やすことが必要だと感じた。他の人権問題とも絡め複合的に差別、人権課題を考えに発信していかなくてはと考えた。（評価：△）</p> <p>（やまびこ）市内での研修機会もまだ少なく職員の理解が十分だとは言えない。また、館報での啓発ができていない。（評価：△）</p> <p>（あたご）センターでは、館報での啓発に留まっている。（評価：△）</p>	<p>（市人文）館報掲載での啓発。啓発ビデオの貸し出し呼びかけ。絵本の購入。</p> <p>（さわやか）アイヌ問題について、センターだより等で啓発を行う。</p> <p>（はばたき）館報に掲載する記事の回数を増やし、知識の提供と他の人権課題との関係の啓発発信していく。</p> <p>（やまびこ）機会を見ながら館報や事業でアイヌ民族の文化を紹介したり、課題について積極的な啓発に努める。職員はさらに積極的に理解を深める。</p> <p>（あたご）館報での啓発は引き続き行う。アイヌ民族についての絵本やDVD、その他の学習資料を使用し、住民に紹介する機会を設ける。</p>

第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現

□ 現状と課題

戦前からの日コリアンをはじめとした人々に対する差別の歴史があり、平成25(2013)年には、市内に暮らす日コリアンの方を誹謗中傷する差別記載封筒投棄事象が発生しました。また、平成28年(2016)年にはヘイトスピーチ対策法が成立しました。また、国際化の進展に伴い私たちの身近なところに住んでいる新たな外国人への正しい理解や人権保障も十分に進んではいません。それは、互いの歴史認識や社会認識が共有されていないことや、言語や文化の違いを理解しようとしないうことで、偏見や差別が生じているからです。また、法や社会制度にかかわる人権保障の課題も多くあります。法や社会制度の改善を進める中で、歴史や現状の学び直しを通じた多文化活動、互いに触れ合う共生活動がより重要となっています。

市内では、外国にルーツを持つ人の自助グループとして「ToriフレンドNetwork」が結成され、お互いが支え合う仲間づくりが進められています。また、「日本語学習会」が開設され、市民の理解と支援の輪の広がりが求められています。

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発推進	外国にルーツを持つ人が、学校や地域社会で等しく安心して自立した生活を営むことができるよう、外国語版表記による情報提供や生活と結びついた学習機会の提供に努めるとともに、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観等を学び合い相互理解を深めるなど、多文化共生社会の実現に向けた啓発に努めます。	商工観光課	インバウンド推進事業 国際交流事業	<p>・外国語パンフレットを観光拠点等へ充実させた</p> <p>・一般社団法人鳥取中部観光推進機構による外国人向け等携帯用Wi-Fiルーターの貸し出しが開始された</p>	<p>・外国語パンフレットを観光拠点等へ充実させた。</p> <p>・音声ガイドサービスを多言語対応とした。</p>	<p>・英語版観光パンフレットの作成</p> <p>・英語版観光音声ガイドサービスの導入</p>	<p>・外国語パンフレットの充実</p>	<p>・英語版、中国語版観光パンフレットの作成・増刷をおこなった。</p> <p>・多言語版(英語、中国語、韓国語)音声ガイドサービスの運用を継続しておこなった。</p>	○	<p>外国語版パンフレットや音声ガイドサービスの導入を通して、外国にルーツを持つ方に向けての情報提供をおこなった。</p>	○	<p>外国語版パンフレットや音声ガイドサービスの導入を通して、外国にルーツを持つ方に向けての情報提供をおこなった。</p>	<p>多言語版パンフレットの配架や音声ガイドサービスなど、外国にルーツを持つ方向けの情報提供を継続していく。</p>
			人権政策課	中学校区同和教育研究事業	<p>小学校で外国にルーツを持つ人の人権について学習するための講師紹介を行った。</p>	<p>・小学校で外国にルーツを持つ人の人権について学習するための講師紹介を行った。</p>	<p>・小学校で外国にルーツを持つ人の人権について学習するための講師紹介を行った。</p>	<p>・学校現場等における講師紹介等を行う。</p>	<p>・小学校で外国にルーツを持つ人の人権について学習するための講師紹介を行った。</p>	○	<p>講師を紹介し学習支援を行った。</p>	○	<p>・小学校での学習に講師紹介を行った。</p>	<p>・学校現場等における講師紹介等を行う。</p>
2	日本語学習の支援	公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人が地域や職場で安心して生活できるよう平成26(2014)年度から日本語学習会を開設するとともに、自助グループである「ToriフレンドNetwork」の支援を行います。また、外国にルーツを持つ児童生徒の日本語能力を把握し、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな学習指導に努め、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行います。	地域づくり支援課	国際交流事業	<p>・外国人住民向けに(財)国際交流財団作成の生活支援ガイド(パンフレット)、日本語講座のチラシを窓口を設置しPRを図った。</p>	<p>・(財)鳥取県国際交流財団が作成したパンフレットを窓口及び市民課前パンフレットラックに配架しPRを図った。</p>	<p>・(財)鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人への日本語講座のPRを図った。</p> <p>・(財)鳥取県国際交流財団が作成したパンフレットを窓口及び市民課前パンフレットラックに配架しPRを図った。</p>	<p>・外国人住民へ(財)国際交流財団作成の生活支援ガイド(パンフレット)を窓口を設置しPRを図る。</p>	<p>外国人住民向けに(財)鳥取県国際交流財団作成の生活支援ガイド(パンフレット)を窓口設置しPRを図った。</p>	○	<p>パンフレットを窓口配架し、新しいものがあれば随時更新した。</p>	○	<p>外国人向けの生活支援パンフレットを窓口配架することで、情報提供を行った。</p>	<p>外国人住民向けに(財)鳥取県国際交流財団作成の生活支援ガイド(パンフレット)を窓口設置しPRを図る。</p>
			図書館	日本語学習の支援	<p>・鳥取県立図書館から定期的または随時、外国語書籍を借用し市民への貸し出しを行った</p>	<p>・鳥取県立図書館からの借用し貸し出しを行った。適当な本がなく購入は行ってない。</p>	<p>・鳥取県立図書館からの借用し図書を用いて貸し出しを行った。日本語学習のための英和対訳の図書を購入した。なお英和対訳の図書は既存の蔵書にもある。</p>	<p>鳥取県立図書館からの借用、市民への貸し出しを継続する。英語圏の人ばかりでなく他の言語を使う人にとっても日本語学習の手引きとして評価の高い図書を計画的に購入する。</p>	<p>鳥取県立図書館からの借用を行なうとともに、日本語学習コーナーを新設し関連図書を購入した。</p>	○	<p>予定どおり実施できた。</p>	○	<p>利用者に関連図書を提供するとともに、毎年ではないが内容の優れた適切な図書資料を提供する。英語圏の人ばかりでなく他の言語を使う人にとっても日本語学習の手引きとして評価の高い図書を計画的に購入し蔵書の充実を図る。</p>	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			人権文化センター	Toriフレンドnetworkの支援 日本語学習会の開催	(倉人) Toriフレンドnetworkの活動を支援し、外国にルーツを持つ人の様々な相談ができる場所づくり、そして外国にルーツを持つ人や日本人との交流を深めながら日常生活に必要な日本語を習得するための「日本語学習会」を実施した。また、「日本語学習会」に関わることによって外国にルーツを持つ人だけでなく、当事者の思いや差別体験等を聴くことにより、文化や習慣の違いについて理解し学ぶことができるので、参加者の拡大の呼びかけをした。	・Toriフレンドnetwork4回開催、参加者のべ120人 ・日本語学習会16回開催、参加者のべ223人	(倉人) ・Toriフレンドnetworkの取り組み くらし国際交流フェスティバル 出店、料理教室をとおしての異文化交流会 等を開催 ・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者243人=受講者58人+支援者185人) ※1回当たり平均 受講者3.6人、支援者11.5人 ・防災学習会の開催 災害発生時に防災無線等で避難情報が流れるが、日本語がきちんと理解できないという動けばよいか分からないという日本語学習会参加者の声から市防災安全課職員を講師に招き実施。	(倉人) ○日本語学習会の開催 開催回数 16回 参加者数目標 延250人  ※Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。  ※外国にルーツを持つ人が当事者同士また地域住民との交流を深めながら、文化や習慣の違いを理解し、地域や職場で安心して生活できるよう「日本語学習会」を実施する。	(市人文) ・Toriフレンドnetworkの取り組み、くらし国際交流フェスティバル出店、料理教室をとおしての異文化交流会等を開催  ・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者248人=受講者54人+支援者194人) ※1回当たり平均 受講者3.4人、支援者12.1人  (あたご)。他のセンターの日本語学習会案内を掲示と、館報での周知に留まった。外国にルーツを持つ児童生徒に支援出来る体制と声掛けを行った。	○	(市人文) 在住外国人の方の日本語の習得と仲間づくりにつながっている。(評価:◎)  (あたご) 直接、外国にルーツを持つ児童や生徒に声掛けを行ったが、悩み事や相談について進展はなかった。(評価:△)	○	(市人文) 2013年から始まった日本語学習会は7年目を迎えます。外国人同士のつながりや日本人との交流が進んでいます。また、外国の文化や歴史、風習を学ぶ場にもなっています。(評価:◎)  (あたご) 当センターの主だった積極的な動きがなく、館報での周知に留まった。(評価:△)	(市人文) 日本語学習会の開催 開催回数 16回 参加者数目標 延250人  ※Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。  ※外国にルーツを持つ人が当事者同士また地域住民との交流を深めながら、文化や習慣の違いを理解し、地域や職場で安心して生活できるよう「日本語学習会」を実施する。  (はばたき) 外国にルーツを持つ人と子どもたちや住民との交流事業を企画開催をしてみる。  (あたご) 当事者に悩み事があれば、早急に対応する体制を整える。また、学校と密に連携して、センターの役割を果たしたい。
			子ども家庭課	外国にルーツを持つ児童、保護者の支援	可能な限り母国語での情報提供者や通訳者等の派遣による意思疎通を図るとともに、関係者、関係機関と連携した生活の支援を行った。	可能な限り母国語での情報提供者や通訳者等の派遣による意思疎通を図るとともに、関係者、関係機関と連携した生活の支援を行った。	可能な限り母国語での情報提供者や通訳者等の派遣による意思疎通を図るとともに、関係者、関係機関と連携した生活の支援を行った。	交流会等を通じて児童、保護者への意識啓発を行うとともに、可能な限り母国語での情報提供者、関係機関と連携した生活の支援を行う。	可能な限り母国語での情報提供者や通訳者等の派遣による意思疎通を図るとともに、関係者、関係機関と連携した生活の支援を行った。	○	・多言語での情報提供、支援は困難だが、必要な支援を行うよう心掛けた。	○	可能な限り母国語での情報提供者や通訳者等の派遣による意思疎通を図るとともに、関係者、関係機関と連携した生活の支援を行った。	交流会等を通じて児童、保護者への意識啓発を行うとともに、可能な限り母国語での情報提供者や関係機関と連携した生活の支援を行う。
			学校教育課	外国にルーツを持つ児童生徒支援	鳥取県国際交流財団との連携による支援の充実を行った。	・中国国籍生徒(3年生)の支援のために、河北中学校に支援員を1名配置。	外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援要請が無かったため、支援員は配置していないが、就学指導の場面では通訳を呼ぶなどして支援を行った。	・外国にルーツを持つ児童の支援のために予算化をし、必要に応じて支援員を配置する。	外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援要請が無かったため、支援員は配置していないが、就学指導において、資料を総ルビ付きで対応したり、イラストを活用したりして理解を図った。	○	・支援を要すると判断した児童・生徒・保護者に対して、積極的に対応することができた。	○	・必要に応じて保護者の連携を図ったり、積極的に対応を行ったりした。	・外国にルーツを持つ児童の支援のために予算化をし、必要に応じて支援員を配置する。
			国際理解教育の推進	それぞれの校区や地域で外国にルーツを持つ人との交流活動や研修会等を実施し、多文化共生理解や外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深めるなど、国際理解教育を推進します。	年間指導計画に基づき、各校年間指導計画に基づき、国際理解教育を推進した。	・世界の現状を「知る」→課題に「気づき考える」→自分ができることを「実行する」というプロセスで学習に取組むことで、参加体験型・課題解決型の学習を通して、「多文化共生の理念」を育み、平和で公正な地球社会作り「参加する態度」を養うことを目的として取組を行った。取組の中で、随時、外国にルーツを持つ児童生徒の保護者にゲストティーチャーになっていただいた。	それぞれの校区や地域で外国にルーツを持つ人との交流活動や研修会等を実施。多文化共生理解や外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深める取り組みを行った。	・ALT、国際交流員、外国にルーツを持つ児童生徒の保護者等にゲストティーチャーになっていただき、多文化共生の理念を育むとともに、外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深められるような参加体験型、課題解決型の学習を推進する。	・ALTによる外国文化の紹介や外国にルーツをもつ保護者との交流会が行われ、多文化共生の理念を育む取り組みを行った。また、研修会を開催し外国にルーツを持つ人の人権問題についてゲストティーチャーになっていただいた。	○	・ALT4名を各学校に派遣したり、ゲストティーチャーとして外国にルーツを持つ人の体験談話をいただいたりして多文化共生の理念の育成に役立てることにつながった。	○	・ALT、国際交流員、外国にルーツを持つ児童生徒の保護者等の積極的活用を行い、多文化共生の理念を育むとともに、外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深めていく。	
3			生涯学習課	国際交流を取り入れた事業の実施	地区公民館事業で韓国料理、フィリピン料理そしてイタリア料理教室を行った。また、アフリカの太鼓をたたく教室を開催し、アフリカの文化に触れる機会をもった。	・地区公民館事業で台湾、イタリア料理を行った。	・地区公民館事業で韓国の料理を実際に作って学ぶことで、韓国の文化も学んだ。 ・地区公民館が「教育を考える会」実行委員会事務局として、スペイン・コロンビアの教育や子育てを取り上げた内容で講演会を実施した。	なし	・今年度は、公民館事業において国際理解や交流に通じる外国の歴史や文化等を学ぶ事業の実施がなかった。	-	△	・公民館事業において、多分野にわたる学習課題の1つとして必要に応じて実施しているが、必ず毎年度全部の地区公民館において実施できていない。	・公民館事業において、多分野にわたる学習課題の1つとして必要に応じて実施する。	
			地域づくり支援課	国際交流事業	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携したイベント(11月国際交流フェスティバル)の開催。 ・青少年日韓交流事業をとおして青少年の交流・人材育成の実施。(派遣) ・国際交流員を配置し、教育機関及び市民学習会等に異文化理解・国際交流推進のため派遣(計17回)。	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携し、国際交流フェスティバルに参加出展した。 ・青少年日韓交流事業を実施し、各交流プログラムやホームステイを通して両市の青少年の交流・人材育成の実施。(受入) ・国際交流員を配置し、異文化理解・国際交流推進のため教育機関及び市民学習会等に派遣(計12回)。	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携し、国際交流フェスティバルに参加出展した。 ・青少年日韓交流事業を実施し、各交流プログラムやホームステイを通して両市の青少年の交流・人材育成の実施。(派遣) ・国際交流員を配置し、異文化理解・国際交流推進のため教育機関及び市民学習会等に派遣(計8回)。	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携し、国際交流フェスティバルに参加出展した。 ・青少年日韓交流事業を実施し、各交流プログラムやホームステイを通して両市の青少年の交流・人材育成の実施。 ・国際交流員を配置し、異文化理解・国際交流推進のため教育機関及び市民学習会等に派遣する。	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携し、国際交流フェスティバルに参加出展した。 ・国際交流員を配置し、異文化理解・国際交流推進のため教育機関及び市民学習会等に派遣した(計9回)	○	国際交流フェスティバルへの参加、国際交流員の派遣等を行った。青少年交流事業や羅州市市民交流訪問団の派遣・受入、国際交流員の派遣等を行い、国際理解を推進できた。	○	・(財)鳥取県国際交流財団倉吉事務所と連携し、国際交流フェスティバルに参加出展する。 ・青少年日韓交流事業を実施し、各交流プログラムやホームステイを通して両市の青少年の交流・人材育成の実施。 ・国際交流員を配置し、異文化理解・国際交流推進のため教育機関及び市民学習会に派遣する。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
4	相談支援の充実	外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者が、孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、生活、福祉、医療、教育等の相談に対応し必要な支援に努めます。	学校教育課	外国にルーツを持つ児童生徒支援	必要に応じて支援をおこなった。	・支援員等が、随時、声をかけ、必要に応じて関係者会議の開催、支援をおこなった。	外国にルーツをもつ児童・生徒の保護者に対する教育相談・就学指導を通訳を呼ぶなどして支援を行った。	・子ども家庭課・児童相談所等の関連機関と連携を図りながら、児童生徒やその保護者に対する支援を行う。	・子ども家庭課・児童相談所等の関連機関と連携を図りながら、児童生徒やその保護者に対する支援を行った。	○	・子ども家庭課・児童相談所等の関連機関と連携をはかることで、必要な支援を適宜行えた。	○	必要に応じて、随時、児童生徒支援と保護者との連携を行った。	・子ども家庭課・児童相談所等の関連機関と連携を図り、必要に応じて支援を行う。
			福祉課	生活保護事業 中国残留邦人等支援給付事業	支援員1名を配置。中国残留邦人と同伴帰国した1世帯(2名)に対し、生活維持・向上に向けた助言や、日本語習得に向けた助言等を実施した。(対象世帯を8回訪問)	・支援員1名を配置。中国残留邦人と同伴帰国した1世帯(2名)に対し、生活維持・向上に向けた助言や、日本語習得に向けた助言等を実施した。(対象世帯を12回訪問)	・支援員1名を配置。中国残留邦人と同伴帰国した1世帯(2名)に対し、生活維持・向上に向けた助言や、日本語習得に向けた助言等を実施した。訪問(派遣)支援24回	・継続実施をする。	・支援員1名を配置。中国残留邦人と同伴帰国した1世帯(2名)に対し、生活維持・向上に向けた助言や、日本語習得に向けた助言等を実施した。訪問(派遣)支援19回	○	・年齢的なものもあり、日本語の習得は緩やかだが、定期訪問により日常生活等に関する助言相談を実施し、対象世帯の地域での自立に効果があった。	○	・年齢的なものもあり、日本語の習得は緩やかだが、定期訪問により日常生活等に関する助言相談を実施し、対象世帯の地域での自立に効果があった。	・継続して支援を実施していく。(なお、国庫から事業費の縮減を求められているので、より効率的な事業実施に努める。)
5	審議会・委員会への登用促進	外国にルーツを持つ人の社会参画の促進を図るため、当事者の意見や要望が施策に反映できるよう、審議会・委員会など附属機関への登用の促進に努めます。	人権政策課・関係課	審議会・委員会への登用	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員、倉吉市人権文化センター運営協議会委員として参画していただいている。	・倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員、倉吉市人権文化センター運営協議会委員として参画していただいている。	①倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員16人中 1人 ②倉吉市人権文化センター運営協議会委員12人中 1人	・審議会、委員会などに外国にルーツを持つ人を登用する(継続含め2人以上)。	○	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員、倉吉市人権文化センター運営協議会委員として参画していただいている。	○	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員、倉吉市人権文化センター運営協議会委員として参画していただいている。	・審議会、委員会などに外国にルーツを持つ人を登用する(継続含め2人以上)。	
6	就労支援	外国にルーツを持つ人の雇用就労の促進に向けて、企業・事業所に対し関係機関と連携し雇用環境の改善に向け啓発に努めます。	商工観光課	就労支援事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として各種研修会に参加し、外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深めた。	互いの歴史認識や社会認識の共有の推進のため、会員企業中心に研修会を計画・実施する。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	互いの歴史認識や社会認識の共有の推進のため、会員企業中心に研修会を計画・実施する。	
7	交流活動	すべての人が住みやすいまちづくりを目標に鳥取短期大学、公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人との交流の機会の提供に努めます。	地域づくり支援課	国際交流事業	韓国語講座、国際理解講座(韓国、イタリア、ハンガリー)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。	・韓国語講座、国際理解講座(韓国)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。	・韓国語講座、国際理解講座(韓国)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。	韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの、文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。	○	韓国語講座、国際理解講座(多文化共生)及び国際交流フェスティバルでの文化紹介や遊び体験を通して、異文化理解・国際交流を推進した。	○	各種講座の開催や国際交流イベントへの参加を通して、韓国の文化や遊び等を紹介することで、国際交流の機会を提供できた。	韓国語講座、国際理解講座及び国際交流フェスティバルでの、文化紹介や遊び体験を通して異文化理解・国際交流を推進。	

第6節 子どもの人権保障の実現

□ 現状と課題

子どもの人権問題では、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況などの変化に伴い、地域の人と人とのつながりも希薄化していると指摘されています。それらの理由により、子どもの学力や生活習慣などに様々な課題が生まれています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律は、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないことがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を図ること等、子どもの貧困対策を総合的に推進するとしています。

また、「いじめ防止対策推進法」も制定され、その目的はいじめを受けた児童等の教育を受ける権利の著しい侵害や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響、その生命又は身体に重大な危険などを防止することとしています。本市においてはその具現化した取り組みを推進するため、倉吉市青少年問題対策協議会等条例が制定され、県と連携しこれまで以上に子どものいじめの問題の未然防止や適切な対処が行われるよう、取り組みが充実されることとなりました。

さらに、「虐待」「DV」等、虐待防止につながる子育て支援や子どもに対する大人の人権意識の向上が求められます。

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	「人権を大切にす る心」を 育てる就 学前教 育・保育 の推進	虐待や貧困の連鎖を防止するために「子どもの最善の利益」を考慮し、乳幼児の生活実態や人間関係の把握に努めます。一人ひとりの発達過程や特性に考慮しながら養護(生命の保持、情緒の安定)、健康、人間関係(人と関わる力)、環境、言葉、表現を育む教育・保育の充実にも努めます。そのためには、保育教諭、保育士等の専門性を高め保護者や関係機関との連携を推進します。	子ども家庭課	保育所運営	・ひとり親家庭における生活実態調査を実施し、必要となる施策の推進と検討を行った。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備する。	・ひとり親家庭における生活実態調査を実施し、必要となる施策の推進と検討を行った。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備する。	・ひとり親家庭における生活実態調査を実施し、必要となる施策の推進と検討を行った。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備する。	・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備する。	○	個別の児童に関わる関係機関で情報共有を行うことにより、課題を抱える児童世帯を見守り、支援に繋げた。	○	・ひとり親家庭における生活実態調査を実施し、必要となる施策の推進と検討を行った。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備を推進した。	・幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図り、保育、教育内容の相互理解や指導の在り方について研究、連携、支援体制を整備を推進した。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	一人ひとりを大切にしたい学校運営の充実	いじめは児童生徒の命や人権に関わる重大な問題であることを認識し、いじめを許さない学校体制づくりを行います。そのために、児童生徒一人ひとりの生活や人間関係の把握に努めるとともに、保護者や地域の人々と連携し、学校生活全般で子どもの自尊感情やコミュニケーション能力(*)を高め、より良い人間関係を築くことができる支持的風土を高める取組みを充実させます。同時に一人ひとりの個性、能力、適正等に応じて「個」を生かす指導等、それぞれの分野で自らの力を伸ばすことのできる児童生徒を育む視点に立ち、基礎学力の向上と進路保障の取組みを推進します。体罰は、児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、生徒の指導に当たることができるよう研修を実施するなど、体罰防止に向けた体制強化を図ります。	学校教育課	児童生徒一人一人を大切にしたい人権同和教育の推進	・倉吉市青少年問題対策協議会を開催し、いじめの防止と適切な対応について検討した。 ・生徒指導対策協議会を年2回開催した。	・各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止等の対策を推進した。 ・各小中学校の生徒指導担当者研修会を開催し、特にいじめの積極的な認知の重要性を説明し、具体的な事象を元にいじめに当たるかどうかの研修を行った。 ・生徒指導担当者研修会の内容を各校に持ち帰り、校内研修を実施した学校があった。 ・倉吉市青少年問題対策協議会を開催し、いじめ防止等について協議するとともに、重大事態に対して適切に対処できる体制づくりを行った。 ・全中学校に心の教室相談員(市事業)を配置した。 ・中部子ども支援センターを中部地区1市4町により共同設置・運営を行った。 ・市教委にスクールソーシャルワーカー(県事業)を3名配置。 ・全中学校区にスクールカウンセラー(県事業)を配置。 ・学校生活適応支援員(県事業)を2小学校に配置。 ・生徒指導に関する学校訪問を実施。 ・状況に応じた個別の支援会議を開催。 ・倉吉地域未来塾の実施	・各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止等の対策を行った。 ・日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、児童生徒が楽しく学びつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めた。 ・いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応について、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を行った。 ・倉吉市青少年問題対策協議会を開催し、いじめ防止等について協議するとともに、重大事態に対して対処できる体制づくりを行った。 ・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー・学校生活適応支援員配置、中部子ども支援センター設置等、児童生徒の個々の状況に応じた支援・相談を行った。	・各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止等の対策を推進する。 ・生徒指導担当者研修会で、具体的な事例に学ぶ研修を行う。 ・教育相談研修を行い、管理職、養護教諭、教育相談担当、心の教育相談員等が、傾聴のスキル等を実地に学ぶ機会とし、児童生徒との相談活動に活かす。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校生活支援員を各校への配置し、児童生徒支援の機会を増やした。 ・倉吉地域未来塾を2カ所で30回実施。 ・人間力・組織力による不登校児童生徒対策事業(2年目)を活用し、一人ひとりを大切にすためのチーム対応と、自尊感情を高めるための実践を行った。	○	・各校の実態に即したいいじめ基本方針を定めることで教職員の共通理解と実践が図られた。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校生活支援員による支援の機会が増え、いじめの早期把握と解決につなげることができた。 ・「人間力・組織力による不登校児童生徒対策事業」(2年目)の活用により、不登校児童生徒数に改善が見られた。	○	・いじめ防止基本方針を年度ごとに見直し、学校の実態に合った対策を推進することができた。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校生活支援員による支援の機会が増え、いじめの早期把握と解決につなげることができた。 ・「人間力・組織力による不登校児童生徒対策事業」(2年目)の活用により、不登校児童生徒数に改善が見られた。	・各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止等の対策を推進する。 ・生徒指導担当者研修会において、各学校の取組や具体的事例について協議する場をもち、いじめ防止に係る指導力の育成に努める。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校生活支援員を各校配置と情報共有を随時行い、支援・指導体制を強化していく。 ・「人間力・組織力による不登校児童生徒対策事業」について生徒指導主任者会で報告を行い、各学校の取り組みに活かすことができた。	
3	家庭児童相談機能の充実	家庭児童相談室を相談窓口として、児童相談所、児童福祉施設等関係機関と連携して相談機能の充実を図ります。	子ども家庭課	家庭児童相談室の運営	・家庭児童相談員、児童相談協力員を配置し、職員を含めた各種研修の実施及び他機関等の実施する研修会へ積極的に参加し、児童虐待を含む児童に関する養育相談体制の充実を努めた。 ・相談件数 66人	・家庭児童相談員、児童相談協力員を配置し、職員を含めた各種研修の実施及び他機関等の実施する研修会へ積極的に参加し、児童虐待を含む児童に関する養育相談体制の充実を努めた。 ・相談件数 47人	・家庭児童相談員、児童相談協力員を配置し、職員を含めた各種研修の実施及び他機関等の実施する研修会へ積極的に参加し、児童虐待を含む児童に関する養育相談体制の充実を努めた。 ・相談件数 66人	・家庭児童相談員の配置 ・児童相談協力員の配置 ・関係機関等と連携した相談支援の実施 ・職員研修の実施	○	相談の内容や状況に応じた相談を行い、必要に応じて関係機関へのつなぎを行った。また、相談機能の充実を図るため、各種研修会に積極的に参加した。子育て世代包括支援センターの機能も含め、相談窓口の一層の周知が必要。	○	相談の内容や状況に応じた相談を行い、必要に応じて関係機関へのつなぎを行った。また、相談機能の充実を図るため、各種研修会に積極的に参加した。子育て世代包括支援センターの機能も含め、相談窓口の一層の周知が必要。	・家庭児童相談員の配置 ・児童相談協力員の配置 ・関係機関等と連携した相談支援の実施 ・職員研修の実施	
4	いじめ、不登校等についての対応	「いじめ防止対策推進法」の基本精神に則り、各学校ではいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止対策委員会を設置しています。児童生徒が明るく楽しく安全に学校生活を送ることができるよう、これを活用しながら、組織的な対応によるいじめや不登校の未然防止と早期対応に努めます。また、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者の悩みに対して、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制を充実させるとともに、中部子ども支援センターをはじめとする関係機関との連携を強め、「個」に応じた支援を行います。	学校教育課	①心の教室相談事業 ②中部子ども支援センター運営事業 ③スクールソーシャルワーカー活用事業 ④相談体制の充実	・全中学校に心の教室相談員(市事業)を配置した。 ・中部子ども支援センターを中部地区1市4町により共同設置・運営を行った。 ・市教委にスクールソーシャルワーカー(県事業)を3名配置。 ・全中学校にスクールカウンセラー(県事業)を配置。 ・学校生活適応支援員(県事業)を3小学校に配置。 ・生徒指導に関する学校訪問を実施。 ・状況に応じた個別の支援会議を開催。	・全中学校に心の教室相談員(市事業)を配置した。 ・中部子ども支援センターを中部地区1市4町により共同設置・運営を行った。 ・市教委にスクールソーシャルワーカー(県事業)を3名配置。 ・全中学校にスクールカウンセラー(県事業)を配置。 ・学校生活適応支援員(県事業)を3小学校に配置。 ・生徒指導に関する学校訪問を実施。 ・状況に応じた個別の支援会議を開催。	①全中学校に配置(計5人)相談件数1228件 ②1市4町で共同運営相談件数 754件(電話、来所、訪問等)入級・体験通級23人 ③3名配置(派遣型)支援の対象となる児童生徒数46人 ④全中学校に配置した(計4名)相談件数 市内1163件(児童生徒、教職員、保護者)○不登校小学校31人 市1.23% 県0.78% 国0.70% 中学校73人 市6.15% 県3.34% 国3.65%	①全中学校に心の教室相談員(市事業)を配置を行う。 ②中部子ども支援センターを中部地区1市4町により共同設置・運営を引き続き行っていく。 ③市教委にスクールソーシャルワーカー(県事業)を4名配置する。(元教員、元福祉課職員) ④全中学校にスクールカウンセラー(県事業)を引き続き配置していく。 ⑤学校生活適応支援員(県事業)を小学校に引き続き(計2名)配置していく。 ⑥校内生徒指導委員会への参加など、生徒指導に関する訪問を随時実施する。 ⑦状況に応じた個別の支援会議を開催する。	○	・様々な取組により、不登校児童数の減少が見られた。 ・相談体制の充実により、早期支援につなげることができた。	△	・早期支援等一定の成果はあるが、不登校数は依然多く、学校による格差もある。 ・全中学校に心の教室相談員(市事業)を継続配置する。 ・中部子ども支援センターを中部地区1市4町により共同設置・運営を引き続き行っていく。 ・市教委にスクールソーシャルワーカーを6名配置し、適宜情報共有を行いながらいじめ・不登校の未然防止に努める。 ・全中学校にスクールカウンセラー(県事業)を引き続き配置していく。 ・学校生活適応支援員(県事業)を小学校に引き続き2名配置していく。 ・校内生徒指導委員会への参加など、生徒指導に関する訪問を随時実施する。 ・個別の支援会議を随時開催する。		

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			人権政策課・人権文化センター	・相談体制の充実	「倉吉市いじめ問題検証委員会」は該当の事案が発生していないため開催していない。  (はばたき)関係機関と連携して、果たせる役割の遂行に努力をしてきた。	「倉吉市いじめ問題検証委員会」は該当の事案が発生していないため開催していない。  ・(はばたき)福吉児童センターをはじめとする要対協関係機関と連携し解決に努力をしてきた。	「倉吉市いじめ問題検証委員会」は該当の事案が発生していないため開催していない。  ・(はばたき)児童センターと協力して、保護者、児童・生徒への啓発の継続。いじめが人権侵害であることを明確に伝えていく努力をしてきた。	・該当する案件があれば「倉吉市いじめ問題検証委員会」を開催する。また、関係機関と連携し解決に向け努力する。  (はばたき)今後も継続して、小さな状況のうちに芽を摘む、予防啓発を継続していく。	「倉吉市いじめ問題検証委員会」は該当の事案が発生していないため開催していない。  (はばたき)児童センターと協力して子どもたちの行動を見守りながら、茶化しなどの段階から子どもたちへ予防啓発をしていった。	△	該当する案件がない。  (はばたき)子どもたちが比較的落ち着いた状態で過ごしており、問題になることが減少した。(評価:○)	△	該当する案件がない。  (はばたき)子どもたちや保護者に対しては継続して予防啓発をしていく必要がある。(評価:○)	・該当する案件があれば「倉吉市いじめ問題検証委員会」を開催する。また、関係機関と連携し解決に向け努力する。  (はばたき)来館児童生徒に対しては継続して注意喚起、予防啓発をしていく。学校での人権学習の際にも啓発をしていく。
5	児童虐待等への対応	経済的不安など様々なリスク要因を抱えている世帯が増加している状況に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、早期に問題点を把握し、関係機関が家庭の状況、問題点、支援方針等共通認識のもと、組織的に対応し、予防対策、支援対策を推進していきます。	子ども家庭課	要保護児童対策地域協議会の運営	・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別支援会議(115回)を開催し、全体の支援システムや個別の処遇について検討するとともに、福祉・保健・教育・医療等の関係機関が連携して虐待を含む要保護児童等の問題に対応した。 ・市報、ホームページ等へ関連施策の情報を掲載するなど、啓発活動を行った。 ・児童虐待の予防対策としては、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、対象把握、連携体制の見直しを行い、早期発見・早期対応に努めた。	・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別支援会議(100回)を開催し、全体の支援システムや個別の処遇について検討するとともに、福祉・保健・教育・医療等の関係機関が連携して虐待を含む要保護児童等の問題に対応した。 ・市報、ホームページ等へ関連施策の情報を掲載するなど、啓発活動を行った。 ・児童虐待の予防対策としては、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、対象把握、連携体制の見直しを行い、早期発見・早期対応に努めた。	・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別支援会議(83回)を開催し、全体の支援システムや個別の処遇について検討するとともに、福祉・保健・教育・医療等の関係機関が連携して虐待を含む要保護児童等の問題に対応した。 ・市報、ホームページ等へ関連施策の情報を掲載するなど、啓発活動を行った。 ・児童虐待の予防対策としては、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、対象把握、連携体制の見直しを行い、早期発見・早期対応に努めた。	・福祉・保健医療・教育・警察・司法等の関係機関で組織する代表者会議による支援システムの検討(年1回) ・実務者会議による処遇の進行管理及び支援システムの検討(年3回) ・個別支援会議による個別の処遇検討(随時) ・児童虐待の予防対策及び啓発活動の実施 ・研修の実施及び参加	○	気になる児童や家庭、相談取扱い件数が増加する中において、随時、訪問や相談、会議の開催等各ケースに対する丁寧な対応を図るなど、予防対策の充実に努めた。また、中部圏域市町及び倉吉児童相談所の連携を深めるため、研修会等の合同実施、担当者レベルの連携等の取り組みを進めた。 早期発見・早期対応のため一層の体制整備と、児童虐待防止に関する周知・啓発が必要である。	○	気になる児童や家庭、相談取扱い件数が増加する中において、随時、訪問や相談、会議の開催等各ケースに対する丁寧な対応を図るなど、予防対策の充実に努めた。また、中部圏域市町及び倉吉児童相談所の連携を深めるため、研修会等の合同実施、担当者レベルの連携等の取り組みを進めた。 早期発見・早期対応のため一層の体制整備と、児童虐待防止に関する周知・啓発が必要である。	・福祉・保健医療・教育・警察・司法等の関係機関で組織する代表者会議による支援システムの検討(年1回) ・実務者会議による処遇の進行管理及び支援システムの検討(年3回) ・個別支援会議による個別の処遇検討(随時) ・児童虐待の予防対策及び啓発活動の実施 ・研修の実施及び参加	
6	子育て支援の充実	家庭児童相談員、保健師等専門職の配置によるほか、子育て支援センター、認定こども園・保育所、学校等の保健・福祉、教育機関等が連携して、子どもや子育てに関わる様々な支援の充実に努めます。	子ども家庭課	子育て支援事業	一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等、ニーズに応じた保育に取り組んだ。 ・放課後児童クラブ(公立7クラブ、私立12クラブ)を実施した。 ・子育て総合支援センター(一般型 公立1カ所)と地域子育て支援センター(小規模型 公立2園、一般型 私立1園)で、日常的な事業のほかに、各種講習会など関係機関や地域の方々等と連携し、地域の子育て支援の中核として、多様な事業を実施した。(利用者延べ人数19,470人) ・ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域の協力を得て子育てを支援した。(依頼会員295人、提供会員40人、両方会員2人、活動実績183件) ・就学前児童を中心とした支援体制を充実するため、子ども家庭課に児童指導員を配置した。	一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等、ニーズに応じた保育に取り組んだ。 ・放課後児童クラブ(公立7クラブ、私立12クラブ)を実施するとともに利用者の増加等に対応するため、施設整備を行った。 ・子育て総合支援センター(一般型 公立1カ所)と地域子育て支援センター(一般型 私立1園)で、日常的な事業のほかに、各種講習会など関係機関や地域の方々等と連携し、地域の子育て支援の中核として、多様な事業を実施した。(利用者延べ人数18,201人) ・ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域の協力を得て子育てを支援した。(依頼会員308人、提供会員43人、両方会員2人、活動実績110件) ・就学前児童を中心とした支援体制を充実するため、子ども家庭課に児童指導員を配置した。	一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等、ニーズに応じた保育に取り組んだ。 ・放課後児童クラブ(公立7クラブ、私立12クラブ)を実施するとともに利用者の増加等に対応するため、施設整備を行った。 ・子育て総合支援センター(一般型 公立1カ所)と地域子育て支援センター(一般型 私立1園)で、日常的な事業のほかに、各種講習会など関係機関や地域の方々等と連携し、地域の子育て支援の中核として、多様な事業を実施した。(利用者延べ人数16,475人) ・ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域の協力を得て子育てを支援した。(依頼会員305人、提供会員40人、両方会員3人、活動実績37件) ・就学前児童を中心とした支援体制を充実するため、子ども家庭課に児童指導員を配置した。	・各種保育事業、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の実施 ・保護者を対象とした各種支援セミナー、子育て教室等の開催 ・児童指導員の配置による支援体制の充実	○	・各種保育事業、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の実施 ・保護者を対象とした各種支援セミナー、子育て教室等の開催 ・児童指導員の配置による支援体制の充実	○	・一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育事業等、ニーズに応じた保育に取り組んだ。 ・放課後児童クラブ(公立7クラブ、私立12クラブ)を実施するとともに利用者の増加等に対応するため、施設整備を行った。 ・子育て総合支援センター(一般型 公立1カ所)と地域子育て支援センター(一般型 私立1園)で、日常的な事業のほかに、各種講習会など関係機関や地域の方々等と連携し、地域の子育て支援の中核として、多様な事業を実施した。 ・ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域の協力を得て子育てを支援した。 ・就学前児童を中心とした支援体制を充実するため、子ども家庭課に児童指導員を配置した。	・各種保育事業、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の実施 ・保護者を対象とした各種支援セミナー、子育て教室等の開催 ・児童指導員の配置による支援体制の充実	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
7	健康教育の推進	すべての児童の成長発達を適切に支援するため、保健師、保育教諭、保育士、教職員等への系統的な研修を実施し、保護者等を対象にした健康教育・食の教育・保健指導・相談等の充実を図ります。	子ども家庭課	保育所等における食育	・保育所等において、保育士、調理員が連携した食育を実施した。 ・保育所、児童館において乳幼児、保護者を対象とした食育教室、講習会の実施や地域と連携した食育教室を開催した。 ・保育士、児童館職員等を対象として、食育教室を開催し、乳幼児期における食の大切さを学ぶ研修会を開催、参画した。	・保育所等において、保育士、調理員が連携した食育を実施した。 ・保育所、児童館において乳幼児、保護者を対象とした食育教室、講習会の実施や地域と連携した食育教室を開催した。 ・保育士、児童館職員等を対象として、食育教室を開催し、乳幼児期における食の大切さを学ぶ研修会を開催、参画した。	・保育所等において、保育士、調理員が連携した食育を実施した。 ・子育て支援センター、児童センターにおける保護者への食育の実施	・保育所における児童・保護者への食育の実施 ・子育て支援センター、児童センターにおける保護者への食育の実施	・保育所等において、保育士、調理員が連携した食育を実施した。 ・保育所、児童館において乳幼児、保護者を対象とした食育教室、講習会の実施や地域と連携した食育教室を開催した。 ・保育士、児童館職員等を対象として、食育教室を開催し、乳幼児期における食の大切さを学ぶ研修会を開催、参画した。	○	・多数の参加者があり、支援する立場の職員等も積極的な事業展開を行った。	○	・保育所等において、保育士、調理員が連携した食育を実施した。 ・保育所、児童館において乳幼児、保護者を対象とした食育教室、講習会の実施や地域と連携した食育教室を開催した。 ・保育士、児童館職員等を対象として、食育教室を開催し、乳幼児期における食の大切さを学ぶ研修会を開催、参画した。	・保育所における児童・保護者への食育の実施 ・子育て支援センター、児童センターにおける保護者への食育の実施 ・児童センター、児童クラブにおける児童への食育の実施
	子ども家庭課	健康教育の推進	子どもの健やかな成長発達を適切に支援するため、関係課、関係機関等と連携して、保護者等を対象にした健康教育・健康相談等の実施に努めた。  育児相談 開催回数：24回 参加者数：乳児 延269人 幼児 延19人  育児教室 地震・大雪のため実施なし  離乳食講習会 開催回数：10回 参加者数：延132人  えっぐクラブ(母親・両親学級) 開催回数：4回 参加者数：夫婦35組、妊婦7人	子どもの健やかな成長発達を適切に支援するため、関係課、関係機関等と連携して、保護者等を対象にした健康教育・健康相談等の実施に努めた。  ・育児相談 開催回数：24回 参加者数：乳児 延163人 幼児 延64人  ・離乳食講習会 開催回数：12回 参加者数：延153人  ・えっぐクラブ(母親・両親学級) 開催回数：12回 参加者数：夫婦51組、妊婦77人	子どもの健やかな成長発達を適切に支援するため、関係課、関係機関等と連携して、保護者等を対象にした健康教育・健康相談等の実施に努めた。  ・育児相談 開催回数：12回 参加者数：乳児 延51人 幼児 延30人  ・離乳食講習会 開催回数：12回 参加者数：延162人  ・えっぐクラブ(母親・両親学級) 開催回数：9回 参加者数：夫婦39組、妊婦49人	子どもの健やかな成長発達を適切に支援するため、関係課、関係機関等と連携して、保護者等を対象にした健康教育・健康相談等の実施に努める。  ・育児相談 開催回数：11回 参加者数：乳児 延70人 幼児 延11人  ・離乳食講習会 開催回数：11回 参加者数：延146人  ・えっぐクラブ(母親・両親学級) 開催回数：8回 参加者数：夫婦25組、妊婦48人	○	・関係課・関係機関等と連携して、健康教育及び相談等を実施するとともに、成長に応じた支援を関係課等へつなぐことができた。	○	・関係課・関係機関等と連携して、保護者等に健康教育及び相談等を実施するとともに、成長に応じた支援を関係課等へつなぐことができた。	・子どもの健やかな成長発達を適切に支援するため、関係課、関係機関等と連携して、保護者等を対象にした健康教育・健康相談等の実施に努める。			
8	子どもの権利に関する啓発	子ども自身が「子どもの権利条約」について学び、理解できるよう発達段階に応じた学習を行います。また、保護者会、PTA、地域において、子どもの権利について学ぶ研修機会の提供や啓発に努めます。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進	各学年計に基づき実施した。	・各学校が、年計に基づいて道徳や総合的な学習の時間の中で「子どもの権利」について学び、理解を深めた。 ・子どもの人権に関する学習や研修の機会の提供を行った。	学校において児童生徒等に権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要である。教育活動全体を通じて指導を行った。	・道徳科等を通して、「子どもの権利条約」に関する学習や研修を計画的に実施する。	・各学校が年間計画に基づき実施した。	○	・各学校で年間指導計画に基づき実施されている。	○	・各学校で年間指導計画に基づき実施されている。	・「子どもの権利条約」に関する学習や研修を計画的に実施する。
	生涯学習課	青少年の健全育成	関係機関との連携、情報交換(各地区青少年育成協議会・倉吉市青少年育成協議会・倉吉地区少年補導センター)に加え、13各地区で事業を実施した	・関係機関との連携、情報交換(各地区青少年育成協議会・倉吉市青少年育成協議会・倉吉地区少年補導センター)に加え、13各地区で事業を実施した。	・関係機関との連携、情報交換(各地区青少年(健全)育成協議会・倉吉市青少年育成協議会・倉吉地区少年補導センター)に加え、各地区毎に研修会や機関紙の発行等啓発事業を実施した。	青少年育成協議会、地区公民館で研修会の開催や啓発事業を実施する。	・関係機関との連携、情報交換(各地区青少年(健全)育成協議会・倉吉市青少年育成協議会・倉吉地区少年補導センター)に加え、各地区で研修会や機関紙の発行等啓発事業等を実施した。	○	青少年の健全育成の取り組みは全地区で実施しており、地域の大人と子ども、関係団体が連携して取り組んでいる。また、他地区との情報交換を行い、内容の充実につながった。	○	青少年の健全育成の取り組みは全地区で実施しており、地域の大人と子ども、関係団体が連携して取り組んでいる。情報交換の機会を通じて、地区同士の連携事業実施につながった。	青少年育成協議会、地区公民館で研修会の開催や啓発事業を実施する。		
	生涯学習課	子ども会を対象としたリーダー、指導者の研修会の実施	市内の子ども会のリーダーや保護者、指導者を対象に研修会を実施(育成者研修3回28人、リーダー研修4回延べ74人)。中学生のリーダーが少数ではあるが育ってきている。	・市内の子ども会のリーダーや保護者、指導者を対象に研修会を実施(育成者研修1回25人、リーダー研修2回延べ70人)。	・市内の子ども会のリーダーや保護者、指導者を対象に研修会を実施(育成者研修2回(内1回は県子連と共催)55人、リーダー研修2回延べ55人)。	子どもが主体となって活動する子ども会であるために、リーダー研修、指導者の研修会を実施する。 またジュニア・リーダーの育成に向け、中学生やジュニア・リーダー研修会に参加した児童・生徒の活躍の場を作る。	・市内の子ども会のリーダーを対象に研修会を実施(リーダー研修1回延べ13人)。	・市内の子ども会のリーダーを研修会を実施(リーダー研修1回延べ13人)。	△	子ども会リーダー研修会を1回実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回目の子ども会リーダー研修と指導者研修会を中止した。 中学生に対する研修は県子連主催のジュニア・リーダー研修会への派遣にとどまった。	△	市内の子ども会のリーダーや保護者、指導者を対象に定期的に研修を実施することができた。県主催の研修会に参加するなど、少数であるが中学生のリーダーが育ってきているが市として事業を実施できていない。	子どもが主体となって活動する子ども会であるために、リーダー研修、指導者の研修会を実施する。 またジュニア・リーダーの育成に向け、中学生やジュニア・リーダー研修会に参加した児童・生徒の活躍の場を作る。	

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
9	子どもの居場所づくり	児童館・児童センターや社会教育関係団体等が連携し、児童館・児童センターや公民館を活用し、子どもたちが安心して過ごせる場所の提供や青少年を対象とした事業への子どもの参画を働きかける等、地域の中で主体的に活動できる場の充実を図ります。	子ども家庭課	児童館・児童センター事業	・公立児童館・児童センター運営7館、民間児童センター3館が、人権文化センター、小学校、地域組織等と連携し、学習会、地域活動を実施した。	・公立児童館・児童センター運営7館、民間児童センター3館が、人権文化センター、小学校、地域組織等と連携し、学習会、地域活動を実施した。	・公立児童館・児童センター運営7館、民間児童センター3館が、人権文化センター、小学校、地域組織等と連携し、学習会、地域活動を実施した。	行事等の実施 ・児童の主体的な参画を促進する各種企画を通した仲間づくり、居場所づくり	・公立児童館・児童センター運営7館、民間児童センター3館が、人権文化センター、小学校、地域組織等と連携し、学習会、地域活動を実施した。	○	・高学年を中心として児童が主体となった活動を行った。	○	・公立児童館・児童センター運営7館、民間児童センター3館が、人権文化センター、小学校、地域組織等と連携し、学習会、地域活動を実施した。	行事等の実施 ・児童の主体的な参画を促進する各種企画を通した仲間づくり、居場所づくり
			生涯学習課	子どもいきいきプラン事業の推進	・土日祝日だけでなく、夏休みや振替休業日、また児童クラブが主体となって平日に事業を実施した。 13地区で累計134回延べ3,073人、音楽教室で累計98回延べ1,942人が参加した。(鳥取県中部地震により、中止もあり)	・土日祝日及び長期休業を利用し、親子でも参加できるプログラムを取り入れた事業を実施した。 ・また、児童館と連携した事業も平日実施した。 13地区で累計127回延べ3,616人が参加した。	・土日祝日及び長期休業を利用し、親子でも参加できるプログラムを取り入れた事業を実施した。 ・また、児童館と連携した事業も平日実施した。 13地区で累計154回延べ3,386人の子が参加した。	・子どもたちが安心して過ごし、活動できる場所として、関係施設及び機関、団体と連携し、充実した事業を実施する。	・土日祝日及び長期休業を利用し、親子でも参加できるプログラムを取り入れた事業を実施した。 13地区で累計157回延べ4,029人の子が参加した。	○	・各地区において、地域の特色を生かした内容の事業が実施され、そこに多くの児童や親子が参加し、活動することができた。	○	各地区において、地域の特色を生かした多様な体験活動を実施し、そこに多くの児童が参加し、活動することができた。地域の大人や関係団体が連携することで、地域や世代間の交流を図ることができた。	・子どもたちが安心して過ごし、活動できる場所として、関係施設及び機関、団体と連携し、充実した事業を実施する。
10	子どもの貧困対策への対応	鳥取県、関係団体等と連携し、平成27(2015)年に鳥取県が策定した「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」との整合性を図りながら、本市として学習支援や生活支援、経済的支援の取り組みを進めています。	学校教育課	児童生徒一人一人を大切に人権同和教育の推進	関係団体等と連携し、支援を行った。	・地域未来塾を市内2箇所に開設した。はばたき文化センターでは毎週木曜日、倉吉交流プラザでは毎週土曜日に実施した。	地域未来塾を市内2箇所に開設した。はばたき文化センターでは毎週木曜日、倉吉交流プラザでは毎週土曜日に実施した。	・地域未来塾を継続する。 ・必要な生徒に情報が届くよう、学校と連携して周知に努める。	・2カ所の地域未来塾で30回の学習会を実施した。 ・対象を中学校3年生から全学年へ拡大した。	○	・参加した中学3年生全員が、志望する高校へ進学できた。	○	・継続した取り組みにより認知度が高まり、参加者が増加した。	・地域未来塾を継続する。 ・指導者の人数確保に努める。
			子ども家庭課	子どもの貧困対策	・ひとり親家庭の児童を対象に学習ボランティア事業を実施した。延べ参加児童数297名。	・関係機関、団体とのネットワーク形成に参画し、情報共有に努めた。 ・子ども食堂の立ち上げ支援を行った。	・関係機関、団体とのネットワーク形成に参画し、情報共有に努めた。 ・各種支援施策について、調査、検討を行う。 ・子ども食堂の立ち上げ支援	・関係機関、団体とのネットワークを形成し取組みを進める。 ・各種支援施策について、調査、検討を行う。 ・子ども食堂の立ち上げ支援	・関係機関、団体とのネットワーク形成に参画し、情報共有に努めた。	○	関係機関、団体とのネットワーク形成に参画し、情報共有に努めた。 子ども食堂の関係者とも情報共有し、必要な支援があれば行っている。	○	関係機関、団体とのネットワーク形成に参画し、情報共有に努めた。 立ち上げ支援を行い、子ども食堂の設立に寄与することができた。	・関係機関、団体とのネットワークを形成し取組みを進める。 ・各種支援施策について、調査、検討を行う。 ・子ども食堂の立ち上げ支援

第7節 高齢者の人権保障の実現

□ 現状と課題

本市では、高齢者が安心して生活できる地域づくりをめざし、2005年(平成17)に高齢者虐待防止条例を制定し、高齢者虐待防止ネットワーク活動の支援や地域包括支援センター事業等の充実を推進しています。高齢化が進む中で、高齢者が家族から受ける身体的・心理的・性的・経済的・介護放棄などの虐待が問題になっています。また、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加し、高齢者の生活と人権をめぐるさまざまな問題が発生しています。

さらに、認知症に対する正しい理解と啓発を推進するとともに、関係機関等と連携した地域で認知症の方を支える体制づくりが求められています。

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	相談体制の充実	介護等を必要とする高齢者の人権が保障され、安心して生活できる地域づくりをめざし、高齢者虐待への対応と高齢者介護や生活についての総合的な相談体制の充実を図り、関係者に対し積極的な情報提供に努めます。	長寿社会課	高齢者虐待防止ネットワーク(いきいき長寿社会推進協議会の活動充実)	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。延相談件数 178件 受任件数 26件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。延相談件数 125件 受任件数 30件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。延相談件数 142件 受任件数 36件	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。延相談件数 105件 受任件数 38件	◎	・地域包括支援センター等各関係機関と協力しながら、虐待ケースに対応した。 ・運営を委託している中部成年後見支援センターと連携しながら、成年後見制度に関する連絡調整を行った。	◎	・地域包括支援センター等各関係機関と協力しながら、虐待ケースに対応した。 ・運営を委託している中部成年後見支援センターと連携しながら、成年後見制度に関する連絡調整を行った。	・高齢者虐待防止研修会の開催。 ・1市4町で中部成年後見ネットワークに「中部成年後見支援センター(平成25年4月1日開設)」の運営を委託。
			長寿社会課	地域包括支援センター事業	市内5カ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 18,929件	市内5カ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,747件	市内5カ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,976件	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	市内5カ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,555件	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	・市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。



番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	福祉施設等への啓発	福祉施設職員及び病院職員等へ高齢者の人権尊重についての啓発に努めます。	長寿社会課	介護相談員派遣事業	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 22ヶ所 延相談者数 2,172人	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 24ヶ所 延相談者数 2,176人	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 23ヶ所 延相談者数 2,563人	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図る。	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図ることができた。	◎	・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。	◎	・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図る。
3	就学前教育・保育	高齢者との交流を通して、豊かな経験にふれるなかで、高齢者を尊敬し、大切にすることを育てます。	子ども家庭課	保育所運営事業	園行事、地域行事等を通して、老人クラブなどの高齢者や地域の方々との交流、連携を深めた。	園行事、地域行事等を通して、老人クラブなどの高齢者や地域の方々との交流、連携を深めた。	園行事、地域行事等を通して、老人クラブなどの高齢者や地域の方々との交流、連携を深めた。	老人クラブとの交流 ・伝統文化の継承、地域行事等を通じた高齢者との交流	園行事、地域行事等を通して、老人クラブなどの高齢者や地域の方々との交流、連携を深めた。	○	積極的な参画、交流が行われた。	○	・園行事、地域行事等を通して、老人クラブなどの高齢者や地域の方々との交流、連携を深めた。 ・老人クラブとの交流 ・伝統文化の継承、地域行事等を通じた高齢者との交流	
4	学校教育	高齢者のための国連5原則(自立・参加・ケア・自己実現・尊厳)をふまえ、高齢者理解を深めるための確かな視点を持ちながら体験的な学習も取り入れ、また、高齢者との交流を通して、その思いや願い、豊かな知識や経験を児童生徒に伝え、先人の知恵と体験や経験にふれるなかで、高齢者への尊敬や大切にすることを育てます。また、高齢者の置かれた状況を人権保障の視点で捉えることを通じて、家族で、また地域で、共に生きる社会づくりを進める意欲を養います。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進	高齢者施設等を訪問するなど、高齢者との交流を推進した。	人権課題の一つである「高齢者と人権」について、相手の立場に立って考え自分たちに何ができるかを考えることをねらいとして、地域にある高齢者施設での交流を中心に学習を行った。交流に際し、高齢者の方と関わる体験をくりかえし、相手を知ること大きな目的とする「訪問」から相手を意識した「交流」へと学習を進めた。	各学校が総合的な学習において、高齢者の認知や身体について学習を行い、地域の高齢者との交流を行った。多くの学校は1回の交流で終わること無く2回以上繰り返しふれあひ、より相手の立場に立った深い交流となるよう学習を行い、高齢者への尊敬や大切にすることを育んだ。	地域にある高齢施設での交流や、一人暮らしの高齢者への配食サービス、土曜授業での地域の高齢者に学ぶ学習など、各学校で工夫しながら交流活動を行なうなかで、高齢者の思い・知恵・体験を知り、高齢者への尊敬や大切にすることを育む。	地域にある高齢施設での交流、一人暮らしの高齢者への配食サービス、土曜授業での地域の高齢者に学ぶ学習など、各学校で工夫しながら交流活動を行うなかで、高齢者の思い・知恵・体験を知り、高齢者への尊敬や大切にすることを育んだ。 ・高齢施設での交流のために市バスを優先的に活用し、交流の促進に努めた。	○	・学校ごとの工夫ある取組をととして、高齢者への尊敬や高齢者の人権を大切にしようとする心情が高まった。	○	・学校ごとに高齢者との交流に継続して取り組み、高齢者への尊敬や大切にすることを育む。 ・より深い交流が行えるよう工夫する。	
5	社会教育	長年にわたり社会を支え貢献してきた高齢者に対して、敬意をもって接するとともに、その培われた知識や経験を地域社会の中で発揮でき、高齢者自身がいきいきと地域で日常生活が送れるよう、学習や活動機会の提供に努めます。	長寿社会課	敬老会事業	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,310人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 227人	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,336人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 224人	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,392人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 220人	各地区自治公民館協議会と共催での敬老会の実施を行う。 敬老会の今後の在り方を検討する。	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,429人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 225人	◎	・地域住民の交流の機会、生きがいづくりの機会となっている。	◎	・各地区自治公民館協議会と共催での敬老会の実施を行う。 敬老会の今後の在り方を検討する。	
			生涯学習課	高齢者との共生やいきいきづくりのための学習機会の充実	公民館事業を通じて高齢者との共生や高齢者自身の生きがいづくりに関する事業(ものづくりなどの講座の講師、指導など)を実施した。また、いきいきプラン・青少年育成協議会事業において安全管理員や学習アドバイザーとして知識や経験を発揮して、子どもの体験活動支援や居場所づくりに取り組んだ。	公民館事業(ものづくりや伝統文化教室など)の講師や指導者として、長年培った知識や経験を発揮していただくほか、青少年育成協議会事業等において指導者やスタッフとして異世代交流を行い、子どもの体験活動支援や居場所づくりに取り組んでいただいた。 また、サークルや地縁団体の公民館利用や活動支援を通じて学習機会を提供している。	公民館事業(ものづくりや伝統文化教室など)の講師や指導者として、長年培った知識や経験を発揮していただいている。 各市区で行われている青少年育成の活動に指導者やスタッフとして関わってもらっている。	高齢者の知識や経験を活用した活動や事業の実施、生きがいづくりにつながる学習機会の提供を継続して実施する。	各地区公民館事業において、講師や指導者、参画者として地域の高齢者を積極的に活用するとともに人材の発掘も行った。 各市区公民館における高齢者教室の実施。	○	・高齢者の長年培った知識や技術を活かし、各地区公民館事業等において講師・指導者として活用することで、高齢者の活躍の機会が増え、そのことで異世代交流も図れた。 ・全地区において高齢者教室等を実施し、高齢者の生きがいづくり等につながる学習機会を継続して提供することができた。	○	・期間をとおして継続的に高齢者を地域の人材として活用を行ったことにより、高齢者の活躍の機会が増え、そのことで異世代交流も図れた。 ・全地区において高齢者教室等を実施し、高齢者の生きがいづくり等につながる学習機会を継続して提供することができた。	・高齢者の知識や経験を活用した活動や事業の実施、人材の発掘、また生きがいづくりにつながる学習機会の提供を継続して実施する。
			長寿社会課	敬老の日記念事業	平成28年度 100歳以上人数 67人 内 新100歳 26人 最高齢者 109歳(女)	平成29年度 100歳以上人数 65人 内 新100歳 23人 最高齢者 109歳(女)	平成30年度 100歳以上人数 72人 内 新100歳 24人 最高齢者 110歳(女)	・新100歳の方への市長訪問、100歳以上の方へ市より祝詞を送る。	令和元年度 100歳以上人数 70人 内 新100歳 26人 最高齢者 111歳(女)	◎	・本人、家族ともに長寿を喜び、祝詞や市長の訪問を楽しみにしておられた。	◎	・本人、家族ともに長寿を喜び、祝詞や市長の訪問を楽しみにしておられた。	・新100歳の方への市長訪問、100歳以上の方へ市より祝詞を送る。
			長寿社会課	老人クラブ育成事業	54クラブ 会員数 2,267人	52クラブ 会員数 2,223人	50クラブ 会員数 2,133人	各市区に生活支援コーディネーターを配置し、老人クラブやサロン等の住民主体の通いの場等の活動支援を行う(5名程度配置)	50クラブ 会員数 2,077人	○	・老人クラブの活動を通じ、交流の場となっている。	○	・老人クラブの活動を通じ、交流の場となっている。	各市区に配置した生活支援コーディネーターが、老人クラブやサロン等の住民主体の通いの場等の活動支援を行う
			長寿社会課	老人クラブ活動支援事業	活動支援として補助金の交付を行った。	活動支援として補助金の交付を行った。	活動支援として補助金の交付を行った。	活動費の支援として補助金の交付を行う。	活動支援として補助金の交付を行った。	◎	・各クラブで魅力ある活動が実施された。	◎	・各クラブで魅力ある活動が実施された。	活動費の支援として補助金の交付を行う。
長寿社会課	シルバー人材センター運営費補助事業	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 320人	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 309人	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 312人	高齢者の就業、雇用促進を図る。 ・シルバー人材センター事業への補助を行う。	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 291人	○	・就業を通じて高齢者の生きがいづくりと社会参画につながっている。	○	・就業を通じて高齢者の生きがいづくりと社会参画につながっている。	高齢者の就業、雇用促進を図る。 ・シルバー人材センター事業への補助を行う。			

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			長寿社会課	老人憩いの家管理 事業	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を継続して行う。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	◎	・地域の高齢者に対して活動の場を提供することが出来た。	◎	・地域の高齢者に対して活動の場を提供することが出来た。 ・施設の今後のあり方について検討を行う。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を継続して行う。 ・施設の今後のあり方について検討を行う。
6	高齢者を主体にした地域づくり	高齢者が社会を構成する重要な一員として、地域の中で積極的な役割を果たしていくことができる社会を実現するため、地域で暮らす高齢者へ敬意を持って接するとともに、高齢者自身が住み慣れた地域で培ってきた知識や経験を地域社会の中で発揮することができるよう、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取組みます。 また、取り組みのひとつとして、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブの活動に対して支援を行います。	長寿社会課	敬老会事業	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,310人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 227人	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,336人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 224人	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,392人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 220人	・各地区自治公民館協議会と共催での敬老会の実施を行う。 ・敬老会の今後の在り方を検討する。	対象者数 ①各地区自治公民館協議会と共催で実施 8,429人 ②住所(住民基本台帳)が入所施設にある人 225人	◎	・地域住民の交流の機会、生きがいづくりの機会となっている。	◎	・地域住民の交流の機会、生きがいづくりの機会となっている。 ・敬老会の今後の在り方を検討する。	各地区自治公民館協議会と共催での敬老会の実施を行う。 ・敬老会の今後の在り方を検討する。
			長寿社会課	敬老の日記念事業	平成28年度 100歳以上人数 67人 内 新100歳 26人 最高齢者 109歳(女)	平成29年度 100歳以上人数 65人 内 新100歳 23人 最高齢者 109歳(女)	平成30年度 100歳以上人数 72人 内 新100歳 24人 最高齢者 110歳(女)	・新100歳の方への市長訪問、100歳以上の方へ市より祝詞を送る。	・令和元年度 100歳以上人数 70人 内 新100歳 26人 最高齢者 111歳(女)	◎	・本人、家族ともに長寿を喜び、祝詞や市長の訪問を楽しみにしておられた。	◎	・本人、家族ともに長寿を喜び、祝詞や市長の訪問を楽しみにしておられた。	・新100歳の方への市長訪問、100歳以上の方へ市より祝詞を送る。
			長寿社会課	老人クラブ育成事業	54クラブ 会員数 2,267人	52クラブ 会員数 2,223人	50クラブ 会員数 2,133人	・各地区に生活支援コーディネーターを配置し、老人クラブやサロン等の住民主体の通いの場等の活動支援を行う(5名程度配置)	・50クラブ 会員数 2,077人	○	・老人クラブの活動を通じ、交流の場となっている。	○	・老人クラブの活動を通じ、交流の場となっている。	・各地区に配置した生活支援コーディネーターが、老人クラブやサロン等の住民主体の通いの場等の活動支援を行う
			長寿社会課	老人クラブ活動支援事業	活動支援として補助金の交付を行った。	活動支援として補助金の交付を行った。	活動支援として補助金の交付を行った。	活動費の支援として補助金の交付を行う。	活動支援として補助金の交付を行った。	◎	・各クラブで魅力ある活動が実施された。	◎	・各クラブで魅力ある活動が実施された。	活動費の支援として補助金の交付を行う。
			長寿社会課	シルバー人材センター運営費補助事業	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 320人	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 309人	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 312人	・高齢者の就業、雇用促進を図る。 ・シルバー人材センター事業への補助を行う。	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付を行った。 会員数 291人	◎	・就業を通じて高齢者の生きがいづくりと社会参画につながっている。	◎	・就業を通じて高齢者の生きがいづくりと社会参画につながっている。	・高齢者の就業、雇用促進を図る。 ・シルバー人材センター事業への補助を行う。
			長寿社会課	老人憩いの家管理 事業	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を継続して行う。	市直営の5か所の老人憩いの家(福吉町、上小鴨、高城、上米積、北谷)の維持管理を行った。	◎	・地域の高齢者に対して活動の場を提供することが出来た。	◎	・地域の高齢者に対して活動の場を提供することが出来た。	・施設の今後のあり方について検討を行う。
7	地域福祉の充実	高齢社会の進展に対応するため、地域包括支援センター等の関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標を着実に実施し、また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立でき、健康で生きがいを持ち、心豊かに過ごせるよう各種事業の推進に努めます。	長寿社会課	地域包括支援センター事業	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 18,929件	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,747件	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,976件	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,555件	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。
			長寿社会課	介護保険事業	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H29.3.31現在 認定者数 2,905人 要支援 1 421人 要支援 2 487人 要介護 1 536人 要介護 2 436人 要介護 3 367人 要介護 4 400人 要介護 5 258人	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H30.3.31現在 認定者数 2,806人 要支援 1 364人 要支援 2 469人 要介護 1 517人 要介護 2 435人 要介護 3 353人 要介護 4 404人 要介護 5 264人	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H31.3.31現在 認定者数 2,853人 要支援 1 408人 要支援 2 482人 要介護 1 499人 要介護 2 450人 要介護 3 367人 要介護 4 389人 要介護 5 258人	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 R2.3.31現在 認定者数 2,730人 要支援 1 331人 要支援 2 474人 要介護 1 509人 要介護 2 429人 要介護 3 351人 要介護 4 376人 要介護 5 260人	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
8	認知症の啓発と対応	認知症高齢者や若年性認知症の人が、尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようになるため、市民誰もが自らの問題として認識し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていこう、市民をはじめ企業、地域等への啓発を推進します。 また、認知症高齢者や若年性認知症の人に対する、早い段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、総合的かつ継続的な支援体制の確立に努めます。	長寿社会課	認知症対策等総合支援事業	・認知症地域支援推進員を2人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館開催)  ・認知症絵本教室の開催 11小学校 児童376人	・認知症地域支援推進員を2人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館開催)  ・認知症絵本教室の開催 11小学校 児童410人	・認知症地域支援推進員を2人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館開催)  ・認知症絵本教室の開催 12小学校 児童354人	・認知症地域支援推進員を2人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館で開催)  ・絵本教室の開催	・認知症地域支援推進員を1人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館開催)  ・認知症絵本教室の開催 12小学校 児童409人	◎	・認知症地域支援推進員や各地域包括支援センター等と連携しながら認知症予防教室や学習会等で認知症を正しく理解し、地域で見守る意識を醸成する機会を増やすことができた。	◎	・認知症地域支援推進員や各地域包括支援センター等と連携しながら認知症を正しく理解し、地域で見守る意識を醸成する機会を増やすことができた。	・認知症地域支援推進員を2人配置  ・認知症予防教室(地域包括支援センターに委託し、5か所の自治公民館で開催)  ・絵本教室の開催
			長寿社会課	認知症サポーター養成講座	実施回数 36回 延人員 1,011人	・実施回数 31回 延人員 870人	・実施回数 32回 延人員 822人	・認知症サポーター養成講座の開催。	・実施回数 33回 延人員 1,469人	・認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支えていく「応援者」を養成できた。参加延人数は前年より増加した。	◎	・認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支えていく「応援者」を養成できた。	◎	・認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支えていく「応援者」を養成できた。
9	事業者への啓発と相談活動	介護支援専門員や介護サービス従事者の研修等の積極的な取り組みや情報の開示、さらには地域密着型サービスを提供する事業者と地域の関係機関との連携等について事業者に働きかけるとともに、利用者の苦情や不安、不満等への適切な対応に努めます。	長寿社会課	介護相談員派遣事業	派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 22ヶ所 延相談者数 2,172人	・派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 24ヶ所 延相談者数 2,176人	・派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 23ヶ所 延相談者数 2,563人	・派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。 派遣施設 21ヶ所 延相談者数 2,791人	◎	・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。	◎	・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。	・派遣を希望する介護保険事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険事業所の質の向上を図ることができた。	
			長寿社会課	地域包括支援センター事業	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 18,929件	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,747件	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,976件	・市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,555件	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	・市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。
10	介護保険制度の啓発	介護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう支援するとともに、いつでも誰もが安心して医療が受けられ、市民一人ひとりが健康を保持し、安心して生活できる高齢社会の実現に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。	長寿社会課	介護保険事業	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H29.3.31現在 認定者数 2,905人 要支援 1 421人 要支援 2 487人 要介護 1 536人 要介護 2 436人 要介護 3 367人 要介護 4 400人 要介護 5 258人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H30.3.31現在 認定者数 2,806人 要支援 1 364人 要支援 2 469人 要介護 1 517人 要介護 2 435人 要介護 3 353人 要介護 4 404人 要介護 5 264人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H31.3.31現在 認定者数 2,853人 要支援 1 408人 要支援 2 482人 要介護 1 499人 要介護 2 450人 要介護 3 367人 要介護 4 389人 要介護 5 258人	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 R2.3.31現在 認定者数 2,730人 要支援 1 331人 要支援 2 474人 要介護 1 509人 要介護 2 429人 要介護 3 351人 要介護 4 376人 要介護 5 260人	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。
			長寿社会課	介護予防・生活支援事業	生活管理指導員派遣事業 利用者数 51人 延利用回数 915回 生活管理指導短期宿泊事業 利用者数 15人 延利用回数 243日 軽度生活援助事業 利用者数 104人 延利用時間 881時間 家族介護用品支給事業 利用者数 43人 配食サービス事業 利用者数 182人 延配食数 15,110食	・生活管理指導短期宿泊事業 利用者数 15人 延利用回数 219日 軽度生活援助事業 利用者数 97人 延利用時間 837時間 ・家族介護用品支給事業 利用者数 42人 ・配食サービス事業 利用者数 175人 延配食数 15,361食	・生活管理指導短期宿泊事業 利用者数 15人 延利用回数 349日 軽度生活援助事業 利用者数 111人 延利用時間 1,134時間 ・家族介護用品支給事業 利用者数 39人 ・配食サービス事業 利用者数 154人 延配食数 16,374食	・軽度生活援助事業、生活管理指導短期宿泊事業、家族介護用品支給事業、配食サービス事業については、引き続き継続して行なう。	・生活管理指導短期宿泊事業 利用者数 16人 延利用回数 362日 軽度生活援助事業 利用者数 109人 延利用時間 905時間 ・家族介護用品支給事業 利用者数 27人 ・配食サービス事業 利用者数 211人 延配食数 20,577食	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護予防・生活援助等の各種事業を実施することで、高齢者の自立した生活を確保することができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護予防・生活援助等の各種事業を実施することで、高齢者の自立した生活を確保することができた。	・軽度生活援助事業、生活管理指導短期宿泊事業、家族介護用品支給事業、配食サービス事業については、引き続き継続して行なう。
			長寿社会課	介護予防・生活支援事業	緊急通報システム 設置台数 226台	・緊急通報システム 設置台数 207台	・緊急通報システム 設置台数 178台	・一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与又は給付し、委託先の地域包括支援センターからコールサービスを含め、24時間体制で緊急時の対応を行うもので、引き続き継続して行なう。	・緊急通報システム 設置台数 148台	◎	・援護を要する一人暮らし高齢者等が、地域で安心して生活することができた。	◎	・援護を要する一人暮らし高齢者等が、地域で安心して生活することができた。	・一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与又は給付し、委託先の地域包括支援センターからコールサービスを含め、24時間体制で緊急時の対応を行うもので、引き続き継続して行なう。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			長寿社会課	介護予防・生活支援事業	なごもう会(地区公民館ごと2回/月) 開催回数 282回 参加実人数 199人 参加延人数 3,063人	なごもう会(地区公民館ごと2回/月) 開催回数 276回 参加実人数 206人 参加延人数 3,398人	なごもう会(地区公民館ごと2回/月) 開催回数 307回 参加実人数 219人 参加延人数 3,375人	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等の機能維持の教室を行う。	・なごもう会(地区公民館ごと2回/月) 開催回数 282回 参加実人数 217人 参加延人数 3,264人	◎	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等を行い、介護予防を図った。	◎	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等を行い、介護予防を図った。	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等の機能維持の教室を行う。
			長寿社会課	介護予防教室の実施	特定高齢者通所介護事業 参加実人数 10人 参加延人数 235人 ホッといきいき教室 開催回数 8回 参加実人数 88人 参加延人数 475人 はつらつ教室 市内8か所 開催回数 169回 参加実人数 78人 参加延人数 1,195人	・特定高齢者通所介護事業 参加実人数 7人 参加延人数 170人 ・各地区介護予防教室(包括実施) 開催回数 233回 参加延人数 3,839人 ※ホッといきいき教室、はつらつ教室は、平成28年度で廃止	・特定高齢者通所介護事業 参加実人数 3人 参加延人数 75人 ・各地区介護予防教室(包括実施) 開催回数 233回 参加延人数 3,855人 ※ホッといきいき教室、はつらつ教室は、平成28年度で廃止	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等の機能維持の教室を行う。	・特定高齢者通所介護事業 参加実人数 2人 参加延人数 57人 ・各地区介護予防教室(包括実施) 開催回数 211回 参加延人数 3,529人 ※ホッといきいき教室、はつらつ教室は、平成28年度で廃止	◎	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等を行い、介護予防を図った。	◎	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等を行い、介護予防を図った。	・介護予防に関する知識の啓発、健康体操等の機能維持の教室を行う。
			長寿社会課	地域包括支援センター事業	市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 18,929件	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,747件	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,976件	・市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的及び継続的な支援を行う。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。	・市内5か所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託。 (うつぶき、マグノリア、倉吉中央、明倫・小鴨、かもがわ地域包括支援センター) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図った。 5ヶ所の地域包括支援センター延相談件数 19,555件	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	◎	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。	・市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア(医療と介護の連携等)の推進を図ることができた。 ・地域包括支援センターの適正配置や運営方法等について検討を行う。
			長寿社会課	老人福祉電話貸付事業	貸付中の電話機と電話使用名義について、倉吉市から利用者に無償譲渡を行った。(平成28年4月手続完了)	・貸付中の電話機と電話使用名義について、倉吉市から利用者に無償譲渡を行った。(平成28年4月手続完了)	・貸付中の電話機と電話使用名義について、倉吉市から利用者に無償譲渡を行った。(平成28年4月手続完了)	・平成27年度で事業廃止	・貸付中の電話機と電話使用名義について、倉吉市から利用者に無償譲渡を行った。(平成28年4月手続完了)	・平成27年度で事業廃止	-	-	-	-
11	住宅環境	安全で安心して暮ることができる住環境の形成をめざし、介護保険制度の周知を図るとともに介護に必要な住宅改修の支援に努め、バリアフリー化を推進し快適な住宅環境の整備に努めます。	長寿社会課	介護保険事業	居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H29.3.31現在 認定者数 2,905人 要支援 1 421人 要支援 2 487人 要介護 1 536人 要介護 2 436人 要介護 3 367人 要介護 4 400人 要介護 5 258人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H30.3.31現在 認定者数 2,806人 要支援 1 364人 要支援 2 469人 要介護 1 517人 要介護 2 435人 要介護 3 353人 要介護 4 404人 要介護 5 264人	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 H31.3.31現在 認定者数 2,853人 要支援 1 408人 要支援 2 482人 要介護 1 499人 要介護 2 450人 要介護 3 367人 要介護 4 389人 要介護 5 258人	・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	・居宅サービス・施設サービスに対する保険給付を行った。 R2.3.31現在 認定者数 2,730人 要支援 1 331人 要支援 2 474人 要介護 1 509人 要介護 2 429人 要介護 3 351人 要介護 4 376人 要介護 5 260人	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。	◎	・法に基づき実施しており、十分期待できる。 ・福祉用具購入・住宅改修費用の一部助成は、引き続き継続して行なう。	

第8節 その他マイノリティの人権保障の実現

1 病気にかかわる人の人権

□ 現状と課題

- (1)市民啓発  
HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、病気に関わる人々に対する人権侵害が生じています。各種様々な病気についての啓発や学習活動を推進し、病気や病気に関わる人に対する偏見や差別の解消が必要です。
- (2)プライバシーの保護  
HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する偏見があるため、患者のプライバシー保護と人権の擁護に努め、患者が安心して医療を受けられ、家族の生活が守られるように努める必要があります。
- (3)相談・支援体制  
HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者(特定疾患(※)は、病気の種類が多く、対象者の把握が困難なため住民への周知が難しい等)の問題がある)に対する相談・支援体制の充実が求められます。

□ 主な施策と方向・方針

□ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	病気にかかわる人に関する学習機会の提供	学校、地域において、HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解を深め、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくするため性教育や健康教育等の充実を図ります。	学校教育課	年間指導計画に基づく人権同和教育の推進	保健体育での学習や外部講師を招いた講演会で知識と理解を深めた。	・かつてHIV感染、ハンセン病等は死に直結すると恐れられていたが、医療の進歩により、現在は早期に見出し適切な治療を受けることで、健康な人とほとんど変わらない生活を送ることができるようになってきていること等、正しい知識と理解を深めるように専門的知識を持つ外部講師を招き、学習を行った。	正しい知識と理解を深めるように専門的知識を持つ外部講師を招き、学習を行った。	・HIV感染症・ハンセン病等の病気に対する正しい知識と理解を深める学習を人権教育年間指導計画に位置づけ、保健体育での学習や外部講師を招いた学習で知識と理解を深める。	・専門的知識をもつ外部講師を招いた学習を行った。	○	・児童生徒の知識と理解を深めるために外部講師の紹介を行った。	○	・外部講師を招いた学習や研修会を実施し、知識と理解を深めた。	・外部講師の紹介や指導資料の配布を行い、学校における学習指導を支援する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			健康推進課	健康づくり地域啓発事業	中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病等について、正しい知識の普及活動を行った。 ・ポスターの掲示 ・市報、ホームページ等に掲載 ・HIV、結核、ハンセン病等の感染症に関する展示	中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病等について、正しい知識の普及活動を行った。 ・ポスターの掲示 ・市報、ホームページ等に掲載 ・HIV、結核、ハンセン病等の感染症に関する展示	中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病等について、正しい知識の普及活動を行った。 ・ポスターの掲示 ・市報、ホームページ等に掲載 ・HIV、結核、ハンセン病等の感染症に関する展示	中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病等について、正しい知識の普及活動を行った。 ・ポスターの掲示 ・市報、ホームページ等に掲載 ・HIV、結核、ハンセン病等の感染症に関する展示	中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病等について、正しい知識の普及活動を行った。 ・ポスターの掲示 ・市報、ホームページ等に掲載 ・HIV、結核、ハンセン病等の感染症に関する展示	○	・HIV感染症、エイズ、ハンセン病等の病気に対する正しく理解していたために、関係機関との連携を図り、継続して情報提供をしている。	○	・中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病、結核等について、正しい知識の普及啓発のための学習の機会が提供できた。	・中部総合事務所福祉保健局と連携してHIV、結核、ハンセン病、結核等について、正しい知識の普及啓発のための学習の機会が提供できた。
2	啓発活動の充実	病気に関わる人及びその家族のプライバシーの権利が保障された日常生活ができるよう、病気に對する正しい理解と、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくする市民への啓発活動の充実に努めます。	健康推進課	健康づくり地域啓発事業	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施していく。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	○	・関係機関と連携して、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動をしている。	○	・あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動ができた。	・あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施していく。
			人権政策課・人権文化センター	(啓発活動の充実)	H28年度は人権のために学ぶ同和教育講座において、HIV問題を取り上げ講演会を開催した。(はばたき)運動体と協力し、地区学習会参加児童・家族を中心にハンセン病療養所「長島愛生園」へ行き視察研修会を実施した。	H29年度は、人権のために学ぶ同和教育講座でハンセン病問題を取り上げ、熊本の菊池恵楓園の太田明さんを講師に招いた。	H30年度は、病気にかわる人の人権について市としては実施していないが、上井地区同研のハンセン病に関する視察研修会を支援した。	・病気にかわる人の人権をテーマに学習機会や情報提供に努める。  (はばたき)今後も継続して啓発をしていく。映像資料等も使用し啓発の機会の提供に努める。	・人権のために学ぶ同和教育講座でハンセン病問題を取り上げ、岡山県国立療養所長島愛生園歴史館学芸員 田村朋久さんを講師に招いた。 ・ハンセン病について、人権文化センターだよりで広報を行った。 (はばたき)病気と限定したわけではないが、障がい等とも絡めて館報掲載をした。映画「あん」の上映を視聴してもらった。	・講座に105人の参加があり、アンケート結果は97.9%が内容に満足と回答。  (はばたき)ハンセン病をはじめ現在の病気や障がいによる差別について、広報や学習会等で話をしてきた。視聴覚教材について自主学習教材として住民から問い合わせが増えた。(評価:○)	○	・講座のテーマにHIVやハンセン病等を取り上げ学習機会を提供した。  (はばたき)自主的に学びたいという声があり、少しでも直接センターへ届くようになった。(評価:○)	・病気にかわる人の人権をテーマに学習機会や情報提供に努める。  (はばたき)今後も継続して啓発していく。学習資料・視聴覚教材について情報提供していく。	
		市民等が、差別や偏見を生みずあらゆる噂に惑わされないようにするためには、市民等が病気に對する正しい理解と知識を持つことが重要であり、社会全体の理解を深めるため市民等への啓発活動の充実に努めます。	健康推進課	健康づくり地域啓発事業	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。 ・ポスターの掲示	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。 ・ポスターの掲示	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施していく。	あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施。	○	・関係機関と連携して、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動をしている。	○	・あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動ができた。	・あらゆる世代を対象として、感染症や難病等への正しい理解の普及啓発活動を継続して実施していく。
3	医療提供体制の充実	安心して保健、医療、福祉や行政のサービスを受けことができ、権利が保障されるよう関係従事者理解と資質向上を高めるとともに、医療サービス等の拡充に努めます。	健康推進課	休日急患診療所運営事業 病院群輪番制運営事業	鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施した。 ・市報、乳幼児健診等で適正受診の啓発を実施した	鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施した。 ・市報、乳幼児健診等で適正受診の啓発を実施した	鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施した。 ・市報、乳幼児健診等で適正受診の啓発を実施した	鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施する。	鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施した	○	・中部地区の救急医療体制を確保し、継続して医療サービス等の拡充に努めた。	○	・鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施する。	・鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を実施する。

## 2 刑を終えて出所した人の人権

### □ 現状と課題

刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人やその家族に対する差別意識や偏見があるため、就職差別や悪意のある噂が流布したり、住居等の確保が困難である等の課題があります。これらの人が通常の社会生活を営むためには、本人の更生意欲とあわせて周囲の理解と協力が必要です。

### □ 主な施策と方向・方針

### □ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発活動の推進	刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、本人の更生意欲だけではなく市民の偏見や差別意識の解消に努めるとともに、地域社会が理解し協力できるよう「社会を明るくする運動」を推進します。また、倉吉警察署等と連携し、犯罪や非行の防止に努めます。	総務課	社会を明るくする運動	・推進大会の開催 ・夕方パープルタウン周辺街頭広報活動を実施 ・フリーマーケットを開催し売り上げを鳥取県更生保護給産会へ寄付	・推進大会の開催 ・休日にパープルタウン周辺街頭広報活動を実施 ・フリーマーケットを開催し売り上げを鳥取県更生保護給産会へ寄付	・推進大会の開催 ・休日にパープルタウン周辺街頭広報活動を実施 ・更生チャリティーバザーを開催し売り上げを鳥取県更生保護給産会へ寄付	推進大会の開催 街頭広報活動を実施 更生チャリティーバザーを開催し、売り上げを更生保護施設鳥取県更生保護給産会へ寄付	・推進大会の開催 ・休日にパープルタウン周辺街頭広報活動を実施 ・更生チャリティーバザーを開催し売り上げを鳥取県更生保護給産会へ寄付	○	・犯罪防止と刑を終えて出所した人の更生に対する理解と、市民の偏見や差別意識の解消に努めた。	○	推進委員会・街頭広報活動・チャリティーバザーを開催し、売り上げを鳥取県更生保護給産会へ寄付するなど、「社会を明るくする運動」の推進に取り組んだ。	推進大会の開催 街頭広報活動を実施 更生チャリティーバザーを開催し、売り上げを更生保護施設等へ寄付 *令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため接触型の広報は行わない。
			人権政策課	人権啓発	H28年度は実施していない。 ・H29年度は実施していない。 ・H30年度は実施していない。	・継続した学習機会や情報提供に努める。  ・学習機会の提供は実施していない。社会を明るくする運動について、人権文化センターだよりで広報を行った。	△	人権文化センターだよりの広報に留まっている。	△	学習機会の提供を実施していない。	継続した学習機会や情報提供に努める。			

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
2	更生保護事業の充実	更生保護についての啓発を行うとともに、更生保護団体の支援に努めます。	総務課	更生保護活動	保護司会への助成 鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付	・保護司会への助成 ・鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付	保護司会への助成(516千円) 各種研修会の実施、社会を明るくする運動の推進、各種団体組織との連携強化 ・保護司数39人(中部管内56人) ・保護観察者数7人(中部管内12人) 鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付(27千円) 更生事業の啓発活動、社会を明るくする運動の推進及び犯罪予防活動	保護司会への助成(514千円) 各種研修会の実施、社会を明るくする運動の推進、各種団体組織との連携強化 鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付(27千円) 更生事業の啓発活動、社会を明るくする運動の推進及び犯罪予防活動	保護司会への助成(514千円) 各種研修会の実施、社会を明るくする運動の推進、各種団体組織との連携強化 ・保護司数39人(中部管内54人) ・保護観察者数6人(中部管内9人) 鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付(27千円) 更生事業の啓発活動、社会を明るくする運動の推進及び犯罪予防活動	○	・更生保護についての啓発を行い、更生保護団体の支援に努めた。	○	保護司会・鳥取県更生保護観察協会への助成を実施し更生保護団体の支援に取り組んだ。	保護司会への助成(515千円) 各種研修会の実施、社会を明るくする運動の推進、各種団体組織との連携強化 鳥取県更生保護観察協会へ補助金を交付(27千円) 更生事業の啓発活動、社会を明るくする運動の推進及び犯罪予防活動

### 3 犯罪被害者等の人権

#### □ 現状と課題

(1)鳥取県の取り組み

2008年(平成20)6月に、県では犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例が制定され、被害者の支援施策を実施することを定め、その具体的支援策定を盛り込んだ鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を2009年(平成21)3月に策定しています。

具体的には、2008年(平成20)6月にとっとり被害者支援センターが開設され、同年10月から被害者からの相談対応や具体的な支援活動が行われています。

(2)被害者の現状

殺人、強盗、強姦等の犯罪や交通事故により、多くの方々が被害者となっています。これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷等、被害後に生じる被害(二次被害)に苦しめられてきました。

#### □ 主な施策と方向・方針

#### □ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発活動の推進	社会全体で被害者の人権擁護と支援をする社会づくりを推進するため、倉吉警察署等と連携し、市民等への啓発に努めます。	防災安全課	犯罪被害者支援団体助成事業	犯罪被害者に関する研修のパンフレット等の掲示、配布等を実施した。	・犯罪被害者に関する研修のパンフレット等の掲示、配布等を実施した。	リーフレット、チラシの配布等により啓発活動を行った。	リーフレット、チラシの配布等により啓発活動を行う。	リーフレット、チラシの配布等により啓発活動を行った。	○	計画どおり実施した。	○	計画どおり実施した。	リーフレット、チラシの配布等により啓発活動を行う。
			人権政策課		H28年度は、同和教育推進員研修会において性暴力被害者支援をテーマに研修会を開催した。	・H29年度は取り組めていない。	・H30年度は取り組めていない。	・継続した学習機会や情報提供に努める。	被害者支援研修を職員が受講した。	今後の啓発等に活かすため2名が受講。	△	・継続して取り組めていない。	△	継続した学習機会や情報提供に努める。
2	とっとり被害者支援センターへの支援	とっとり被害者支援センターへの活動支援に努めます。	防災安全課	犯罪被害者支援団体助成事業	とっとり被害者支援センターへの負担金を支出した。	・とっとり被害者支援センターへの負担金を支出した。	とっとり被害者支援センターへの負担金の支出を行った。	とっとり被害者支援センターへの負担金の支出を行う。	とっとり被害者支援センターへの負担金の支出を行った。	○	計画どおり実施した。	○	計画どおり実施した。	とっとり被害者支援センターへの負担金の支出を行う。
			人権政策課	人権啓発	H28年度は取り組めていない。	・H29年度は取り組めていない。	・H30年度は取り組めていない。	・とっとり被害者支援センターへの活動支援に努める。	取り組めていない。	-	取り組めていない。	-	取り組めていない。	とっとり被害者支援センターへの活動支援に努める。

### 4 性的マイノリティの人権

#### □ 現状と課題

性同一性障がいのある人(\*)、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人等の性的マイノリティは、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題があります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、本市では、各種啓発活動とともに、平成15(2003)年度には性同一性障がいのある人の人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行っています。

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、「性的マイノリティの意味や違いを知っていますか」という質問に、「よくわからない」26.3%、「理解したくない」10.8%、「まったくわからない」9.9%という回答でした。このことから、一般的に性的マイノリティへの理解度は高いとは言えない状況があります。

#### □ 主な施策と方向・方針

#### □ 事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発活動の促進	性的マイノリティの人々への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進めます。小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応に努めます。そして、生命尊重、人権尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について考えさせ、望ましい行動がとれる教育に努めます。	商工観光課	啓発活動促進事業	同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として、各種研修会に参加した。	・同和問題企業連絡会活動として各種研修会に参加し、性的マイノリティの人権について認識を深めた。特に、当会総会において性的マイノリティをテーマとした講演会を開催し、正しい知識の理解に努めた。	雇用分野における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約について、企業への啓発を進めるために会員企業中心に研修会を計画・実施する。	・倉吉市人権啓発企業連絡会活動として各種研修会に参加し、性的マイノリティの人権について認識を深めた。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	○	毎年取組んでおり、企業に広く浸透している。	雇用分野における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約について、企業への啓発を進めるために会員企業中心に研修会を計画・実施する。

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
			学校教育課	児童生徒一人一人を大切にした人権同和教育の推進	市集会等の研修案内の情報提供を行った。	・中学校では、LGBT等に関する研修の機会を設けたり、LGBT等に対する正しい知識と理解を深める学習を行った学校が数校あった。 ・市集会等の研修案内の情報提供を行った。	・中学校では、LGBT等性的マイノリティの人に関する授業が人権学習の中で実施され、保護者の関心も高まった。 ・市集会等の研修会の情報提供を行い、多くの保護者の参加があった。	・教職員に対し、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応ができるよう、LGBT等に関する研修の機会や情報提供をおこなう。 ・LGBT等に対する正しい知識と理解を深める学習を推進する。	・教職員に対し、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応ができるよう、LGBT等に関する研修の機会や情報提供をおこなった。 ・LGBT等に対する正しい知識と理解を深める学習を推進し、各中学校で道徳や学級活動・総合的な学習の中で取り組まれた。	○	・LGBT等に対する正しい知識と理解を深める学習が行われた。 ・学校によっては、女子のズボン着用などLGBT等に配慮した対応について協議されている。	○	・教職員のLGBT等に対する正しい認識が深まり、LGBT等に関する研修や学習が増えている。	・教職員に対し、LGBT等に関する研修の機会や情報提供を行う。 ・LGBT等に対する正しい知識と理解を深める学習を推進する。
			人権政策課・人権文化センター	人権啓発	市人研の広報紙に取り上げた。(はばたき)鳥取大学見学の際、「虹色ラクダの会」の方から中学生に活動を話してもらった。	・市人研や人権文化センターの広報紙に取り上げ啓発を行った。 ・(はばたき)福吉児童センターと協働でドキュメンタリー映画上映会を開催。中高校生に上映スタッフとして参加してもらい、地域住民へ啓発を行った。	・市人研や人権文化センターの広報紙に性的マイノリティを取り上げ啓発を行った。また、はばたき人権文化センターは、市民と協力してLGBTに関する映画上映会等を開催。  (はばたき)性的マイノリティの問題に関心を持たれた方の疑問等にお答えしてきた。学習資料の紹介もしてきた。啓発としてまだまだ不十分であるが、疑問を問われる方も出てきて良い傾向だと感じている。	・継続した学習機会や情報提供に努める。 ・他団体等と共同により学習機会の提供に努める。  (はばたき)館報に啓発記事を掲載。様々な学習機会を通して情報発信と啓発の継続。児童センターとともに子どもたちへも啓発をしていく。	・人権のために学ぶ同和教育講座でLGBTと子どもの人権問題をとり上げ、講師に山口颯一さん(一般社団法人ELLY代表)を招いた。 ・市報等の広報紙に取り上げ啓発を行った。  (はばたき)館報に啓発記事を掲載した。他団体や児童センターとともに子どもから大人までを対象に啓発活動をした。解放文化祭の共同作品としてLGBTを題材とした作品を作成し出展した。	○	・LGBTをテーマとした講座に126人の参加があり、アンケート結果は96.6%が満足と回答。  (はばたき)館報に記事を掲載。子どもたちへ絵本を通じて啓発を進め、地域や保護者へ解放文化祭の作品でアピールをした。(評価:△)	○	・継続して啓発を行っている。  (はばたき)啓発としては、不十分である。子どもたちとともに考え、職員自らも意識を変えていく取り組みにしなければならぬ。今後も継続した啓発を推進していかなければならない。(評価:△)	・継続した学習機会や情報提供に努める。 ・他団体等と共同により学習機会の提供に努める。  (はばたき)継続して啓発と学習機会の提供をしていく。学びを実践に変えていくよう努力する。学習教材の発掘と提供をしていく。

5 拉致被害者等の人権

□ 現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題について国は17名を拉致被害者として認定しています。しかし、何ら進展が見られず、拉致被害者家族も高齢化が進み一日も早い全面解決が望まれています。県内にも拉致被害者として認定された松本京子さんをはじめ、拉致された疑いのある方が4名います。本市においても、人権問題として拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるため、拉致問題啓発パネル展や講演会等が開催されています。

□ 主な施策と方向・方針

□事業計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

番号	項目名	内容	担当課	事業名	平成28年度の事業実績報告	平成29年度の事業実績報告	平成30年度の事業実績報告	令和元年度以降の事業計画	令和元年度の事業実績報告	R1 評価	R1 評価理由	H28～ R1総合 評価	H28～R1 総合評価理由	令和2年度以降の事業計画
1	啓発活動の推進	拉致問題に対する市民の認識を深めるため、県、他市町村、関係団体と連携しながら学習機会や情報提供に努め、啓発活動を積極的に進めます。	防災安全課	拉致被害者帰国支援		・平成29年度中の拉致被害者の帰国なし	拉致被害者の帰国なし	拉致被害者が救出され生還した場合、自立支援と生活基盤の再建等、県と協力、連携した取組を行う。	拉致被害者の帰国なし	○	拉致被害者の帰国なし	○	拉致被害者の帰国なし	拉致被害者が救出され生還した場合、自立支援と生活基盤の再建等、県と協力、連携した取組を行う。
			人権政策課	人権啓発	H28年度は取り組めていない。	・H29年度は取り組めていない。	・H30年度は取り組めていない。	・継続した学習機会や情報提供に努める。	全国人権擁護員連合会主催の「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を関係機関、市民へ広報を行った。また、市公用バスを利用して市民10人が参加した。	○	「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」の広報と参加者支援を行った。	△	継続して取り組めていない。	学習機会や情報提供に努める。